

2014年

知識財産侵害対応および 保護執行に関する報告書

[年次報告書]



大統領所屬

国家知識財産委員会

Presidential Council on Intellectual Property

未来創造科学部・外交部・法務部・文化体育観光部・農林畜産食品部・海洋水産部
食品医薬品安全処・関税庁・検察庁・警察庁・特許庁・貿易委員会

2014 年

知識財産侵害対応および
保護執行に関する報告書

[年次報告書]



未来創造科学部・外交部・法務部・文化体育観光部・農林畜産食品部・海洋水産部
食品医薬品安全処・関税庁・検察庁・警察庁・特許庁・貿易委員会

知識財産の保護、 経済革新を促進します。

私たちは現在アイデアが世の中を変える時代を生きています。これは特許・デザイン・著作物のような知識財産が企業の死活を左右し、国家経済の新しいパラダイムを導く柱の役割を担っているという意味です。

韓国政府も知識財産を国の発展の中核動力として認識し、その創出と保護に向けて弛まぬ努力を注いでいます。知識財産の裾野を拡大し、人材を育成するために年間約 48 万人を対象に知識財産教育を実施しており、迅速に知識財産を権利化するために特許・商標・デザインの審査処理期間も短縮しました。

しかし、価値がある知識財産であってもきちんとした保護管理体系がなければ、「砂上の楼閣」に過ぎません。そのため、政府は政府レベルで法・制度を改善しており、強力な知識財産権保護政策を通じて知的創作物を保護し、これによって付加価値を創出するために最善を尽くしています。

政府が『知識財産侵害対応および保護執行に関する報告書』を発刊する理由も知識財産権の保護執行による成果を国内・国外に広く知らせ、韓国政府の知識財産権に対する保護の意志を示す一方で、海外に進出している韓国企業を保護し、グローバル企業の対韓投資を促すためです。

これからも政府は、このような取り組みを一層強化し、この報告書が「知識財産保護の盾役」を果たすことをお祈りします。

国務総理



知識財産の保護は、 創造経済の基本秩序

国民と企業の独創的なアイデアが重要視される創造経済のパラダイムにおいて特許・ブランド・著作物など知識財産の価値と重要性は日々増えています。15世紀に世宗大王がハングルを創造し、農業生産に使える優秀な器具を発明して農業生産量を増加させたように、21世紀は無形の知識財産が高い付加価値と雇用効果を生み出す創造経済の核心になっています。

このように知識財産が国の発展の中核的な原動力に浮上し、政府は知識財産の創出と保護に向けて弛まぬ努力を続けています。法務部・文化体育観光部・特許庁など知識財産関連の部処が参加する政府レベルの「知識財産保護政策協議会」を運営しており、知識財産を尊重する文化の拡散および人材の育成に向けて知識財産教育を施行するなど、政策的取り組みを強化しています。

韓国政府は独創的な科学技術と文化コンテンツに基づいて新たな付加価値を創出する創造経済を構築し、特許・商標・デザインの国際出願と審査処理期間の短縮などを通じて世界市場において国際信認度を高めています。国際特許出願(PCT)は世界5位、デザイン出願は世界3位、商標出願は世界7位に上っており、国内企業と教育機関なども研究開発(R&D)および知識財産権に関する出願において高い順位にランクされています。

しかし、優れた知識財産もその力を発揮するには市場においてきちんと尊重され、保護を受けられる環境作りが先行しなければなりません。従って、知識財産権の保護に向けた政府レベルの取り組みを通じて我が国で作られた技術と創作物が市場において活発に流通され、付加価値を生み出すように支援することは極めて重要な活動です。

政府の国政課題である「知識財産の創出・保護・活用の先進化」事業の一環として毎年発刊される『知識財産侵害対応および保護執行に関する報告書』により、知識財産権に対する国民の認識が向上し、ひいては国際社会における韓国の信認度が一層高まるきっかけになることをお祈りします。

国家知識財産委員会民間委員長

윤종용

創造経済の環境、 知識財産の保護と尊重を基盤に

創意工夫の価値が日増しに重要視される今日、特許、著作権などの知識財産は、産業発展と経済の成長に向けた戦略的手段として活用されています。世界主要国では、知識財産の開発と蓄積のみならず、自国が有している知識財産の保護執行のために政策的な対応を強化しています。

韓国政府も国家知識財産委員会を中心に社会全般において知識財産の創出、保護、活用の土台を作るために多大な努力を重ねてきました。代表的に、国内のみならず米国、中国、ドイツなど5カ国に海外の知識財産権保護と紛争解決を支援する海外知識財産センター(IP-DESK)を設立しました。また、政府を上げて知識財産保護政策を推進し、ソフトウェアの違法コピーの割合が2008年の43%から2013年に38%へ減少するなど、期待とおりの成果も上げました。

創造経済の主務部処である未来創造科学部も独創的な知識財産が土台となる環境を構築するため、様々な方策を講じました。政府・出捐研究機関の技術価値評価に対する協業システムの構築、技術価値評価の専門教育および人材育成の推進などによって高付加価値の知識財産が一層活性化される環境を作りました。さらに、創造経済タウン、無限想像室などにより国民の独創的なアイデアが創業・事業化につながって付加価値を創出できる道筋を提示する活動にも積極的に乗り出しています。

そのため、この1年間知識財産に関する政策の推進方策とその成果を取りまとめ、報告書で発刊しました。創造経済の中核資産である知識財産をより効果的に保護・管理し、これからの方向性を総合してまとめた『知識財産侵害対応および保護執行に関する報告書』を通じて、政府による知識財産権の保護執行の効率性を一層高め、全国民が知識財産を尊重し、保護する文化を拡散させるきっかけになることを祈ります。

未来創造科学部長官

최양희

知識財産の保護、 21 世紀の国家競争力の原動力

今日、世界経済の秩序は技術力、ブランド、デザインなど知識財産を中心に急速に変化しています。かつて国家競争力の源が土地、資本などの有形資産だったとすれば、現在は技術、特許などの知識財産が中核要素として定着しています。

このようなグローバル環境の中で、我が国も 2011 年に国レベルの知識財産コントロールタワーである国家知識財産委員会を立ち上げ、知識財産を体系的に管理し、その価値を高めて国家競争力をさらに強化するために多元的な取り組みを続けています。

法務部も全国 26 検察庁に「知識財産権侵害事犯の担当捜査班」を編成し、文化体育観光部、特許庁などの関係機関と合同捜査体系を構築して知識財産侵害に徹底的に対応しています。不断の努力で創出した知識財産がグローバル市場においてその価値を認められて取引されるよう、弁護士、弁理士、外国法諮問、教授などで構成された「国際投資知識財産権法律諮問団」を運営して海外に進出する中小企業などに法律諮問サービスも無料で提供しています。

最近早いスピードで変化する情報通信技術社会において、韓国の国家競争力と国際信認度の向上のために知識財産権の保護力量を高めることは何よりも重要です。そのためには、現在の知識財産保護環境および実態を明確に分析し、それに合わせた長・短期計画を立てなければなりません。

この度国家知識財産委員会で発刊する『知識財産侵害対応および保護執行に関する報告書』は、知識財産保護政策の現況と成果を正確に分析し、今後の方向性を提示する貴重な資料です。報告書の発刊にご尽力された国家知識財産委員会と全ての関係機関の方々に感謝の意を表します。

同報告書が広く活用され、韓国の知識財産保護水準を一段と成長させ、21 世紀の知識大国に跳躍するきっかけになることをお祈りします。

法務部長官 황교안

創造経済と文化隆盛、 その中心の知識財産

『知識財産侵害対応および保護執行に関する報告書』の発刊を心からお祝い申し上げます。

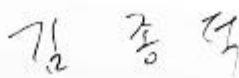
未来の新成長産業である「創造産業」が頭角を現し、知識財産の重要性が日々増しています。知識財産は文化隆盛時代の要でありコンテンツ産業の成長の根幹でもあるため、その重要性はさらに注目を浴びています。

このような時代に創造経済を実現するためには、著作物をはじめとする知識財産が安定的に保護を受けると同時に自由かつ円滑に流通される健全な環境を構築することが重要です。

文化体育観光部は、昨年の1年間、著作権の保護と知識財産利用の活性化が均衡と共生を成す知識財産の環境作りに向けて様々な政策を推進しました。「創作物公募のガイドライン」と「著作権の譲渡・利用許諾に関する標準契約書」などを作成して創作者の権益を保護し、国と自治体、公共機関で保有している著作物を国民が自由に利用できるように「公共著作物の自由利用制度」を施行しました。また、デジタル環境の変化に伴う新しい類型の著作権侵害に対応すべく取締まりを強化する一方、著作権を尊重する文化を拡散させるための教育と広報活動にも力を入れました。

このような努力の過程と結果を盛り込んで発刊した『知識財産侵害対応および保護執行に関する報告書』が知識財産保護政策の現況とこれまでの成果を確認し、これからの方向性を模索する貴重な資料として使われることを願います。また、知識財産に対する全般的な情報を韓国社会に広く知らせる役割を果たすことも期待しています。報告書の発刊にご尽力された関係者の皆様に感謝を申し上げます。

文化体育観光部長官



経済の国境で 知識財産権を守る

国境のないグローバル経済の時代、世界が1つの市場とされる競争市場は、企業に想像力と創意工夫を求め、無形の知識財産に無限な価値を付与します。

目に見えない知識財産の付加価値が物質的財産の経済的価値を上回り、かつて知識財産の保護が有名ブランドを有した少数の国々が抱えていた問題だったとすれば、現在は文化コンテンツをはじめ知識財産権を有している全ての国々の問題となっています。韓国でも韓流を機にゲーム、音楽、出版、広告、放送などコンテンツ産業の輸出が増加し、知識財産権の保護に対する重要性が高まっています。

世界中における模倣品取締まりの66%は税関で摘発されたという世界税関機構(World Customs Organization)の発表(2012)からも分かるように、経済国境で行われる税関当局の知識財産権侵害品の取締まりは、流通段階における取締まりより有効であるだけでなく、侵害行為が起こる前に知識財産権侵害を防ぐことができるという点で効果的です。

関税庁は、健全な創意工夫の活動を支援し、模倣された自動車部品と偽物の医薬品から国民の健康と財産を保護するため、健康と社会安全に直結する品目と産業被害が大きい品目を中心に集中的な取締りを強化しています。また、民間との協力を通じて国内企業の知識財産権を保護し、韓国企業が海外において知識財産権の侵害による被害を被ることが発生しないよう、外国税関との共助にも最善を尽くしています。

知識財産権の保護は、1機関単独の努力では決して成果を出すことができません。知識財産権の保護という共同目標の達成に向けて関係機関と企業が積極的に参加したときに初めて知識財産大国、韓国が実現されると信じます。

この『知識財産侵害対応および保護執行に関する報告書』の発刊が国の総合的な知識財産保護に対する努力を確認し、これからの知識財産保護水準を一層発展させるきっかけになることをお祈りします。

関税庁長キム・ナクフェ



知識財産の環境

堅固な知識財産保護によって作ります

創造経済を初めて提唱した英国のジョン・ホーキンス(John Howkins)教授は、「創造経済のための流通貨幣は知識財産であり、知識財産のない創造経済は無意味だ」と強調しました。政府が推進している経済革新3カ年計画の充実な履行と創造経済の実現を後押しするためには堅固な知識財産環境作りが求められます。

独創的なアイデアと想像力を基に多様な研究開発活動により優れた科学および技術的成果を生み出し、これを通じて新しい市場と産業を創出する創造経済の環境を構成する横糸と縦糸は、知識財産という流通貨幣とすることができます。

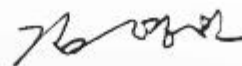
創造経済が花を咲かせるには知識財産の体系的な創出、活用と共に独創的なアイデアと革新的活動の成果である知識財産がその価値を認められ、尊重される保護環境を作っていくことが重要です。

そのため、特許庁は権利者がきちんと保護を受けることができるよう、商標権特別司法警察隊を運営して知財権侵害に対する取締りを強化するほか、海外知識財産センター(IP-Desk)を設置して海外に進出した企業が知識財産権に関して経験する隘路事項の解消を支援しており、特許侵害による損害賠償額を現実化するなど、知財権制度の執行力を強化して実効性を高めるための様々な取り組みを続けています。

今回発刊される『知識財産侵害対応および保護執行に関する報告書』は、政府を上げて1年間推進した知識財産の保護に向けた様々な取り組みと成果を総合してまとめたもので、創造経済の流通貨幣である知識財産の保護政策活動およびその成果を確認し、今後改善していく方向を見極めるために使う貴重な資料になると思われま

す。報告書の発刊にご尽力された国家知識財産委員会をはじめ、全ての関係機関の担当者の方々に感謝の意を表すると共にこの報告書が知識財産保護の重要性に対する認識を一層深めるきっかけになることを祈っております。

特許庁長



目次

Contents

第1章

はじめに

第2章

知識財産の保護環境

第1節 産業財産権	6
1. 出願および登録件数の変化	6
2. 審判および訴訟紛争の現況	7
3. IP・技術金融の拡散	8
4. 知識財産権の使用料収支の現況	9
第2節 著作権	11
1. 著作物の登録現況	11
2. 国内における著作権侵害の現況	11
3. 海外における著作権侵害の現況	13
第3節 新知識財産権	14
1. 法律的な権利としての新知識財産	15
2. 新技術の出現と知識財産の保護	16
第4節 営業秘密	19
1. 産業技術流出の増加	19
2. 営業秘密訴訟のグローバル化	20

第3章

知識財産保護政策の現況

第1節 知識財産保護政策の方向	22
1. 国内における知識財産保護政策	22
2. 海外主要国における知識財産保護政策	24
第2節 保護政策の推進体系	31
1. 知識財産の管理機関および保護政策の推進体系	31
2. 保護法律および所管部処	32
3. 各部処別の知識財産保護活動	33
第3節 知識財産権に関する法律の制定・改正	38
第4節 2014年の知識財産保護政策	42
1. 産業財産権	42
2. 著作権	50
3. 新知識財産権	52
4. 営業秘密	54

第4章

知識財産保護政策の成果

第1節 知識財産侵害の対応および紛争解決の支援	58
1. 知識財産権侵害の対応および取締り活動の強化	58
2. 紛争解決に向けた支援	78
第2節 海外における知識財産権の保護および紛争解決の支援	90
1. 海外進出企業に対する保護支援	91
2. 海外における著作権の保護基盤の強化	98
第3節 知識財産を尊重する文化の拡散に向けた努力	102
1. 産業財産権分野	102
2. 著作権分野	107
第4節 知識財産保護技術の高度化	118
1. 産業財産権保護技術の高度化	118
2. 著作権保護技術の高度化	120
3. 営業秘密保護技術の高度化	124
第5節 部処間の協業および国際協力の拡大	128
1. 部処間の協業	128
2. 国際協力	130

第1節 国内における知識財産保護体系の強化	142
1. 権利化段階における保護の強化	142
2. 知識財産権紛争解決制度の先進化	145
3. 知識財産保護の執行力の強化	149
4. 国内政府部処および公共・民間機関間の協力体系の拡大	151
5. 知識財産権保護と共有・拡散の調和	152
第2節 デジタル環境に対応した保護体系の強化	154
1. オンラインにおける知識財産権保護の強化	154
2. オンラインにおける違法コピーへの対応力の強化	155
3. ソフトウェア保護水準の強化	156
第3節 海外における知識財産権保護の強化	159
1. 海外における知識財産権の保護および紛争対応支援の強化	159
2. 国際共助体系の確立	161
第4節 知識財産権に関する国際協力の拡大	162
1. 国際機関との協力拡大および議論への参加	162
2. 途上国に対する知識財産権活性化の支援	164
第5節 新知識財産の保護体系の強化	166
1. 新知識財産権保護制度の強化	166
2. 新知識財産権の創出・活用の基盤強化	168
3. 未来有望技術および新知識財産の掘り起こし・活用に向けた基盤の構築	169
参考文献	171

表の目次

〈表 2-1-1〉最近 5 年間の産業財産権の出願現況	6
〈表 2-1-2〉最近 5 年間の産業財産権の登録現況	7
〈表 2-1-3〉権利別の審判請求現況	7
〈表 2-1-4〉特許法院および大法院における訴訟現況	8
〈表 2-1-5〉知識財産権の使用料収支の推移	9
〈表 2-2-1〉年度別の著作物の登録現況	11
〈表 2-2-2〉違法コピー品の流通現況	12
〈表 2-2-3〉ソフトウェア市場の侵害規模	12
〈表 2-2-4〉オンラインにおける違法コピー品の流通ルート別流通量の変化	13
〈表 2-3-1〉新知識財産権の保護に向けた特別法の体系	15
〈表 2-3-2〉3D プリンター分野の年度別出願の現況	17
〈表 3-2-1〉知識財産に関する保護法律および所管部処	33
〈表 3-3-1〉特許法の一部改正の主な内容(2015. 1. 1. 施行)	38
〈表 3-3-2〉実用新案法の一部改正の主な内容(2015. 1. 1. 施行)	39
〈表 3-3-3〉商標法の一部改正の主な内容(2014. 6. 11. 施行)	39
〈表 3-3-4〉デザイン保護法の全部改正の主な内容(2014. 7. 1. 施行)	40
〈表 3-3-5〉不正競争防止および営業秘密に関する法律の一部改正の主な内容 (2014. 1. 31. 施行)	40
〈表 3-3-6〉著作権法の一部改正の主な内容(2014. 7. 1. 施行)	41
〈表 3-3-7〉知識財産権に関する法律の制定・改正(2014)	41
〈表 3-4-1〉IP5 特許出願言語の要件の比較	45
〈表 3-4-2〉地理的表示保護の所管部処とその根拠法	53
〈表 3-4-3〉遺伝資源保護の所管部処とその根拠法の目的および規律対象	54
〈表 4-1-1〉商標権特別司法警察隊による模倣品取締りの実績	58
〈表 4-1-2〉関税庁による知識財産権侵害取締りの実績	61
〈表 4-1-3〉検察庁による知識財産権侵害事犯取締りの実績	62
〈表 4-1-4〉警察庁による商標権侵害事犯取締りの実績	62
〈表 4-1-5〉(旧)海洋警察庁による商標権侵害事犯取締りの実績	62
〈表 4-1-6〉食品医薬品安全処による違法医薬品取締りの実績	64
〈表 4-1-7〉不公正貿易行為の調査現況	65
〈表 4-1-8〉自治体・韓国知識財産保護協会による模倣品合同取締りの実績	66
〈表 4-1-9〉デジタル著作権のフォレンジック捜査の支援現況	68
〈表 4-1-10〉韓国著作権委員会による年度別是正勧告件数の現況	69
〈表 4-1-11〉文化体育観光部による年度別是正命令件数の現況	69
〈表 4-1-12〉オフラインにおける違法コピー品取締りの実績	70
〈表 4-1-13〉シルバー監視人の通報による取締りの実績	71
〈表 4-1-14〉在宅モニタリングの運営実績	72
〈表 4-1-15〉ICOP による違法コピー品モニタリングの実績	74
〈表 4-1-16〉品種識別マーカ―を利用した DNA 構築の現況	75
〈表 4-1-17〉品種保護権の登録現況(2014 年 12 月基準)	76
〈表 4-1-18〉農水産物品質管理法上の地理的表示の登録現況(2014 年 12 月基準)	76
〈表 4-1-19〉団体標章の年度別登録件数	77
〈表 4-1-20〉国家生物資源の保有現況	78

〈表 4-1-21〉所管部処の別政府研究機関による生物資源の保有現況	78
〈表 4-1-22〉公益弁理士特許相談センターによる審判および審決取消訴訟の 直接代理支援の実績	81
〈表 4-1-23〉公益弁理士特許相談センターによる民事訴訟費用支援の実績	81
〈表 4-1-24〉公益弁理士特許相談センターによる年度別法律相談の実績	82
〈表 4-1-25〉国際知財権紛争の予防コンサルティングの主な支援現況	83
〈表 4-1-26〉著作権守り隊教育の運営現況	84
〈表 4-1-27〉年度別、分野別の調停現況	85
〈表 4-1-28〉調停処理の現況	85
〈表 4-1-29〉法院連携型調停の処理現況(ソウル中央地方法院)	86
〈表 4-1-30〉年度別調停申立の現況と成立件数	87
〈表 4-1-31〉国家最上位ドメイン名に係る紛争調停の申立・処理現況	87
〈表 4-1-32〉年度別知識財産権に係る商事仲裁申立の現況および金額	89
〈表 4-2-1〉IP-DESK の運営実績(2014 年 12 月基準)	92
〈表 4-2-2〉コンサルティング分野別の主な支援内容	94
〈表 4-2-3〉企業間協議体の支援内容	94
〈表 4-2-4〉知識財産権訴訟保険の支援内容	95
〈表 4-2-5〉海外知識財産権保護ガイドブックの発刊の現況	96
〈表 4-2-6〉海外における侵害救済措置の支援現況	99
〈表 4-2-7〉海外における著作権保護に関する現況	101
〈表 4-3-1〉消費者に対する認識向上事業活動の現況	104
〈表 4-3-2〉知識財産保護に関する青少年向け教育コンテンツ	106
〈表 4-3-3〉体験教室の運営現況	108
〈表 4-3-4〉研究学校の運営現況	108
〈表 4-3-5〉現場で行う著作権教育の運営現況(生徒向け)	108
〈表 4-3-6〉青少年に対する著作権意識調査の現況	109
〈表 4-3-7〉オンラインにおける青少年向け著作権教育の現況	109
〈表 4-3-8〉現場で行う著作権教育の運営現況(成人向け)	110
〈表 4-3-9〉大学生および一般人に対するオンライン上の著作権教育の現況	110
〈表 4-3-10〉保護者に対するオンライン上の著作権教育の現況	111
〈表 4-3-11〉著作権文化学校の修了現況	111
〈表 4-3-12〉著作権アカデミーの修了現況	112
〈表 4-3-13〉公共分野におけるオンラインコースの修了現況	112
〈表 4-3-14〉2014 年度中小企業に対する著作権サービスの支援現況	116
〈表 4-4-1〉オンライン上の模倣品取締りの実績	119
〈表 4-4-2〉2014 年度著作権技術の R&D 現況	121
〈表 4-4-3〉統合著作権管理番号(ICN)の交付現況	123
〈表 4-4-4〉オンライン上の契約締結の利用現況	123
〈表 4-4-5〉プログラム著作物の任置契約の現況	124
〈表 4-5-1〉分科別幹事機関および 2014 年の活動実績	129
〈表 4-5-2〉国家知識財産ネットワーク(KIPnet)カンファレンスの開催現況	129
〈表 4-5-3〉グローバル知財権コンテンツの主な現況	133
〈表 4-5-4〉二国間協力の最近の主な成果	134
〈表 4-5-5〉特許庁長官会合の開催現況	135
〈表 4-5-6〉発効および妥結した FTA の主な内容	136
〈表 5-5-1〉2014 年 5 大産業分野および分野別 10 大未来有望技術	169

図の目次

<図 2-4-1> 検察による技術流出犯罪事犯の年度別処理現況	19
<図 3-1-1> 2012～2016 知識財産基本計画の政策目標および基本方向	23
<図 3-1-2> 米国の知識財産権政策の推進体系	25
<図 3-1-3> 中国の知識財産権政策の推進体系	27
<図 3-1-4> 日本の知的財産権政策の推進体系	28
<図 3-1-5> EU の知識財産権政策の推進体系	30
<図 3-2-1> 知識財産の保護政策に関する政府部処	31
<図 3-2-2> 国家知識財産委員会の機構図	32
<図 3-4-1> カスタマイズ型一括審査の概念図	43
<図 3-4-2> 権利別の審査処理期間の動向	43
<図 3-4-3> 知識財産 (IP) 金融の推進の概要	45
<図 3-4-4> 企業成長段階別の IP・技術金融の支援方案	46
<図 3-4-5> 職務発明補償規定の有無による企業の知識財産活動の比較	47
<図 3-4-6> バイオ産業の動向	54
<図 4-1-1> 特許庁による模倣品取締りの体系	59
<図 4-1-2> 第 1 期公正貿易知財権守り隊活動および第 2 期の発足	64
<図 4-1-3> 貿易委員会が制裁する知識財産権侵害の 5 つの類型	65
<図 4-1-4> 文化体育観光部による違法コピー品取締りの体系	67
<図 4-1-5> 著作権侵害サイトのアクセス遮断業務の手続きに関するフロー図	70
<図 4-1-6> クリーンマーク	72
<図 4-1-7> クリーンサイト指定の推移 (2012 年～2014 年)	73
<図 4-1-8> ICOP システムの構成図	73
<図 4-1-9> 特許審判および特許民事訴訟のフロー図	79
<図 4-1-10> 審判代理支援の処理手続き	80
<図 4-1-11> 訴訟費用支援の処理手続き	80
<図 4-1-12> 大韓商事仲裁院の仲裁手続き	88
<図 4-2-1> IP-DESK の設置地域	91
<図 4-2-2> IP-DESK の推進体系	92
<図 4-2-3> マスコミによる報道	92
<図 4-2-4> 海外における知識財産権紛争への初期対応の支援体系	95
<図 4-2-5> 国内ブランドの被害例	97
<図 4-2-6> 韓国著作権委員会の海外著作権センター	99
<図 4-3-1> 知識財産を尊重する文化の拡散に向けた MOU 締結 (2014. 5. 30.)	103
<図 4-3-2> 有名ブランドと模倣品購入に対する認識	103
<図 4-3-3> 官民合同の知識財産を尊重する文化の拡散キャンペーン	104
<図 4-3-4> 知識財産保護の広報活動	105
<図 4-3-5> 模倣品流通撲滅に関する公益広告	105
<図 4-3-6> 現場で行う知識財産保護に関する青少年体験学習	106
<図 4-3-7> 2014 正しい著作権グッド c キャンペーンの宣布式	114
<図 4-3-8> 正しい著作権グッド © キャンペーンのスローガン/ロゴ	114
<図 4-3-9> 正しい著作権グッド © キャンペーンの広報動画	114
<図 4-4-1> オンライン上のモニタリングシステムの運営手続き	119
<図 4-4-2> 電子研究ノートサービスの運営手続き	120

<図 4-4-3>デジタル著作権取引所の概念図	122
<図 4-4-4>営業秘密原本証明サービスの概念図	124
<図 4-4-5>営業秘密管理実態の診断手続き	125
<図 4-4-6>営業秘密の統合管理支援プログラムの構成	126
<図 4-4-7>セキュリティー管制サービスの概念図	126
<図 4-4-8>内部情報流出防止サービスの概念図	127
<図 4-4-9>技術任置制度の利用手続き	127
<図 4-5-1>適正技術を適用した商品およびブランドの開発例	132
<図 4-5-2>ICOTEC2013	139
<図 4-5-3>ICOTEC2014	139
<図 5-5-1>特許など知識財産権訴訟の管轄制度の改善前後の比較	146

第 1 章

はじめに

はじめに

グローバル経済は、商品の価値が物理的な生産活動ではなく創意性、感性、研究開発のような知識活動によって決定される知識基盤の経済¹に向かっている。知識基盤の経済においては、知識財産が土地・資本・労働より重要な生産要素であり、企業が有している特許、商標、デザイン、著作権などの知識財産保有の程度と価値が未来の成長可能性を予測する中核的な指標となる。

従って、主要国は自国の経済・社会の状況を踏まえて知識財産を単なる保護すべき対象として認識するのではなく自国の経済成長を牽引する、革新を促す政策の主なツールとして活用している。ここで2012年の米国に次ぎ、2013年に欧州が知識財産集約産業の経済的効果を分析した結果に注目する必要がある。米国商務省は2012年4月11日、特許・商標権、著作権別に知識財産集約産業を定義し、この集約産業が米国経済の全般に及ぼす結果を分析²した（‘12.4.11.）。欧州特許庁と欧州共同体商標意匠庁も共同研究を通じて知識財産権が欧州経済に与える影響に関する研究結果を発表した（‘13.9.30.）。その結果、米国はGDP全体の35%、欧州は39%程度を知識財産集約産業が占めていることが分かった。これは、知識財産が国の経済において占める割合が高いという意味であり、主要国が知識財産戦略の樹立をアグレッシブに推進している主な理由でもある。

また、国家間の貿易取引においても知識財産は主な争点として浮上している。要するに、従来の国家間の貿易紛争がダンピング輸出により被害を受けた輸入国の同種商品の生産者などが反ダンピング提訴(anti-dumping suit)をし、輸入国でこれを受け入れて反ダンピング関税を賦課する方式から、知財権侵害に基づいて自国内の輸出入を制限する方式に変化している。米国の場合、反ダンピングによる貿易制裁は1998年以降に年平均約2%ずつ減少しているが、特許侵

¹ 知識基盤の経済は、知識と情報の生産・配分・使用を直接的な基盤とする経済を意味する(an economy which is 「directly based on the production, distribution and use of knowledge and information」)、 「The Knowledge-Based Economy」、OECD(1996)

² 米国商務省、「知識財産と米国経済(Intellectual property and the U.S. economy)」、2012.

害を根拠とした輸入禁止の決定は、年平均15%ずつ急増している³。

先進企業はこのような環境の中で競争力を備えて生き残るために中核的な知識財産の蓄積および開発に拍車をかけている。従来の事業から得た収益を無形資産に集中的に投資しており、独自にまたは中核特許を保有している企業間の協力によって標準化を進めるなど、市場における独占的地位を確保しつつある。また、後発企業に対して特許侵害訴訟を提起して輸出入を禁止する、または巨額の損害賠償金を負担させることで優越的地位を維持するための戦略を駆使している。それと共に強力な知財権戦略の樹立・紛争への対応などのために知財権を担当する人材の拡充などを大幅強化している。

韓国政府もこのような国内・国外の政策環境の変化に積極的に対応し、個人と企業の知識財産が効率的に新しい成長動力を生み出し、究極的には経済的付加価値と雇用の創出につながるなど、知識財産に基づいた創造経済の環境作りに取り組んできた。その結果、米国通商代表部(United States Trade Representative: USTR)が毎年指定する知識財産権分野の監視国(Watch List)から6年(2009~2014)連続で外された。特に2014年の発表によると、韓国は「この25年間、相当な進展を成し遂げた国」であり、「知識財産権の保護および執行において最高水準の基準を備えた国」と認められた。

しかし、韓国の知財権保護順位は、世界経済フォーラム(World Economic Forum: WEF)基準で68位(144カ国中)、スイス国際経営開発研究所(International Institute for Management Development: IMD)基準で41位(60カ国中)に止まっており、知識財産侵害に対する保護執行力の水準は、韓国の経済規模または国家競争力に比べると依然として不十分だと指摘されている。

知識財産が有効に保護を受ける環境の中で、知識財産は拡大・再生産の好循環を通じて社会と経済全般を変革に導く原動力となる。しかし、知識財産がきちんとした保護・尊重を受けられない場合、独創的なアイデアの無断盗用、知識財産に係る不要な紛争・対立が誘発され、健全な知識財産環境の構築を阻害し、経済的被害をもたらしかねない⁴。従って、本報告書を通じて知識財産の価値と必要性および尊重の文化が拡散するきっかけを作る一方で、知識財産の保護に向けた韓国政府の意志と努力を国内・国外に知らせる土台にしたい。

本報告書においては、知識財産を巡る国内・国外の保護環境を客観的に理解し、韓国政府が

³ 韓国特許庁、知識財産白書(2013)、35 ページ

⁴ 国内における模倣品の被害規模(推定): 約17兆ウォン(www.havocscope.com、'13)

施行する知識財産の保護および執行に向けた政策の現況を紹介する。そして政府が推進した政策の結果としてこの1年間どのような成果が得られ、これからの方向性はどうであるべきかについて提示する。

具体的には「第2章 知識財産の保護環境」において知識財産を産業財産権(特許・実用新案・商標・デザイン)、著作権、新知識財産権および営業秘密に分けて経済的・社会的・法律的保護環境について説明した。「第3章 知識財産の保護政策」においては韓国政府による知識財産保護の推進体系、知識財産に関する主な法律(制定・改正を含む)および所管の主務部処を紹介し、同部処で行う主な知識財産保護政策について説明する。一番重要な内容で構成された「第4章 知識財産保護政策の成果」においては侵害への対応および取締りの活動、紛争の解決に向けた支援、海外における知財権保護および知識財産を尊重する文化の拡散に向けた努力、新しい技術的保護措置の紹介と共に知識財産の保護に向けた政府部処および公共・民間機関間の協業および国際協力などについて検討した。最後に「第5章 対応方向および今後の見通し」では、このような背景の下でこれから進むべき方向について提示した。

第 2 章

知識財産の保護環境

第1節 | 産業財産権

1. 出願および登録件数の変化

2014年の特許・商標の出願件数は、前年比それぞれ2.8%、1.7%と小幅の増加を見せた反面、実用新案・デザインの出願件数は前年比それぞれ16.3%、3.9%減少した。そして実用新案は長期間保護を受けることができる特許に代替されたことで、2年連続で2桁の減少率を見せるなど、急激な減少傾向にある。2014年産業財産権の出願件数全体は43万4,047件で、前年比0.9%増加し、創造経済の活性化政策に伴って今後も産業財産権の出願件数は引き続き増加する見通しだ。

〈表 2-1-1〉最近5年間産業財産権の出願現況

(単位：件)

年度別 権利別	2010	2011	2012	2013	2014
特許	170,101	178,834	188,305	204,589	210,292
実用新案	13,661	11,853	15,422	10,968	9,184
デザイン	57,187	56,522	63,135	66,940	64,345
商標	108,324	123,807	132,517	147,667	150,226
合計	349,273	371,016	396,379	430,164	434,047

※出処：特許庁、知識財産白書(2013)および月別知識財産統計(2014)

2014年の特許・デザインの登録件数は前年比それぞれ1.9%、14.2%増加した反面、実用新案・商標の登録件数は前年比それぞれ16.8%、0.3%減少した。2014年産業財産権の登録件数全体は28万8,553件で、前年比2.8%と小幅の増加となった。産業財産権出願の増加傾向および特許庁の持続的な審査処理期間の短縮により、登録件数は毎年増加する見通しだ。

〈表2-1-2〉最近5年間産業財産権の登録現況

(単位：件)

年度別 権利別	2010	2011	2012	2013	2014
特許	68,843	94,720	113,467	127,330	129,786
実用新案	4,301	5,853	6,353	5,959	4,955
デザイン	33,697	42,185	46,146	47,308	54,021
商標	53,136	71,255	77,903	100,094	99,791
合計	159,977	214,013	243,869	280,691	288,553

※出処：特許庁、知識財産白書(2013)および月別知識財産統計(2014)

一方、世界知的所有権機関(World Intellectual Property Organization: WIPO)が発表した「2014年世界知的財産指標」において、2013年の韓国は特許出願20万4,589件、設定登録12万7,330件および累積81万2,595件⁵で、前年度と同様にそれぞれ世界4位を維持している。

2. 審判および訴訟紛争の現況

イ. 特許審判院の審判

2014年の審判請求件数は11万981件で前年比7.9%減少したが、これは審査前置制度の廃止および再審査制度の導入によるものと考えられる。各権利別に見ると、前年比特許は9.5%、実用新案は25.2%、商標は7%減少したが、デザインは25.9%と大幅増加した。最近国内・国外企業間のデザイン紛争が相次ぎ、権利保護の重要性が浮上してデザイン権利に対する認識が強化されたことでデザインの審判件数が大いに増加したと分析されている。

〈表 2-1-3〉権利別審判請求の現況

(単位：件)

年度別		2010	2011	2012	2013	2014
区分 請求 (伸び率)	特許	9,270	9,664	10,039	8,111	7,335
	実用新案	559	473	402	336	251
	デザイン	689	438	569	454	572
	商標	3,354	3,855	3,737	4,113	3,823
	合計	13,872	14,430	14,747	13,014	11,981

※出処：特許庁、知識財産白書(2013)および2014年審査・審判成果に関する報道資料(’15.1.13.)

⁵ 特許権の存続期間が満了していない累積された登録件数

ロ. 特許法院・大法院の訴訟

1998年に特許法院が設立されて以降、特許審判院の審決に対して特許法院に提訴した割合は、2000年の24.9%から2013年に15.3%と減少傾向にある。2009年から2013年まで5年間の審決取消率(特許法院の判決のうち特許審判院の審決を取り消した割合)は22.3%で、2007年以降安定的な減少傾向を見せている。

〈表 2-1-4〉特許法院および大法院における訴訟現況

年度		2009	2010	2011	2012	2013
特許法院	訴提起 可能審決	6,452	6,195	7,267	6,930	6,816
	訴提起	979	973	1,254	1,145	1,044
	提訴率(%)	15.2	15.7	17.3	16.5	15.3
	判決件数	1,144	992	1,237	1,183	1,025
	取消判決	270	211	280	270	214
	取消率(%)	23.6	21.3	22.6	22.8	20.9
大法院	上告件数	468	367	408	427	344
	上告率(%)	40.9	37.0	33.0	36.1	33.6
	言渡し	556	399	369	419	372
	破棄件数	54	46	44	36	37
	破棄率(%)	9.7	11.5	11.9	8.6	9.9

※出処：特許庁、知識財産白書(2013)

特許法院の判決に不服して大法院に上告した割合を見ると、2013年には前年比2.5%減少した33.6%で、上告審において特許法院の判決を破棄した割合は2013年に9.9%で、最近5年間の破棄率10.3%に比べ多少低いことが分かった。

3. IP・技術金融の拡散

2012年、国内のIP市場の規模は約11兆4千億ウォンであり、公共・民間を含めたIP金融の支援規模は約6千6百億ウォンだった⁶。2013年に主な金融機関はIPファンド、IP輸出資金の支援、IP

⁶ 金融委員会の報道資料('13.7.30.)

評価保証およびIP買収保証など知識財産金融に合計1兆ウォンを支援する方針を立てており⁷、特許庁は2014年1月、韓国知識財産評価取引センターを設立するなど、IP・技術金融の活性化に向けたIP価値評価の基盤作りのために力を入れた。金融界もIP・技術に対する投資・融資・保証など資金供給のために金融活動全般に関する専用商品を増やし、専従組織を整備するなど政府と民間がIP・技術金融の本格的な拡散に向けて努力している。一方、2014年8月に金融委員会は「創造金融の活性化に向けた金融革新の実践計画」⁸を樹立しており、技術価値評価に基づいて優れた技術力を有している企業に投資するため、3千億ウォン規模の技術価値評価投資ファンドを造成することにした。

4. 知識財産権の使用料収支の現況

韓国銀行の経済統計システムによると、2014年の知識財産権の国際取引使用料収入は51億50百万ドル、支給は103億68百万ドルで、知識財産権の使用料収支は52億18百万ドルの赤字となった。

〈表 2-1-5〉知識財産権の使用料⁹収支の推移

(単位：億ドル)

年度 区分	2009	2010	2011	2012	2013	2014
収支	-41.00	-59.95	-30.16	-47.14	-55.09	-52.18
輸入	32.55	31.88	43.99	39.03	43.28	51.5
支給	73.56	91.83	74.15	86.17	98.37	103.68

※出処：特許庁、知識財産白書(2013)および月別知識財産統計(2014)

韓国産業技術振興協会が発表した「2013年度技術貿易統計調査」によると、韓国の2013年技術貿易¹⁰規模は188億8千万ドルで、前年比15.4%増加した。具体的には、技術輸出は前年(2012年53億1千万ドル)より15億3千5百万ドル増加した68億4千6百万ドルに28.9%増え、技術導入は1

⁷ 2013年8月12日付の記事、「KDB産業銀行1,000億ウォン、輸出入銀行1,500億ウォン、技術保証基金2,000億ウォン、信用保証基金3,000億ウォン、企業銀行2,500億ウォンを支援する方針」(イートゥデー)

⁸ 2014年8月26日、金融委員会が青瓦台で開かれた国民経済諮問会議において報告

⁹ 韓国銀行がIMFの国際収支マニュアル(Balance of Payments Manual)に基づいて国際収支の中でサービス収支の下部項目として発表したもので、知識財産権の一部に該当する音響映像および関連知識財産権のコピー・配布権、コンピューターSWのコピー・配布権、フランチャイズおよび商標権ならびにR&Dによって創出された知財権使用料など4つの範疇に細部分類して統計を作成した。

¹⁰ 技術貿易は、技術および技術サービスについて国際的・商業的に費用の支出および収入がある取引を指すもので、特許販売およびライセンス、発明、ノウハウの伝授、技術指導の研究、エンジニアリング・コンサルティング、研究開発サービスなどを含む。

20億3千8百万ドルに前年(2012年110.5億ドル)比8.9%増加した。これによって2013年の技術貿易収支費(技術輸出額/技術導入額)は0.57と2012年の0.48に比べ改善されたことが分かった。

一方、特許庁と韓国銀行¹¹は現在通用されている知識財産権の使用料収支統計の不備を補完し、より客観的な細部現況分析および多様な政策の需要に対応するために特許・商標・著作権などあらゆる知識財産権の売買・ライセンス取引を包括する新たな知識財産権貿易収支統計体系の構築を推進しており、2015年度の最初の統計を発表する予定だ¹²。

¹¹ 2014年5月23日、特許等と韓国銀行間の知識財産貿易収支統計を開発するためのMOUを締結

¹² 国家知識財産委員会、「知識財産権貿易収支の統計開発方案」、第11回の本会議(‘14.8.)

第2節 | 著作権

1. 著作物登録の現況

韓国において、著作物の登録は著作権の権利発生要件ではないが、紛争が発生した時に推定力などの効力が発生する。2010年度から2014年度まで著作物の登録件数は持続的に増加しているが、これは著作物の同録が著作権の保護を強化できる手段だという認識が拡散した結果だと考えられる。

〈表 2-2-1〉年度別の著作物登録の現況

(単位：件)

年度 区分	2010	2011	2012	2013	2014	合計
著作権	26,033	27,867	30,470	31,076	33,549	148,995
著作隣接権	729	233	595	324	217	2,098
データベース	86	54	101	62	74	377
合計	26,848	28,154	31,166	31,462	33,840	151,470

※出処：韓国著作権委員会

2. 国内における著作権侵害の現況

イ. 違法コピー品流通の現況

2013年違法コピー市場の規模は約3,728億ウォンで前年比22.0%増加し、違法コピーによる合法著作物市場の被害規模は約2兆3,987億ウォンで前年比8.1%増加したことが分かった。2008年以降減少傾向が続いていた数値が2013年に急増した原因は、スマートフォンの普及が拡大するなど、コンテンツ利用環境の変化による違法コピーが再び増加した上、流通単価が上昇したことが影響したと分析される。しかし、政府の持続的な著作権保護政策の推進と違法コピーに対する取締りの強化により、2013年の合法著作物市場全体における侵害率が16.0%と前年比0.2%

減少し、2009年以降持続的な減少傾向を見せているのは著作権の保護環境が改善されている証拠となっている。

〈表2-2-2〉違法コピー品流通の現況

区分	2009	2010	2011	2012	2013
違法コピー品の利用経験率	42.4%	35.9%	35.3%	32.4%	33.3%
違法コピー品の流通量	23億9,602万個	18億9,571万個	21億27万個	20億6,000万個	24億742万個
違法コピーの市場規模	8,784億ウォン	5,102億ウォン	4,220億ウォン	3,055億ウォン	3,728億ウォン
合法著作物市場の規模(A)	8兆1,507億ウォン	8兆9,347億ウォン	10兆8,153億ウォン	11兆4,963億ウォン	12兆5,723億ウォン
合法著作物市場の侵害規模(B)	2兆2,497億ウォン	2兆1,172億ウォン	2兆4,987億ウォン	2兆2,186億ウォン	2兆3,987億ウォン
潜在的な合法著作物市場の規模(C=A+B)	10兆4,005億ウォン	11兆520億ウォン	13兆3,140億ウォン	13兆7,148億ウォン	14兆9,710億ウォン
潜在的な合法著作物市場の侵害率(B/C)	21.6%	19.2%	18.8%	16.2%	16.0%

※出処：韓国著作権団体連合会、著作権保護の年次報告書(2014)

ロ. ソフトウェアの違法コピー率の減少

ビジネスソフトウェア連合(Business Software Alliance : BSA)が世界中におけるソフトウェア違法コピー率を調査して発表した内容によると、韓国は2008年43%から2010年、2011年それぞれ40%、2013年には38%に減少した。これは世界平均の43%より低く、アジア平均の62%に比べると著しく低い水準ではあるが、2011年OECD平均の26%よりは高い水準である。持続的な違法コピー率の減少にもかかわらず、年間被害金額がさほど減少しない理由は、韓国の経済規模の拡大と共に高価ソフトウェアの違法コピーの増加が主な原因であると見られる。

〈表 2-2-3〉ソフトウェア市場の侵害規模

(単位：%)

区分	2008	2009	2010	2011	2012	
違法コピー率	韓国平均	43	41	40	40	38
	世界平均	41	43	42	42	43
	アジア平均	61	59	60	60	62
被害額(百万ドル)	622	575	722	815	712	

※出処：BSA、「The Compliance Gap, BSA global software survey」、June 2014¹³

¹³ 2011年からはBSA-IDCが隔年で侵害報告書を発行しているため、2012年の侵害規模は未収録

ハ. オンライン上の違法コピー品の流通による被害の持続

最近、韓国全体の違法コピー品の流通とソフトウェアの違法コピー率は減少した。しかし、インターネットの利用が一般化してデジタルファイル形態のコンテンツ利用が活発になったことで、オンラインによる違法コピー品の流通で合法的なコンテンツ流通市場の被害が後を絶たない。2013年のオンラインサービス提供者(OSP)の類型別違法コピー品の流通量を見てみると、41.5%がトレントを介して行われ、ウェブハードが36.0%、ポータルサイト13.7%、P2Pが8.7%の順となった。2009年に著作権スリーアウト制度が施行されたことでウェブハードにおける違法コピー品の流通量が大きく減少したものの、その後再び流通量が増加した。2012年5月に「ウェブハード登録制度」が本格的に施行されたが、その影響でトレントによる流通がウェブハードを追い越す逆効果が発生し、2013年にも依然としてトレントによる違法コピー品の流通が最も多い。

〈表 2-2-4〉オンラインにおける違法複製物流通ルート別の流通量の変化

区分	P2P		ポータルサイト		ウェブハード		トレント	
	流通量 (千個)	増減(%)	流通量 (千個)	増減(%)	流通量 (千個)	増減(%)	流通量 (千個)	増減(%)
2010	442,362	-48.4	304,884	-11.5	860,379	48.4	-	-
2011	245,067	-44.6	293,981	-3.6	731,532	-15.0	525,724	-
2012	209,359	-14.6	222,704	-24.2	664,758	-9.1	745,067	41.7
2013	183,646	-12.3	289,316	29.9	759,241	14.2	874,351	17.4

※出処：韓国著作権団体連合会、著作権保護年次報告書(2014)

3. 海外における著作権侵害の現況

2014年米通商代表部スペシャル301条報告書(‘14.4.30.発表)は、韓流コンテンツの進出が盛んになっている中国、東南アジア地域を知識財産権分野の監視国に分類して違法侵害の程度が高いと分析している。

韓国の音楽、ドラマなどは、中国と東南アジアを中心とした韓流ブームによってその人気は急上昇しているものの、経済的な実益に直結しない限界がある。また、海外現地市場の状況が急速に変化し、海外における著作権保護の実効性を確保するためには、侵害戦略を多国的に連携する国際共助が求められるため、政府間の緊密な協力関係を構築する必要がある。そのため、韓国政府は中国、東南アジア諸国と著作権保護に向けた官民交流を強化すると同時に韓国発著作物の海外における合法的な流通を促進するための様々な政策を推進している。

第3節 | 新知識財産権

新知識財産権(emerging intellectual property rights)は、特許、実用新案、デザイン、商標、著作権のような伝統的な知識財産権以外の新しい形態の知的創作物に対する財産的権利(知識財産基本法第3条第2号)を総称する。法律的な保護対象としての新知識財産は、社会的・技術的・経済的な環境変化によってその種類と保護範囲、効力が決定される。

新知識財産は、科学技術と社会環境の急激な変化に伴って多岐に渡って存在している。新知識財産も一般的な知識財産と同様に創作または開発に多大な時間、努力、費用がかかる反面、そのコピーまたは侵害が容易であるため、新知識財産に対する保護体系の構築と問題の改善を図る国レベルの取り組みが求められる。

新しく浮上した新知識財産は、適正な保護範囲および保護水準に関する議論と社会的コンセンサスを導く過程を経て制度化した権利であって、新知識財産権の保護対象として保護を受けることができる。特定の知識財産が知識財産権の保護対象として認められる制度化の過程は、従来の知識財産権法令の改正または解釈を通じて従来法令の保護対象として編入される、または新しい保護法律の制定によって行われる。ほとんどの新知識財産は、伝統的な知識財産権法(産業財産権、著作権法)または関連特別法(植物新品種保護法、農水産物品質管理法など)によって保護されている。さらに、3Dプリンティング、ビッグデータ、クラウド、モノのインターネットなど新技術の登場に伴って提起される新しい保護イシューに対する検討と研究が進められている。韓国政府はFTAなど国際条約およびグローバル市場環境の変化に応じて新たに保護の必要性が提起されている新知識財産を保護するために積極的に取り組んでいる。

1. 法律的な権利としての新知識財産

特許法、デザイン保護法、商標法、著作権法など伝統的な知識財産権法の保護範囲は、地道に拡大されてきた。法律の改正または法院の判例などを通じて最近新しく保護の必要性が提起されている新知識財産も持続的に伝統的な知識財産権法の保護対象として編入されている。

一例として、ビジネスモデルの発明と生命工学に関する発明を特許法の保護対象に規定した¹⁴。特に2006年には特許法を改正して有性生殖の植物発明も保護を受けられるようにした¹⁵。

新しいタイプの商標および地理的表示は、商標法と農水産物品質管理法に基づいた保護が行われている。商標法は「標章」の定義規定を改正して視覚的に認識できない音・匂いのようなものであっても記号・文字・図形またはその他視覚的な方法によって写實的に表現したものであれば、商標登録できる標章だと規定している。また、地理的表示は「地理的表示団体標章」および「地理的表示証明標章」の形態として商標法に基づく保護を受けている¹⁶。農水産物品質管理法に基づいて地理的表示の登録を受けた者は、登録した品目に対して地理的表示権を有し、地理的表示権を侵害した者に対してその侵害禁止および損害賠償の請求をすることができるほか、地理的表示権を侵害するおそれがある者に対して侵害予防を請求することができる¹⁷。

新知識財産権の保護領域が一つの法律体系の中で保護を受けることができない性質の内容である場合は、産業財産権法または著作権法など伝統的な知識財産権法の体系ではなく、特別法に基づいて保護している。国内法上、特別法により保護を受けている新知識財産権は次のとおりである。

〈表2-3-1〉新知識財産権の保護に向けた特別法の体系

法律	保護客体
半導体集積回路の配置設計に関する法律	半導体集積回路の設計
植物新品種保護法(旧種子産業法)	植物新品種
農水産物品質管理法	地理的表示
不正競争防止および営業秘密保護に関する法律	トレードドレス、ドメイン名、地理的表示など
インターネットアドレス資源に関する法律	ドメイン名

¹⁴ 特許庁、「コンピューター発明に関する審査基準」、2005；特許庁、「化学分野産業部門別の審査基準：生命工学分野」、2010。

¹⁵ (旧)特許法第31条規定を削除

¹⁶ 商標法第2条第1項第3号の2、第4号の2

¹⁷ 農水産物品質管理法第34条ないし第37条

2. 新技術の出現と知識財産の保護

新技術の登場と発展は、新知識財産の出現の土台となる。最近、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、モノのインターネット、3Dプリンティングなど関連技術の発展を受けて、当該技術そのものまたは当該技術を活用した結果に対する保護方法および保護水準に対する議論が進められている。

クラウドコンピューティングは、クラウド(Cloud)基盤のコンピューター技術を意味し、クラウドはコンピューターネットワーク内に隠された複雑なインフラ構造、つまりインターネットを意味する。クラウドコンピューティングは、ユーザが必要とするソフトウェアを自分のコンピューターに設置しなくてもインターネット接続を通じていつでも使用できる上、各種情報通信機器を通じてデータを容易に共有できる使用環境を提供する。このような環境に基づいてユーザは信頼性の高いサーバーにデータを安全に保管できる上、個人が持ち歩かなければならない装備または保存空間の制約がないというメリットがあるため、最近はその需要が徐々に高くなっている。このような傾向に合わせて2009年を前後に各国では政府主導のクラウドコンピューティング環境作りのプロジェクトを推進しており¹⁸、韓国政府も公共機関で先立ってクラウド環境を運用するという趣旨に基づいて2009年12月に「クラウドコンピューティング活性化総合計画」を立ち上げて推進している。

クラウド環境においてユーザがソフトウェアまたは情報を利用するために当該ソフトウェアと情報が具現された有形物を有しなくても構わないため、有形化された物の所有権と結びつけて規定されている従来の知識財産権法の規定に対する見直しおよび補完が求められる。

ビッグデータ(Big Data)は、従来のデータベースを管理するツールを通じてデータを収集、保存、管理、分析する力量を超える大量の定形または否定形データの集合およびこのようなデータから価値を抽出し、結果を分析する技術をいう¹⁹。ビッグデータ技術は、情報洪水の時代だといわれる現代社会において政治、社会、経済、文化、科学技術など全領域にわたって価値のある情報を提供できるため、最近その重要性が注目されている。

ビッグデータ技術の特許出願は、2000年代初期から最近まで地道に増加している。過去には保存技術とリアルタイムの処理技術に対する出願が中心だったが、最近ではデータの収集および分析、表現技術のようなデータ運営および管理技術に対する出願が急増傾向を見せている²⁰。国内企業による出願は主に保存技術に集中されており、データ運営および管理技術に対する出願は比較的低迷しており、データ運営および管理技術に対する出願をより強化する必要がある。

¹⁸ 米国政府の「GSA(General Services Administration)のCloud Storefront」計画、英国政府の「G-クラウド」計画、日本政府の「霞が関クラウド」計画が該当する。

¹⁹ John Gantz & David Reinsel, 「Extracting Value from Chaos」、IDC IVIEW 2011年6月、p.6.

²⁰ ETRI、電子通信動向分析第29巻第2号('14.4.)

モノのインターネット(Internet of Things: IoT)は、人、物、データなどあらゆるモノがインターネットで交互連結され、情報が生成・収集・共有・活用される技術・サービスを通称する概念だ。モノのインターネットはモノのインターネットの構成個体を識別する技術、モノ間のネットワーク構築の技術、モノに感覚を付与するセンシング技術を柱としており、モノのインターネットによって生産される膨大なデータを処理するためのビッグデータの関連技術およびデータセキュリティ技術、データ保存および流通に関するクラウドコンピューティングと連携性を有する。今後、全てのモノがインターネットを通じてつながる超連結革命の拡散により、産業全般において多様な革新と事業化の機会が生まれると見込まれる。政府は「超連結デジタル革命の先導国を実現」というビジョンの下、安全で力動的なモノのインターネットの成長インフラ作りに向けた戦略を全部処および民間の協力によって推進している²¹。2008年からモノのインターネット関連技術に対するグローバル標準化が進行しており、関連技術の出願も2009年の33件から2013年に229件へ毎年早いスピードで増加している²²。

＜表 2-3-2＞3D プリンター分野の年度別出願の現況



※ '13.6月基準の公開特許に対する統計。未公開の件が存在する '12～'13年は分析から除く。

※出処：特許分析 이슈報告書(韓国知識財産戦略院、'14.6.)

3Dプリンティングは、粒子を噴射・積層して3次元の物体を作り上げる付加の製造技術の一種で、1980年初期に米3Dシステムズ社が初めて開発した。最近では2Dプリンターに近いスピードで具現する商品の開発が進められている。IT分野のリーサーチ専門会社のガートナーによると、3Dプリンティング市場が2012年の16億8,000万ドル(約1兆8,000億ウォン)から2016年には31億ドル

²¹ モノのインターネット基本計画('14.5.8. 情報通信戦略委員会、未来創造科学部)

²² 特許庁報道資料('14.10.23.)

規模に成長する見通しだ。

3Dプリンティング分野の特許は、1980年の最初出願後、持続的に増加しており2008年に306件と最も多い特許が出願された。5年単位で見ると1996年～2000年、2001年～2005年の出願件数は1991年～1995年、1996年～2000年比それぞれ92.5%、106.0%増加した。

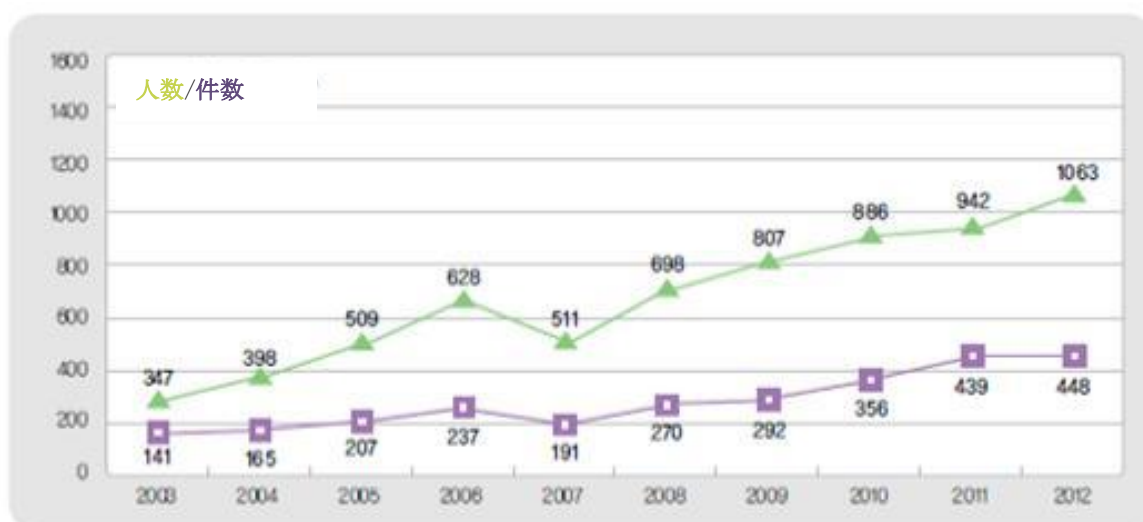
クラウドコンピューティング、ビッグデータ、モノのインターネット、3Dプリンティングをはじめとする新しい技術は、多様な応用によって新しい知的創作物を産出し、これらの産物は権利として保護を必要とする新知識財産になる。結果的に新しい技術の出現と発展は新知識財産の登場に帰結され、これは新知識財産の保護問題につながるという点で関連法制の策定および国際協力体系の構築など、持続的な関心と研究が必要だ。

第4節 | 営業秘密

1. 産業技術流出の増加

先端技術の発展に伴って様々な形態の知識財産が増え、企業においてノウハウまたは営業秘密として保持しようとする重要な技術が増加している。それにもかかわらず、韓国の技術流出犯罪件数は毎年増加傾向を見せており、2003年の141件(347人)から2012年の448件(1,063人)に10年間で約3倍増加した²³。また、特許庁の調査によると²⁴最近3年(2010～2012)間中小企業の技術流出による累積被害額が5兆2,863億ウォンに上っている。反面、技術流出に遭った中小企業の半分以上は人材・予算の不足により訴訟など法律的な救済手続きの申立を諦めている。

＜図 2-4-1＞ 検察による技術流出犯罪事犯の年度別処理現況



※法務研修院、2013年犯罪白書(大検察庁の統計資料)

²³ 法務研修院、2013年犯罪白書(大検察庁の統計資料)

²⁴ 「企業の営業秘密流出に対する救済手段」、租税日報(‘14. 11. 04.)

2. 営業秘密訴訟のグローバル化

2009年、米グローバル企業のデュポン (DuPont) が韓国企業コーロンを相手取って米バージニア州連邦地方裁判所に損害賠償請求の訴訟を提起した²⁵。原審は裁判員裁判を通じてコーロンによる営業秘密侵害を認め、9億1,990万ドルの損害賠償を認めたものの、控訴審では原審の裁判部がコーロン側に有利な証拠を理不尽に排除したことを認めて原審の判決を破棄差戻しとした。その後、韓国企業と外国企業間の営業秘密に関する訴訟が国内・国外で頻発している。2014年もグローバルセキュリティ企業のシマンテック (Symantec) と韓国中小企業のO2CNI間の訴訟²⁶、東芝がSKハイニックスを相手取って提起した損害賠償訴訟²⁷、米石油化学会社のUOPとヒョソン間の訴訟およびドイツの化学会社メルク・アドバンスドテクノロジー (Merck Advanced Technologies Ltd) が液体混合物の製造秘密を侵害したとしてドンジンセミケムを相手に提起した訴訟²⁸など、営業秘密に関する様々な訴訟があった。韓国企業の技術競争力が急上昇し、国内はもちろん海外においても競合会社の標的になっている上、これからも韓国企業と外国企業間の営業秘密紛争は増加する見られる。

営業秘密の海外流出例

国内自動車メーカーの中核エンジン技術が中国企業に流出された。技術流出に係わったのは当該被害を受けた国内企業に勤務・退職した者で、前職場の営業秘密資料を無断に持ち出し、海外に流出させて疑いが持たれている (国民日報、'14.9.11.)。最近、内部の者による営業秘密流出の被害が増加している。

²⁵ E. I. Dupont De Nemours & Co. v. Kolon Indus., Civil Action No. 3:09cv58 (E. D. Va., 2010)

²⁶ 「国内中小企業と提携後に事業が成功…人材・技術を盗み出したグローバル企業」、ハンギョレ ('14.11.27.)

²⁷ 「韓国を狙った日本の技術流出処罰法…」、毎日経済 ('14.11.25.)

²⁸ 「最近3年間法律事務所の営業秘密侵害訴訟の受任件数を調べると…」、韓国経済 ('14.4.23.)

第3章

知識財産保護政策の 現況

第1節 | 知識財産保護政策の方向

1. 国内における知識財産保護政策

世界経済および産業の構造が土地・労働・資本など有形資産中心の産業社会から情報・知識を活用した技術力・ブランド・デザインなど無形資産中心の知識基盤社会に変化している。このような時代状況に自主的に対応すべく、韓国政府は2011年5月に「知識財産基本法」を制定し、7月には官民合同の「国家知識財産委員会」を発足させた。

国家知識財産委員会は、知識財産に対する中長期国家戦略である「第1次国家知識財産基本計画(2012～2016)」を策定し、知識財産大国への跳躍に向けた土台を作った。同計画に基づいて2014年には19カ所の中央行政機関および17カ所の広域地方自治体など計36機関の推進計画を総合して「2014年国家知識財産施行計画」を議決したほか、2013年度知識財産に関する政策成果を「創出・活用」、「保護・執行」、「基盤・新知識財産」分野に分けて点検した。

参考	2014年度7大政府の重点推進課題
①市場需要に対応した知識財産の創出 ③知識財産紛争および侵害対応の多角化 ⑤地域力量および中小・中堅企業への支援強化 ⑦有望な知識財産の先行的な掘り起こし・育成	②知識財産を活用する環境の活性化 ④知識財産の公正取引および尊重文化の拡散 ⑥知識財産サービス市場の専門性向上

また、国家知識財産基本計画の一環として毎年財源の配分方向を樹立することで投資の効率性および政策の実効性を確保する予定だ。

参考	2015年度8大知識財産の重点的な投資方向
①高付加価値の産業財産権の創出を拡大	②著作権などの創出基盤を強化
③知識財産紛争および侵害対応の強化	④知識財産活用戦略の極大化
⑤知識財産情報連携の強化	⑥知識財産専門人材の育成を強化
⑦知識財産文化の構築	⑧新知識財産の育成および活用

このような中長期的な国家政策の樹立・点検だけでなく、2011年には韓米自由貿易協定 (Free Trade Agreement: FTA) および韓・EU FTAなど、国際通商協定の妥結による合意事項の反映および知識財産権利者の保護を強化するために知財権に関する法令の整備を通じて知財権保護の実効性の向上および執行力の強化に向けた制度の基盤を作った。

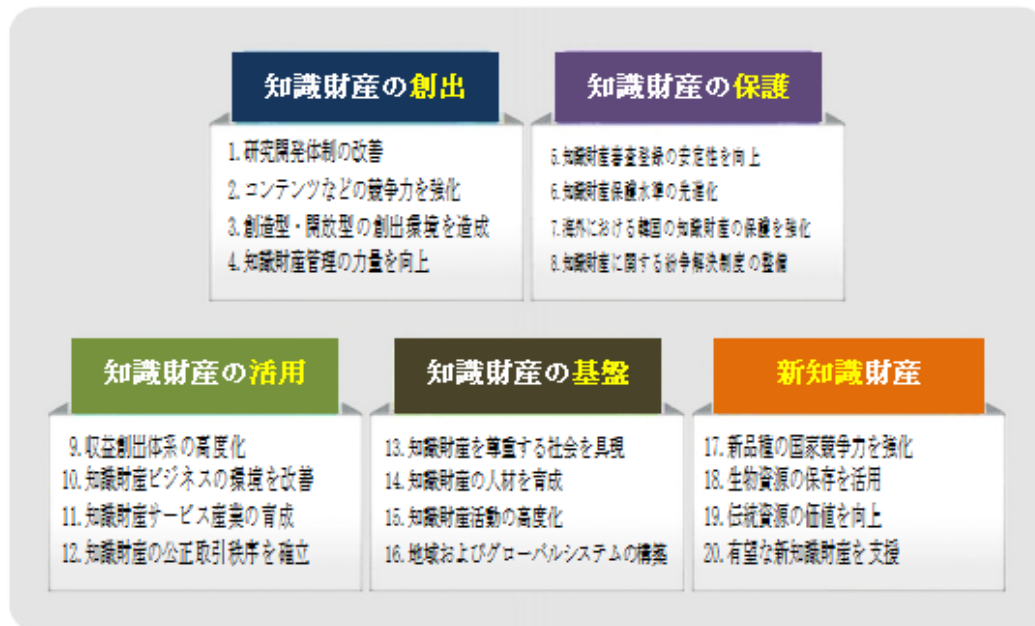
それと共に政府は、知識財産の価値が増大している流れに合わせて知識財産を活用した価値の創出、技術革新および産業発展に力量を集中しており、独創的な知識財産を産業全般に活用して既存産業の競争力を高め、新産業を創出して新しい雇用と市場を形成するなど創造経済を実現する基盤を構築している。

<図3-1-1> 2012～2016知識財産基本計画の政策目標および基本方向

■ ビジョン、政策目標および5大政策方向



■ 20 大戦略目標



特に2015年には、特許など知識財産権訴訟の管轄集中および特許損害賠償制度の適正化など、知識財産権に係る紛争解決の先進化に向けて国家知識財産委員会と大法院・法務部・特許庁などは関連法律・制度の改善を進めている。

2. 海外主要国における知識財産保護政策

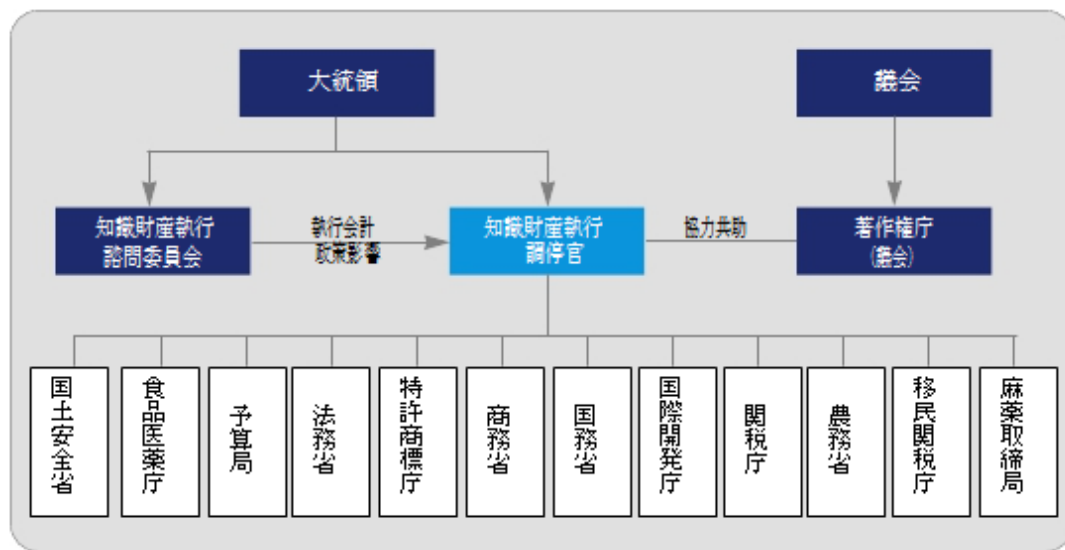
イ. 米国

米国は議会で制定した「知識財産に向けた資源および組織優先化に関する法律 (PRO-IP法)」と行政府で進めている「知識財産執行共同戦略」を基に知識財産の保護および執行を実行しており、知識財産権政策の推進に関する行政体系は、大統領直属の知識財産執行調整官 (Intellectual Property Enforcement Coordinator : IPEC) を中心に構成されている。

特に2010年から関係省庁が協業して米国の知識財産権執行力の強化に向けた戦略計画を立ててきた。2013年6月には知識財産の公正な利用、著作権の保護などを主な内容とする「2013年知識財産執行に関する合同戦略計画」の樹立を通じて6大主要戦略と26の措置項目を策定し、毎年推進事項を点検している。

一方、米国特許商標庁 (USPTO) の2014年度予算は約30億ドルで、2013年の約25億ドルと比べると非常に増額していることが分かる。これによって特許など知識財産審査品質の向上、知識財産の国際的な保護など米国の知識財産権がグローバル競争力を維持するように制度的基盤の構築に集中的に投資している。

<図 3-1-2>米国の知識財産権政策の推進体系



※出処：米ホワイトハウス(2013)

参考	「2013年知識財産執行に関する合同戦略計画」の主な内容
	<p>①政府レベルの先導的役割の遂行 - 模倣品の流通に対抗して政府調達時に模倣品は排除し、連邦政府は正規ソフトウェアを使用</p> <p>②透明性の向上および対国民広報 - 知識財産権に関する政策の立案および国際交渉過程における透明性を増大し、法律施行に関する関係機関とのコミュニケーションを強化する一方で知識財産権の公正な利用に関する広報を強化</p> <p>③効率性および協力の強化 - 知識財産権保護の効率性および調整力を保障するために全国的に法執行への取り組みを強化し、先端技術と専門知識を活用した執行効果の向上などを構想</p> <p>④国際的な執行 - 外国政府との協力、国際機構、貿易政策などによって海外における権利執行を強化</p> <p>⑤合法的な供給網の構築 - 国境における模倣品識別のために国土安全省の情報共有を拡大し、模倣医薬品および医療機器の拡散を撲滅するなど、合法的な供給網を確保</p> <p>⑥データを中心とする政府の構築 - 執行の改善に求められる法律の改正に向けて国内法律に対する総合的な検討を実施する一方、知識財産権が集約される産業の経済的影響を評価し、知識財産の執行に支助した米国政府の資源をモニタリング</p>

ロ. 中国

2014年中国特許庁(SIPO)は、知識財産権の活用および新規産業の掘り起こし、保護の強化などを柱とする「国家知識財産権戦略実施推進計画」を発表し、国家知識財産権の戦略的実施業務に関する全国各地のニーズに応えるほか、国家知識財産権の戦略的実施をより徹底的かつ効率的に推進するための土台を作った。同計画は国務院において2008年6月に頒布した「国家知識財産権戦略要綱」を施行するための「国家知識財産権戦略施行政府部処間の連席会議」において6年連続で制定した年度別知識財産権保護推進計画であり、このような計画に従って7大重点目標とこれを完成するための79の具体的措置を規定している。

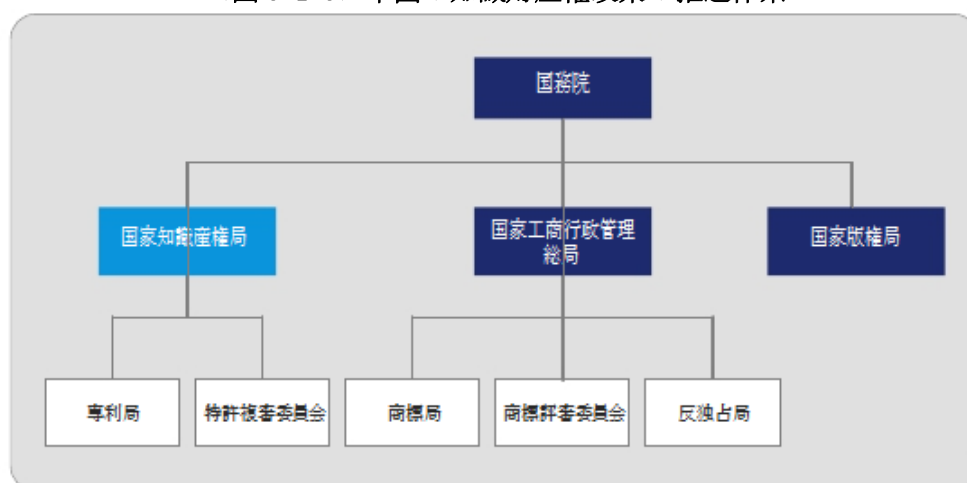
参考	「2014国家知識財産権戦略実施推進計画」の7大重点推進目標
①知識財産権創出の品質向上	②知識財産権の活用による利益の向上
③知識財産権の保護効果の向上 化	④知識財産権の管理と公共サービス水準の向上
⑤知識財産権の国際交流の推進	⑥知識財産権の基礎能力の向上
⑦知識財産権戦略組織の実施水準の向上	

それと共に2014年1月、国家知識財産権戦略を有効に推進するため「国家知識財産権戦略行動計画(2014～2020)」を制定・発表し、長期的な観点から達成すべき主な目標として優秀な知識財産権の創出の拡大、知識財産権保護制度の改善、知識財産権保護に対する認識向上などを提示して関連事業を推進することで、国家知識財産による経済的価値の実現に向けて力を入れている。

一方、2014年8月に中国最高人民裁判所は、中国内において広範囲にわたる分野の知識財産権の獲得および紛争解決の専門性を向上するため、北京、上海、広州の3地域に「知識財産権の専従裁判所」の設立計画を発表し、11～12月に3地域に専従裁判所を設立した。「知識財産権の専従裁判所」は、特許権、商標権はもちろん植物新品種、営業秘密、半導体集積回路配置設計およびコンピュータープログラムに係る民事・行政事件を管轄対象としている。

また、現在情報通信技術(ICT)または製薬など特定分野に集中されている現在の特許ポートフォリオを農業からヘルスケアまで拡大して自国が有している特許の量的・質的増加を誘導し、権利の侵害に対する法律的制裁を強化する内容が盛り込まれている「特許強国2020戦略」を発表した。

＜図 3-1-3＞中国の知識財産権政策の推進体系



※出处：中国国务院(2013)

ハ. 日本

2013年6月、日本の知的財産戦略本部(本部長は安倍晋三首相)は、世界最先端の知財立国の実現を目指して「知的財産政策の基本方針」を策定し、具体的な中長期課題および対応方案を取りまとめた「知的財産政策ビジョン」を発表した。同ビジョンの政策推進の実効性を確保するため、2013年10月に知的財産戦略本部の傘下に「検証・評価・企画委員会」を設置して主な政策の検証評価を行った。

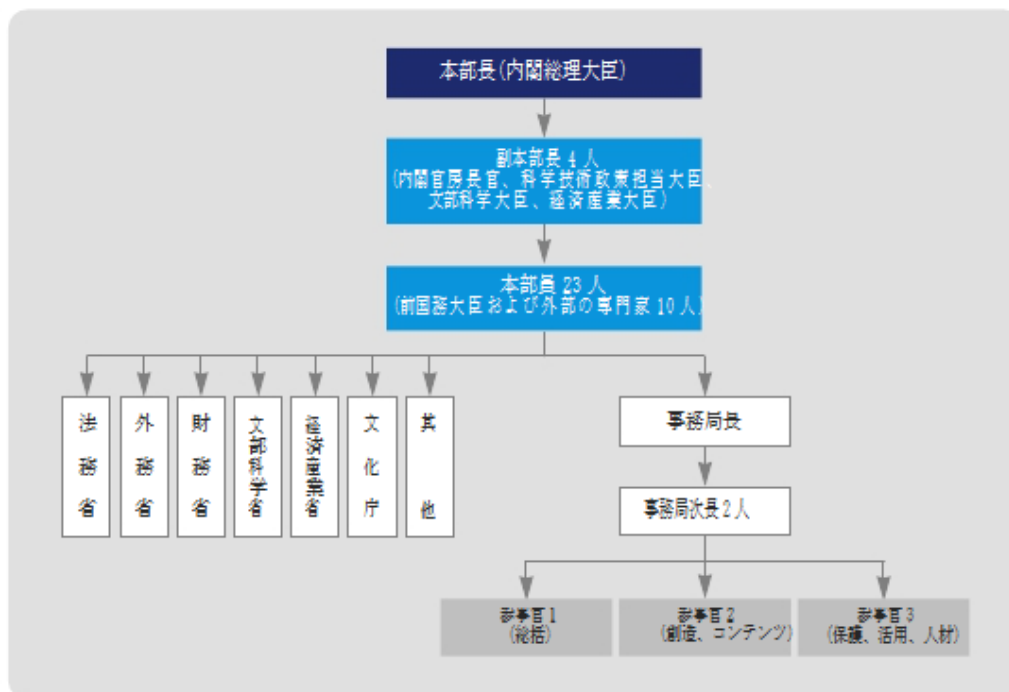
一方、2013年12月に経済産業省は第5回「検証・評価・企画委員会」において「知的財産政策ビジョン」の中核内容の一つである模倣品・海賊版対策の強化に対する検証のために「模倣品・海賊版に関する状況および対策」を発表した。2014年7月、知的財産戦略本部においては委員会の議論結果と知識財産を巡る環境の変化などを総合的に考慮して日本の知的財産権に関する産業競争力を強化するための「知的財産推進計画2014」を発表した。

上記の推進計画には「知的財産政策の基本方針」の主な目標を達成するために短期的または中長期的な観点から必要と判断される5分野を主な中核課題に選定して知的財産分野の政策課題を次のようにまとめた。

参考	「知的財産推進計画2014」の5大中核課題
<p>①職務発明制度の根本的な見直し - 発明者帰属である現行の職務発明制度を産業競争力を強化する観点から根本的に見直し</p> <p>②営業秘密保護の総合的な強化 - 営業秘密・技術情報の保護強化について企業、政府の役割および官民が協力して対処すべき総合的対応策を議論</p> <p>③海外における中小・ベンチャー企業および大学の知的財産活動を支援 - 中小・ベンチャー企業の海外進出に当たり、人材・資金・情報などの観点から総合的な支援策を画策</p> <p>④コンテンツの海外輸出促進およびインバウンド²⁹との連携 - コンテンツの海外進出を促し、コンテンツに関する法制度の見直しおよび政策支援の集中的な投入</p> <p>⑤アーカイブ³⁰の利用または活用の促進に向けた整備の加速化 - 日本の文化資源をデジタルの形態で蓄積・整備し、新しい産業または文化創作・教育の基盤となる知的インフラの強化</p>	

知的財産戦略本部は「知的財産政策ビジョン」に盛り込まれた各政策の推進状況と評価によって詳細な行動計画を毎年更新している。

<図 3-1-4>日本の知的財産権政策の推進体系



※出処：韓国知識財産研究院(2013)

²⁹インバウンド(in-bound)：日本文化コンテンツの観光客を誘致

³⁰アーカイブ(archive)：日本文化資源のデジタル記録物

二. 欧州連合 (EU)

欧州における知識財産政策は欧州執行委員会 (European Commission : EC) が主管しており、知識財産の保護および制度の改善に焦点を当てている。その中でも模倣品に関する知識財産権侵害行為の監視・執行機能をECから欧州共同体商標意匠庁 (OHIM) に移管し、効率性と専門性を強化した。

一方、2014年7月にECは、領内における知識財産権侵害行為およびEUと第3国における知識財産の環境変化に対応し、知識財産権の執行戦略をより強化すべく「知識財産権執行戦略の実行計画 (Action Plan)」を発表した。

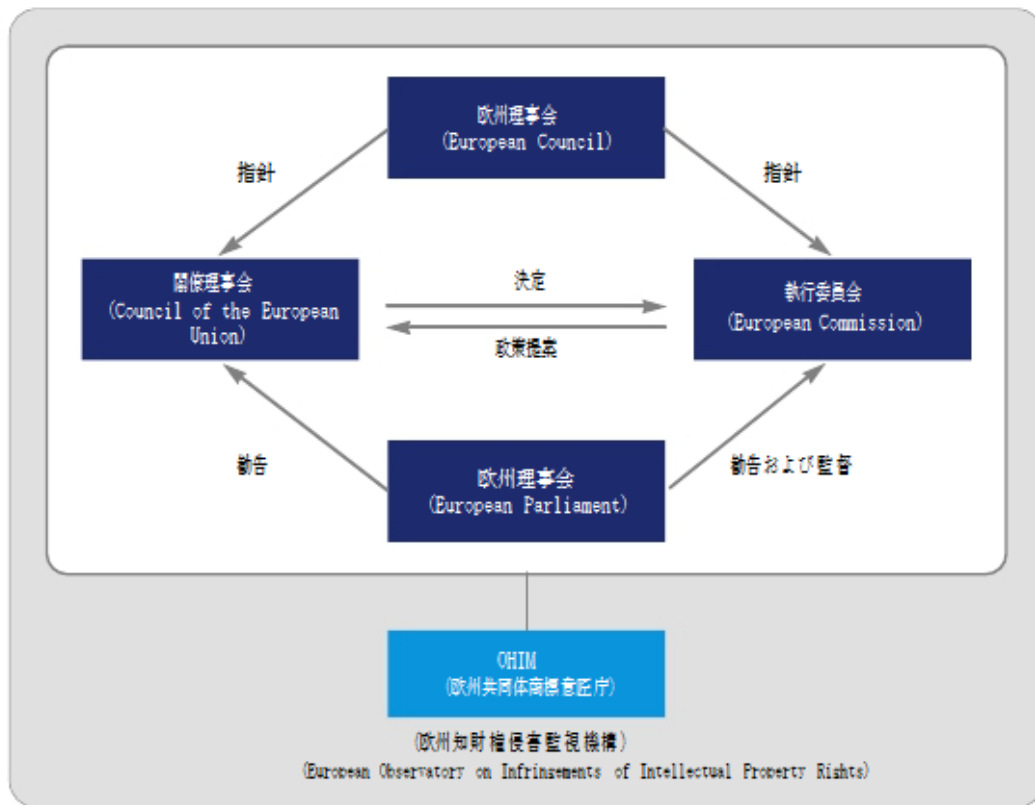
同実行計画は、EU領内において知識財産権を侵害する個人に対する処罰よりは商業的な目的を持って知識財産権を無分別に侵害する者に対する対応計画であり、次のような内容で構成されている。

参考	「知識財産権執行戦略の実行計画 (Action Plan)」の主な内容
	①一般国民、その中でも若年層を対象にした知財権保護キャンペーンの推進 ②オンライン上の模倣品流通を防止するため、オンライン広告業者および決済サービス提供者との協力体系を構築 ③中小企業の知識財産権侵害を救済に向けた法律的手続きの改善 ④公共機関の違法コピー品の購入を防止するためのガイドラインを発行 ⑤第3国における知識財産権の保護と執行に向けた細部戦略の樹立 ⑥知財権侵害の予防に向けて加盟国内で広範囲の研修プログラムを提供 ⑦加盟国間の協力増進および意見交換などに向けた専門家グループの発足 ⑧EU 知識財産政策の経済的影響に対する報告書を2年周期で発刊

同施行計画によると、ECは実行計画の施行を定期的に監督して欧州議会、EU理事会、加盟国、EU経済社会委員会および利害関係者などの意見を収集し、関連法律の制定・改正など知識財産権の保護に求められる措置を持続的に推進していく計画だ。

それと共に2015年からはイタリアとスペインを除いた欧州25カ国の欧州特許協力条約に基づく単一特許制度 (Common Patent System) の実施および統合特許裁判所 (Unified Patent Court : UPC) の設置が推進される予定だ。EU単一特許制度によって欧州内において特許取得にかかる時間とコストが大幅に減少すると見られ、UPCが欧州特許の侵害・無効事件を担当するなど、40年間施行されてきた欧州の特許制度に多大な変化が生じると予想されている。

<図 3-1-5> EU の知識財産権政策の推進体系



※出処：外交部(2012)

第2節 | 保護政策の推進体系

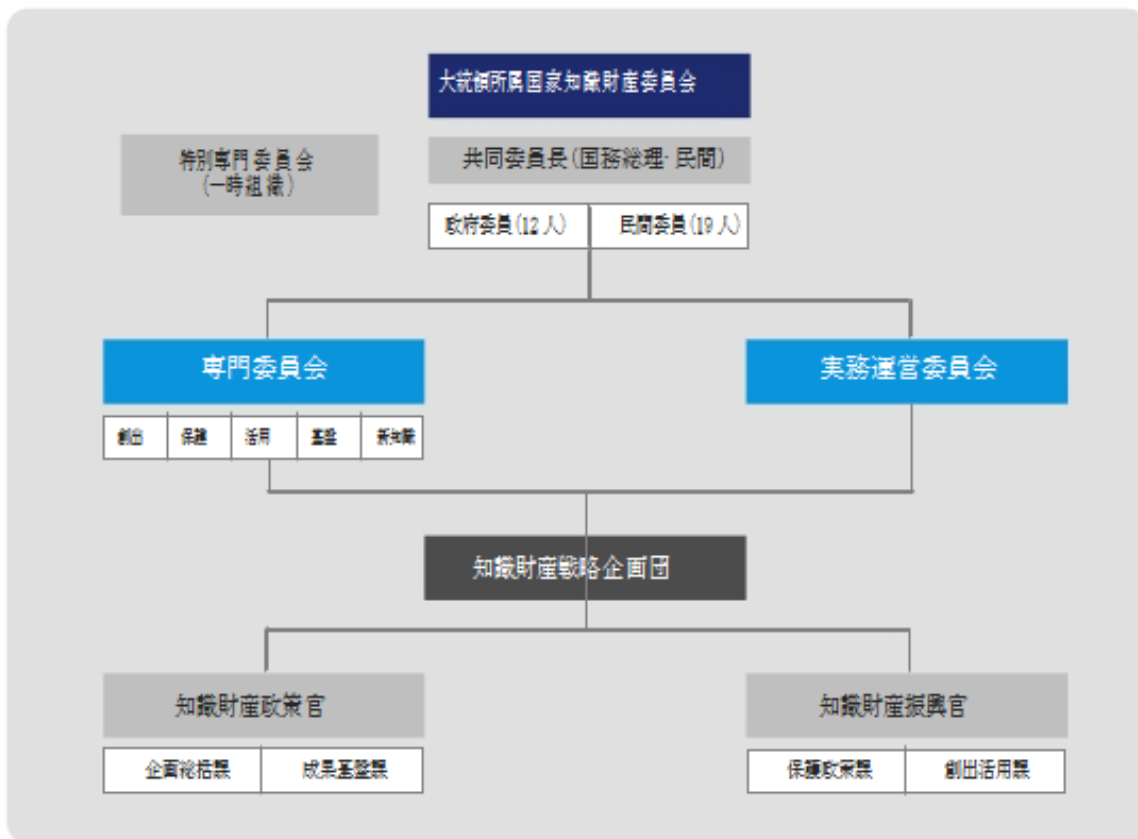
1. 知識財産の管理機関および保護政策の推進体系

韓国の知識財産政策に関する推進体系は、2011年7月に設立された国家知識財産委員会(委員長: 国務総理・民間委員長)を中心に知識財産の創出・保護・活用など各分野別に政府部処から所管業務を担当している。産業財産権に関する政策および出願・登録などの行政は特許庁で、著作権に関する行政は文化体育観光部で担当しており、植物新品種・遺伝資源などの保護は農林畜産食品部および国立種子院などで関連法に基づいて保護している。知識財産権の保護に向けた国境措置業務は関税庁で、取締り・捜査などを含む知識財産権の保護執行業務は法務部(検察庁)・行政自治部(警察庁)および地方自治体において行っている。また、各部処別に専門的な知識財産保護業務を遂行する公共機関を別途運営し、有効な知識財産保護業務を推進している。

<図3-2-1>知識財産の保護政策に関する政府部処



<図3-2-2> 国家知識財産委員会の機構図



2. 保護法律および所管部処

韓国は産業財産権と著作権を別途の法律に基づいて保護している。産業財産権のうち特許権は「特許法」、商標権は「商標法」と「不正競争防止および営業秘密保護に関する法律」、デザイン権は「デザイン保護法」に基づいて保護しており、著作権は「著作権法」によって保護している。一方、半導体の設計、営業秘密、地理的表示などのその他知識財産は特許法、不正競争防止および営業秘密保護に関する法律など多数の法令に基づいて保護している。最近は侵害の程度と様相が過去より精巧で巧妙になっており、単一法による規制および保護だけでは実質的な保護が難しいケースが頻発しているため、複数の法令によって保護の実効性を確保している。さらに、韓国政府は世界貿易機関の貿易関連知識財産権に関する法令 (World Trade Organization、agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights : WTO TRIPs) およびFTA締結などを通じて世界各国と知識財産権の保護に向けた国際的な取り組みにも力を入れている。

＜表3-2-1＞知識財産に関する保護法律および所管部処

法令	所管部処
知識財産基本法	国家知識財産委員会 (未来創造科学部)
特許法、実用新案法、商標法、デザイン保護法、 半導体集積回路の配置設計に関する法律、発明振興法 不正競争防止および営業秘密保護に関する法律、弁理士法	特許庁
著作権法、文化産業振興基本法	文化体育観光部
対外貿易法、産業技術の流出防止および保護に関する法律、 不正貿易行為の調査および産業被害救済に関する法律	産業通商資源部 貿易委員会
種子産業法、植物新品種保護法、農薬管理法、 農水産物の品質管理法	農林畜産食品部 海洋水産部
民事訴訟法、刑事訴訟法、法院組織法、弁護士法	法務部
司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律、 共有財産および物品管理法	法務部 行政自治部
関税法	関税庁

3. 各部処別の知識財産保護活動

イ. 国家知識財産委員会

国家知識財産委員会は、知識財産大国の実現に向けた国家戦略の樹立および関連政策の審議・調整・点検など知識財産分野の統合・調整の役割を担う大統領所属の機関であり、「知識財産基本法」第6条に根拠を置いている。国家知識財産委員会はその細部機能として①国家知識財産基本計画および国家知識財産施行計画の樹立・変更に関する事項、②基本計画および施行計画の推進状況に対する点検・評価に関する事項、③知識財産に関する財源の配分方向および効率的な運用に関する事項、④知識財産の創出・保護および活用の促進とその基盤作りに向けた施策に関する事項を審議・調整・点検する。国家知識財産委員会には創出・保護・活用・基盤・新知識の5分野に専門委員会を設けており、2012年4月5日に関連政府部処、関係機関、研究機関、業種別協会、知識財産関連団体などで構成された「国家知識財産ネットワーク (Korea Intellectual Property network : KIPnet)」を発足して運営している。これによって国家政策の懸案および現場における政策提案の事項などを収集しており、様々な専門家グループおよび会議体の議論を経て知識財産権政策の樹立に反映している。

ロ. 特許庁

特許庁は特許・実用新案・デザインおよび商標に関する事務とこれに対する審査・審判に関する事務を管掌している。主な機能として①発明、考案、デザイン、商標などの出願に対する審査を行い、特許権・実用新案権・デザイン権・商標権の付与、産業発展と国家競争力の向上に向けた多様な発明振興施策の樹立・施行、②特許権など産業財産権の保護に向けた関連法令の運営および制度の検討、③特許権などの争訟に係わる審判制度の運営、④産業財産権の行政情報化およびグローバル化の推進、⑤模倣品の製造・流通などの不正競争行為に対する取締り・広報および模倣品撲滅活動の遂行、⑥知識財産権の専門人材の育成およびその他の新知識財産権に関する立法の推進、権利化および多国間国際協力枠組みの構築活動などがある。

ハ. 文化体育観光部

文化体育観光部は著作権分野を管掌しており、合理的な著作物の利用体系の構築、著作権保護体系の強化、著作権に対する認識向上に向けた教育および広報など著作権政策に関する総合計画を樹立して推進している。また、世界知的所有権機関(WIPO)など著作権に関する国際機関、外国政府および機関との協力に関する事項、著作権に関する国際条約および協定に関する業務など著作権分野の国家競争力の強化に向けた多角的な政策を推進している。

二. 関税庁

関税庁は、商標権・著作権・植物品種・地理的表示などの国境保護対象を特許権およびデザイン権まで拡大させ、知財権侵害品に対するモニタリングを強化し、関係機関との合同取締りを実施している。ひいては米国・中国・日本・EUなど主な貿易相手国の捜査当局とリアルタイムで密輸情報を交換し、共助捜査を通じて海外供給網まで取り締まるなど、積極的な保護活動を展開している。

また、インターネット上の貿易環境が急速に拡大し、国民生活の密接な関係がある日用品にまで原産地の虚偽表示および商標権の侵害が頻発していることを受け、関税庁は中央部処と全国広域団体が参加する政府レベルの原産地表示の取締り・管理システムを構築して運営している。最近SNSを基にした1対1対応の通信手段を活用して違法輸入品を国内に搬入する新種の違法行為が活発に行われているため、民間のサイバー監視団を活用した積極的に取締りも並行して推進している。一方、主な貿易相手国とのFTAが施行されたことで原産地をより徹底的に管理するために政府機関間の業務範囲を調整した。つまり、輸出入品の原産地検証は関税庁がコンサルティングを行い、海外市場への進出は産業通商資源部、金融支援などの総合支援は中小企業庁が中心となって推進するなど関係機関との共助を強化した。

ホ. 法務部・検察庁

法務部および大検察庁は、全国26カ所の検察庁に知識財産権侵害事犯の担当捜査班を設置し、担当部長および担当検事を指定・運営しており、関係機関と合同捜査体系を構築してネット上で音楽・動画の違法ダウンロードおよびアップロードなどをする著作権侵害事犯と有名ブランドの商標を模倣して付着した鞆、運動靴、衣類などの模倣品販売事犯などを取り締まっている。一般の司法警察のみならず文化体育観光部、関税庁および特許庁内の特別司法警察を指揮し、必要な時には合同取締りを実施するなど、知識財産権の保護に向けて上位の司法執行機関としての活動を行っている。併せてオンライン上で知識財産侵害行為が増えていることを受けてオンライン侵害事犯の相談・通報の窓口を立ち上げて運営している。また、コンピューターソフトウェアの違法コピー・配布・伝送・使用行為および音盤・ビデオ・ゲームの違法コピー・販売行為、特許・商標の盗用、営業秘密の侵害行為など、知識財産全般に対する侵害事件を担当している。

ヘ. 警察庁

警察庁は国内における知識財産の保護執行に向けて商標法違反および著作権法違反の犯罪に対する常時取締りを展開している。具体的には商標法の違反について衣類・鞆・装身具などの模倣品の製造・流通事犯を集中的に取締り、周期的なサイバーモニタリングを通じて模倣品販売サイトを追跡している。著作権法の違反に関連してはインターネットを利用した映画・漫画のファイル共有およびコピーなどに対して持続的な取締りを行っている。

ト. 貿易委員会

貿易委員会は「不公正貿易行為調査および産業被害救済に関する法律」に基づいて特許権、商標権、デザイン権、著作権、営業秘密など、各種知識財産権を侵害する不公正貿易行為を調べ、貿易委員会の議決を経て当該品などの輸出・輸入・販売・製造行為の中止、搬入の排除または廃棄処分、訂正広告、法律違反により貿易委員会から是正命令を受けた事実の公表など、是正措置命令または課徴金を賦課することで、公共貿易秩序の確立に努力している。不公正貿易行為に対する貿易委員会の調査は原則として調査の開始後6カ月以内に最終判定が下されるため、法院による判決に比べて迅速で根本的な制裁措置が可能だというメリットがある。

また、貿易委員会は不公正貿易行為の自主的な監視・摘発のため、衣類産業協会など14業種の団体を「不公正貿易行為の通報センター」に指定・運営しており、不公正貿易行為調査の専門性を補完し、政策の諮問を得るために知識財産権分野の弁護士、弁理士、教授などで構成された「知識財産権の諮問団」を構成・運営している。

チ. 農林畜産食品部・国立種子院・山林庁

農林畜産食品部は地理的表示登録制度を運営しており、地理的表示の登録は地理的表示登録審議分科委員会の審議を経て農産物およびその加工品は国立農産物品質管理院、林産物およびその加工品は山林庁で担当している。また、地理的表示に関する紛争が発生した際には、地理的表示審判委員会において審判および再審を通じて処理しており、審決に対する訴訟は特許法院の専属管轄で行っている。

国立種子院は、知財権の保護政策について植物新品種の育成農家の権利を保護することで優秀品種の育成に対する意欲を高め、優良種子の普及を促して農業生産性の向上と所得増大および国の種子産業の発展を図っている。主な事業としては品種保護制度の運営と民間育種農家に対する支援事業がある。品種保護制度の運営に関して国立種子院は、栽培審査と総合登録審査および品種名称に関する審査を行い、品種保護相談センターを運営して出願、権利の実施、侵害予防、紛争解決などに関する相談を提供している。民間の育種農家に対する支援事業は「種子産業法」第10条に根拠を置いており、事業内容としては新品種開発費の支援、海外品種の報告および特許登録品種に対する奨励金の支援、特殊検定費用の支援などがある。

一方、山林庁も品種保護制度を運営しており、これに関連して新品種出願の活性化に向けた現場訪問コンサルティング、国際基準の栽培試験の実施、生産・輸入販売届出(国内生産および外国輸入販売向け種子の届出処理)および違法品種の流通に対する取締りなどを行っている。

リ. 海洋水産部

海洋水産部は、海洋生物資源の積極的な掘り起こし・確保に向けて海外の優秀な海洋生物資源の確保事業を推進しており、グローバル海洋生物資源の主権大国への跳躍と海洋生物由来の新薬、産業素材およびバイオエネルギーの開発など海洋生物資源の利用価値の極大化に向けた海洋生命工学R&Dプロジェクトを推進している。また、「海洋生命資源の確保・管理および利用などに関する法律」を制定(‘13.3.23.)し、確保された国内・国外の海洋生物および遺伝資源を国立海洋生物資源館および海洋生命資源の寄託登録機関を通じて管理することで、海洋生物と生命資源に対する権利を保護するための取り組みを強化している。

ヌ. 外交部

外交部は2012年以降、在外公館を介して海外に進出する韓国企業の知財権侵害対応に向けた支援業務を遂行している。主な事業内容としては、①侵害対応の支援に向けた在外公館の役割の広報、②主な在外公館における知財権担当者の指定、③主要国における知財権政策の動向およびグローバル知財権ルールの形成に対するモニタリングなど知財権侵害に対応する基礎情報

の提供、④知財権に関する紛争の予防および国際協力の強化に向けた海外の知財権政策および対外交渉機関とのネットワーク構築などがある。

ル. 食品医薬品安全処

食品医薬品安全処は、最近オンライン上で違法医薬品の流通が増加していることを受け、効果的な取締りおよび撲滅に向けて関税庁・警察庁など関係部処と常時取締りの協力体系を強化して違法医薬品の流通に積極的に対応している。また、オンライン上の広告による違法医薬品の流通を予め防止するためにポータルサイトなど13社の代表と麻薬類・医薬品に対するネット販売取締り業務の協力体系を構築し、積極的な浄化活動を行う一方で、オンライン取締りの範囲をインターネットのみならずSNSにまで拡大して違法医薬品の流通・供給を持続的に監視している。

また、食品医薬品安全処は医薬品の許可・特許情報の提供サービスを拡大する一方で、ユーヘルスケア(U-Healthcare)心電計などユーヘルスケアの医療機器品目(16品目)の新設および許可・審査のガイドラインを設けて運営している。そして、韓米FTAの締結により医薬品の許可特許連携制度が導入されたため、国内製薬会社がジェネリック医薬品の開発に欠かせない基礎資料を容易に収集・分析できるよう、新薬などに関する許可・特許情報を統合して提供する「医薬品特許インフォメティクス」のデータベースを構築した。

ヲ. 地方自治体

特許庁と全国の自治体は、模倣品の撲滅に向けた調査権限をそれぞれ持っている。特許庁から権限を委任され自治体において遂行していた模倣品調査機能は2011年から地自体の共同事務として権限が移譲されたため、自治体で直接不正競争行為を調査している。各級の自治体は、管轄区域の小商人に対して模倣品流通の撲滅に向けた調査活動を韓国知識財産保護協会と共同で年2回以上実施し、違法行為に対する是正勧告および是正勧告の履行有無の確認を推進している。その他にも小商人を対象に模倣品の問題点および違法性に対する意識向上に向けた様々な広報活動を展開している。

第3節 | 知識財産権に関する法律の制定・改正

2014年には知識財産権の保護について次のような主要法律の制定・改正があった。まず、「特許法」を改正して特許権回復要件の緩和、外国語特許出願制度の導入など現行制度の運営上で表れた一部の不備を改善・補完した。また、法律文の難しい用語を分かりやすく改め、長くて複雑な文章を簡潔にするなど、国民が理解しやすい法律文書に整備した。

＜表3-3-1＞特許法の一部改正の主な内容(2015. 1. 1. 施行)

外国語特許出願制度の導入 (第42条の3を新設)	発明の内容を国語ではなく、産業通商資源部令で定める外国語で記して特許出願書に添付して提出することを認定
特許権回復要件の緩和 (第81条の3第3項)	特許料の未払いにより消滅された特許権の回復要件を緩和し、特許権の回復に必要な金額を特許料の3倍から2倍に引き下げ
特許料減免の拡大 (第83条第2項)	特許権維持に対する経済的弱者の負担を緩和するために最初3年分の特許料だけでなく、その後の特許料も追加減免が可能
国語翻訳文の提出期間の延長 (第201条第1項)	出願人が国語翻訳文の提出延長を申請すれば、国語翻訳文の提出期間を1カ月延長可能
国語翻訳文の訂正制度を導入 (第201条第6項)	国語翻訳文の誤訳を産業通商資源部令で定める方法によって訂正可能

「実用新案法」の一部改正は、外国語出願を許容して国語翻訳文の提出期間を追加に延長できるようにして出願人の便宜を図った。

＜表3-3-2＞実用新案法の一部改正の主な内容(2015. 1. 1. 施行)

外国語特許出願制度の導入 (第8条の3を新設)	考案の内容を国語ではなく、産業通商資源部令で定める言語で記して実用新案出願書に添付して提出することを認定
国際実用新案登録出願の 国語翻訳文の提出期間の延長 (第35条第1項)	出願人が国語翻訳文の提出延長を申請すれば、国語翻訳文の提出期間を1カ月延長可能
国際実用新案登録出願の 国語翻訳文の訂正制度を導入 (第35条第6項)	国語翻訳文の誤訳を産業通商資源部令で定める方法によって訂正可能

国民の法観念に反する商標ブローカーの悪用行為を減少させるために「商標法」の改正を通じて商標の損害賠償請求権者を実使用の商標権者に限定し、テレビ番組、芸能人の名前などを無断登録して正当な権利者の権利行使を侵害するなど、信義則に反する商標を拒絶できる根拠条項を新設した。そして個人と企業の努力により著名となった商標の希釈化を防止する一方で、商標の使用による識別力の認定要件を緩和して個人と企業が実際に使っている商標が簡単である、または性質表示的な商標であっても登録を受けられるようにした。

＜表3-3-3＞商標法の一部改正の主な内容(2014. 6. 11. 施行)

商標使用による識別力の 認定要件の緩和 (第6条第2項)	商標登録出願前からその商標を使用した結果、需要者間に特定人の商品に関する出処を表示することで識別が可能になる場合、その商標を使用した商品に限って登録が可能
商標の希釈化の防止 (第7条第1項第10号)	需要者間に顕著に認識されている商標の希釈化の防止条項を設定
信義則に反する出願の商標登録防止 および使用権の制限規定の新設 (第7条第1項第18号および第53条第2項)	契約および業務上の関係などによって他人が商標を使用する、または商標の使用を準備中であることを知っている者が正当な権限なく、同様の商標を先に出願した場合は不登録事由とみなし、商標権の使用が不正競争行為に該当する場合、使用権を制限

「デザイン保護法」の全部改正は、デザイン創作者の権利保護を強化するためにデザインの創作要件を強化し、デザイン登録出願人の便宜を向上するために複数デザイン登録出願制度などを改善した。また、「産業デザインの国際登録に関するハーグ協定」の国内履行に向けた手続きと特例を定める一方、複雑な条文体系を国民が容易に理解できるように法令体系を全般的に改編した。

＜表3-3-4＞デザイン保護法の全部改正の主な内容(2014. 7. 1. 施行)

デザイン創作性の要件を強化 (第33条第2項)	出願前に国内・国外で広く知られている形象・模様・色彩またはこれらの結合によって容易に創作できるデザインの創作性を否認
拡大された先願主義適用の 自己出願例外の認定 (第33条第3項但し書き)	先願デザインの一部と同一または類似した後願デザインは、その出願人が同様の場合にデザイン登録が可能
関連デザイン制度の導入 (第35条)	従来の類似デザイン制度を廃止し、関連デザインに独自の権利範囲と権利存続期間を付与して創作者の権利保護を強化
デザイン権の存続期間の延長 (第91条)	登録日から15年までだったデザイン権の存続期間を登録日からデザイン登録出願日後20年になる日までに延長
新規性喪失の例外主張手続きの改善 (第36条第2項)	出願時のみならず拒絶理由通知を受ける、または第三者の異議申立、無効審判請求がある場合であっても意見書または答弁書により新規性喪失の例外主張が可能
複数デザイン登録出願制度の改善 (第41条および第65条)	最大100件まで複数デザイン登録出願ができるようにし、一部デザインにのみ拒絶理由がある場合、その部分のみ拒絶決定
職権補正制度の導入 (第66条)	デザイン登録出願書に明白な誤記がある場合に審査官が出願人に補正要求書を発送せずに職権で補正が可能
手数料の返還対象を拡大 (第87条)	デザイン登録出願の後、1カ月以内にその出願を取下げ・放棄する場合、出願料のみならず優先権主張の申立料も返還

そして「不正競争防止および営業秘密保護に関する法律」を改正して不正競争行為に関する補充的な一般条項を新設し、営業秘密侵害に関する訴訟時に営業秘密保有事実の立証負担を緩和するために営業秘密原本証明制度を導入した。また、模倣品の流通を効果的に取り締まるために模倣品の通報補償金制度の法律的根拠を作る一方、企業以外に非営利機関などが有している営業秘密の流出行為も処罰できるようにした。

＜表3-3-5＞不正競争防止および営業秘密保護に関する法律の一部改正の主な内容(2014. 1. 31. 施行)

補充的な一般条項の新設 (第2条第1号ヌ目)	自分の営業のために公正な商取引の慣行または競争秩序に反する方法を用いて他人の経済的行為を侵害する行為を不正競争行為に関する補充的一般条項として新設
営業秘密原本証明制度 (第9条の2から第9条の7)	営業秘密が含まれた電子文書の登録を通じて営業秘密の保有事実に対する立証困難を緩和するために営業秘密原本証明制度を導入
模倣品の通報補償金制度を新設 (第16条)	模倣品の流通を効果的に取締り、その違法性と弊害に対する国民の認識を深めるために通報補償金制度の根拠を策定
営業秘密保有主体の拡大 (第18条)	企業以外に個人または非営利機関の営業秘密を流出した者も刑事処罰の対象に設定

改正された「著作権法」では国または自治体が作成した業務上著作物または著作権の全部を譲渡された場合に利用許諾を得なくても自由に利用でき、授業の目的で著作物を利用する場合、従来にはコピー・配布・公演・放送または伝送のみ可能だったが、展示および公衆送信もできるようにした。

＜表3-3-6＞著作権法の一部改正の主な内容(2014. 7. 1. 施行)

国家著作物の自由利用 (第24条の2)	国または自治体が業務上作成して公表した業務上著作物または契約に基づいて著作権の全部を保有した著作物は、許諾なしでも利用可能
授業目的の著作物の利用範囲を拡大 (第25条第2項)	学校の授業目的で著作物の利用が可能な行為 (従来)コピー・配布・公演・放送または伝送 (現行)コピー・配布・公演・展示または公衆送信 ※公衆送信は放送・伝送・デジタル音声送信を含む上位概念

その他に「中小企業の技術保護支援に関する法律」の制定、「半導体集積回路の配置設計に関する法律」の一部改正、「弁理士法」の一部改正、「産業デザイン振興法」の一部改正、「産業技術革新促進法」の一部改正および「発明振興法」の一部改正など知識財産保護に関する法律の制定・改正があった。

＜表3-3-7＞知識財産権に関する法律の制定・改正(2014)

制定・改正法律	制定・改正日/施行日
特許法(一部改正)	‘14. 6. 11. / ‘15. 1. 1.
実用新案法(一部改正)	‘14. 6. 11. / ‘15. 1. 1.
商標法(一部改正)	‘14. 6. 11. / ‘14. 6. 1.
デザイン保護法(全部改正)	‘13. 5. 28. / ‘14. 7. 1.
半導体集積回路の配置設計に関する法律(一部改正)	‘14. 1. 21. / ‘14. 1. 21.
弁理士法(一部改正)	‘13. 7. 30. / ‘14. 1. 31.
不正競争防止および営業秘密保護に関する法律(一部改正)	‘13. 7. 30. / ‘14. 1. 31.
発明振興法(一部改正)	‘13. 7. 30. / ‘14. 1. 31.
著作権法(一部改正)	‘13. 12. 30. / ‘14. 7. 1.
産業デザイン振興法(一部改正)	‘14. 12. 30. / ‘15. 7. 1.
産業技術革新促進法(一部改正)	‘14. 12. 23. / ‘15. 1. 1.
中小企業技術保護支援に関する法律(制定)	‘14. 5. 28. / ‘14. 11. 29.

第4節 | 2014年の知識財産保護政策

1. 産業財産権

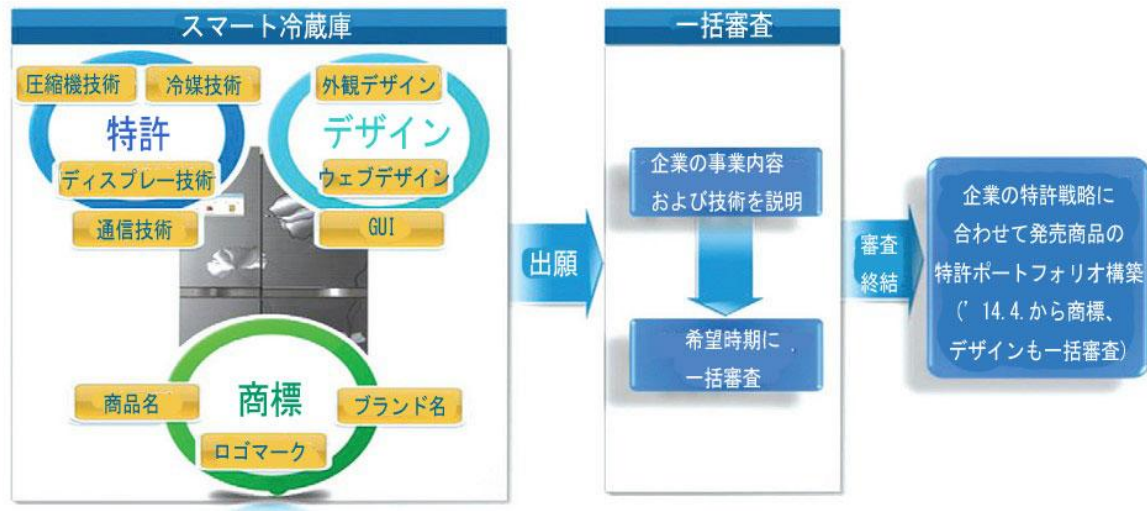
イ. 高品質権利の迅速な創出

1) ポジティブ審査の強化および一括審査制度の施行

特許庁は2014年1月から技術難度が高い発明の技術分野を対象に「審査官と出願人の面談による予備審査」制度を導入した。出願人は審査官に技術内容を直接説明し、審査官は出願人に拒絶理由を詳細に知らせることで審査官と出願人の適切なコミュニケーションを図り、的確な審査と拒絶理由の自主的な解消ができる見通した。

一方、一括審査制度は、出願人の申立により1つの商品に係る複数の産業財産権の出願を担当する審査官が相互にコミュニケーション・協力し、出願人が希望する時点に合わせて一括的に審査するカスタマイズ型のワンストップ審査支援サービスだ。2013年12月に特許・実用新案を対象に開始し、2014年4月からは商標・デザインまで拡大して実施している。出願人は1つの商品に係る特許、実用新案、商標およびデザインの審査結果を同時に受けることができるようになり、創造経済の重要基盤である融合・複合技術に関する諸知識財産権を一括して確保することができる。

<図 3-4-1>カスタマイズ型一括審査の概念図



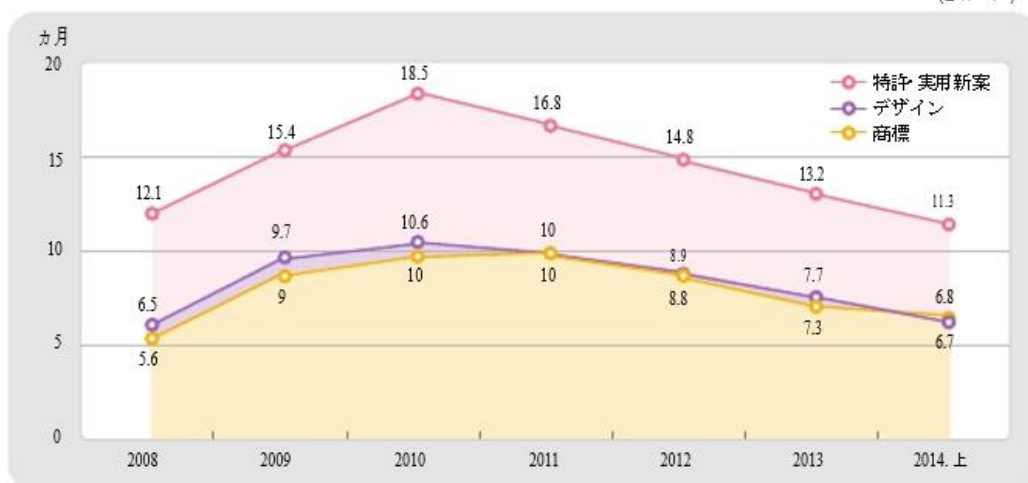
※出処：特許庁、報道資料(‘14. 3. 27.)

2) 審査処理期間の短縮

特許庁は独創的なアイデアおよびブランドが早期に権利化して保護を受けられるように審査処理期間の短縮に向けて持続的に努力してきた。2014年上半期における特許・実用新案の審査処理期間は日本(2014年3月、11カ月)、欧州(2013年、26.4カ月)、米国(2013年、18.2カ月)、中国(2013年、10.9カ月)に比べ、11.3カ月で日本と類似した水準となった。デザイン・商標の審査処理期間も2014年度上半期にデザインが6.8カ月、商標が6.7カ月で前年より短縮された。

<図 3-4-2>権利別の審査処理期間の動向

(単位：カ月)



※出処：特許庁、知識財産白書(2013)および月別知識財産統計(2014)

韓国知識財産研究院の分析結果(2013年12月)によると、2014年の審査処理期間が11.7カ月に短縮され、国民総生産額が1兆3,433億ウォン増加し、4,347人の雇用創出を誘発するなど経済活性化の効果があると分析された³¹。

3) コンピュータープログラム³²の請求項形式の改善

特許庁の審査基準改正により、2014年7月以降の出願からコンピュータープログラムがプログラムそのものの請求項形式だけでも特許を受けられるようになった。従来は、「プログラムが保存されている記録媒体」形式のみ特許を許容していたが、実質的な保護範囲が同一である「媒体に保存されているコンピュータープログラム」形式の出願に対しても特許を許容した³³。

改正された審査基準は、ソフトウェアもハードウェアによって具体的に実現されれば、特許の対象になる上、発明の成立要件を満たせば「媒体に保存されているコンピュータープログラム」の請求項形式も特許登録を受けられるようにした。

4) 特許審査ハイウェイの対象国の拡大

特許審査ハイウェイ(Patent Prosecution Highway: PPH)は、一国における特許庁の審査結果をその他国の特許庁においても活用できるようにすることで、早期に特許審査を受けられる制度だ。特許庁は2014年、PPH対象国を前年度の14カ国から21カ国³⁴に拡大した。拡大された対象国には欧州特許庁(European Patent Office: EPO)が含まれており、欧州地域に進出を試みる韓国企業の迅速な特許権の獲得に役立つと見られている。

5) 外国語特許出願制度の導入

2014年6月に特許法および実用新案法を改正して外国語特許出願制度を導入した。外国語特許出願制度は韓国語のほか、英語の明細書でも特許・実用新案の出願ができるように許容し、迅

³¹Economic Study on Patent Backlogs(London Economics、2010)によると、審査処理期間が1年遅延される場合、米国・欧州・日本の3特許庁基準で年間118億ドル(13兆3,800億ウォン)の経済的費用が発生

³²コンピュータープログラムのアイデアそのものではないプログラムコードの表現は、著作権法の保護対象として、著作権法に基づいて別途の保護を受ける。

³³2014年特許庁国政監査の資料

³⁴米国、欧州、日本、中国、ドイツ、カナダ、ロシア、英国、フィンランド、スペイン、メキシコ、シンガポール、ハンガリー、オーストリア、スウェーデン、デンマーク、イスラエル、ポルトガル、ノルウェー、アイスランド、豪州

速な権利の確保に役立つと予想される。

＜表 3-4-1＞IP5 特許出願言語の要件の比較

国	出願日先取りのための明細書言語	提出翻訳文の言語
韓国	国語、英語	国語
米国	全ての言語（'78）	英語
欧州	全ての言語（'78）	EPO 公式言語（英語、ドイツ語、フランス語）
日本	日本語、英語（'94）	日本語
中国	中国語	-

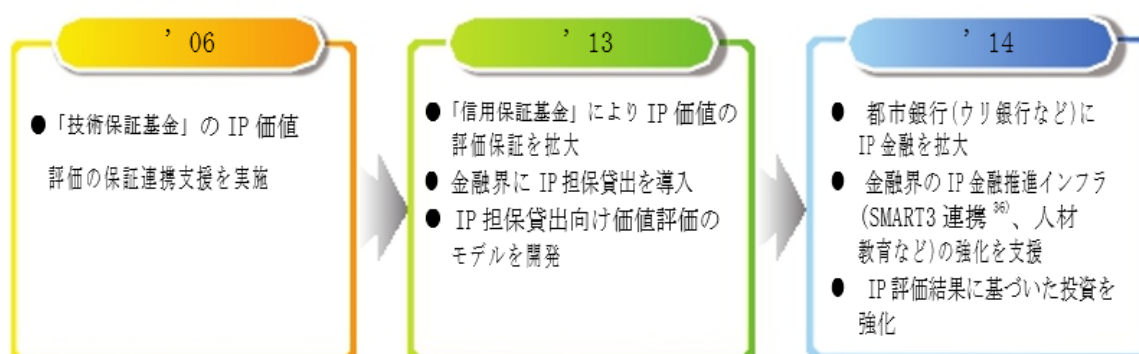
※出処：特許庁、特許法・実用新案法の一部改正法律の立法予告案の説明資料

ロ. IP・技術金融の活性化

1) IP・技術評価の制度的インフラの高度化

2014年にはIP・技術金融の活性化を後押しするIP・技術評価のインフラを強化した。2014年6月に産業通商資源部は、IP・技術評価の動向と金融界のニーズを踏まえて「技術評価基準の運営指針」を全面改正し、同年12月IP特性化評価モジュールを反映して改正された「技術価値評価の実務ガイド」を発刊した。未来創造科学部も2014年6月に研究機関が有している技術に対するオンライン簡易価値評価システム³⁵を開発・普及し、技術価値評価の専門教育および人材育成を推進してシステムの活用力量の向上に取り組んだ。

＜図 3-4-3＞知識財産(IP)金融の推進の概要



※出処：特許庁報道資料（'14. 1. 15.）

³⁵韓国科学技術情報研究院で開発した START-Value4.0

³⁶特許庁の特許簡易評価システムである SMART3 は、2014年11月まで合計687社1,246億ウォンのIP価値評価保証に活用された。

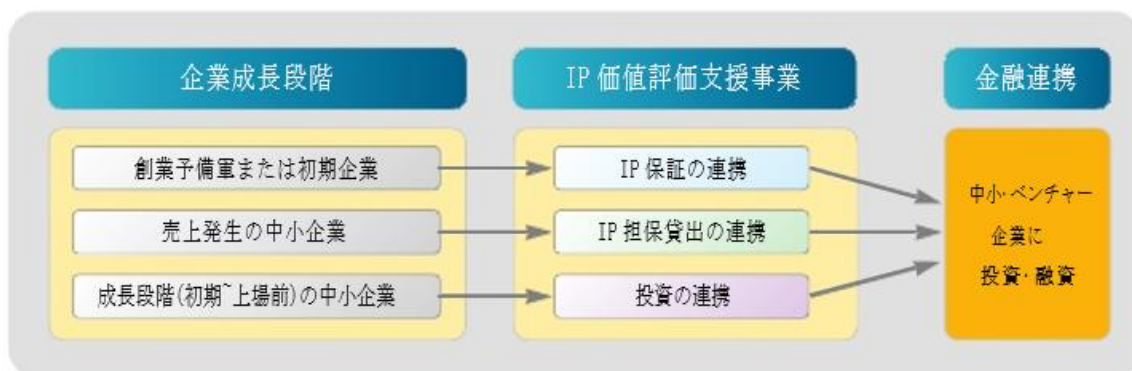
2) 金融界による技術評価の基盤作り

2014年6月、銀行連合会は技術信用評価機関と金融機関などで活用できる技術情報データベース(Tech Data Base : TDB)を構築し、サービスを開始した。現在32カ所の官民協約機関から収集した約1,000万件の情報を銀行、保証機関および技術信用評価機関など23機関に提供しており、今後ベンチャーキャピタルなどにその活用機関を段階的に拡大していく計画だ。2014年11月、技術信用評価機関が提供する技術信用等級基盤の銀行貸出の規模は、合計9,921件で5兆8,848億ウォンに上った。

3) IP・技術基盤の金融投資の拡大

2014年に金融委員会は技術価値評価に基づいた投資の拡大を誘導するために「成長はしごファンド」内に「技術価値評価投資ファンド」を3,000億ウォン規模に造成し、不確実性が高い技術金融の投資を支援し、同年12月には未来創造科学部・産業通商資源部・特許庁など関係部処と共に技術金融投資の活性化TFを構成して技術基盤投資の活性化方案を策定した。2014年、特許庁はIP担保貸出の協力モデルを都市銀行に拡大・適用し、中小企業による特許技術事業化の促進を誘導するなど、企業の成長段階とIPの価値評価を連携したIP金融を通じて合計300社に1,000億ウォンを支援した。

<図 3-4-4> 企業成長段階別の IP・技術金融の支援方案



※出処：国家知識財産委員会のIP・技術価値評価体制による実績の点検結果資料('14. 12. 10.)

産業銀行と企業銀行は2014年11月までIP担保貸出で計88社に758億ウォン、信用保証基金・技術保証基金はIP価値評価保証を経て計121社に257億ウォンを貸し出した。今後IP・技術を活用して貸出または保証を希望する中小企業と優れたIP・技術を有している中小企業を募集している金融界の需要 - 供給の不均衡が解消されると見られる。

ハ. 発明に対する保護の強化

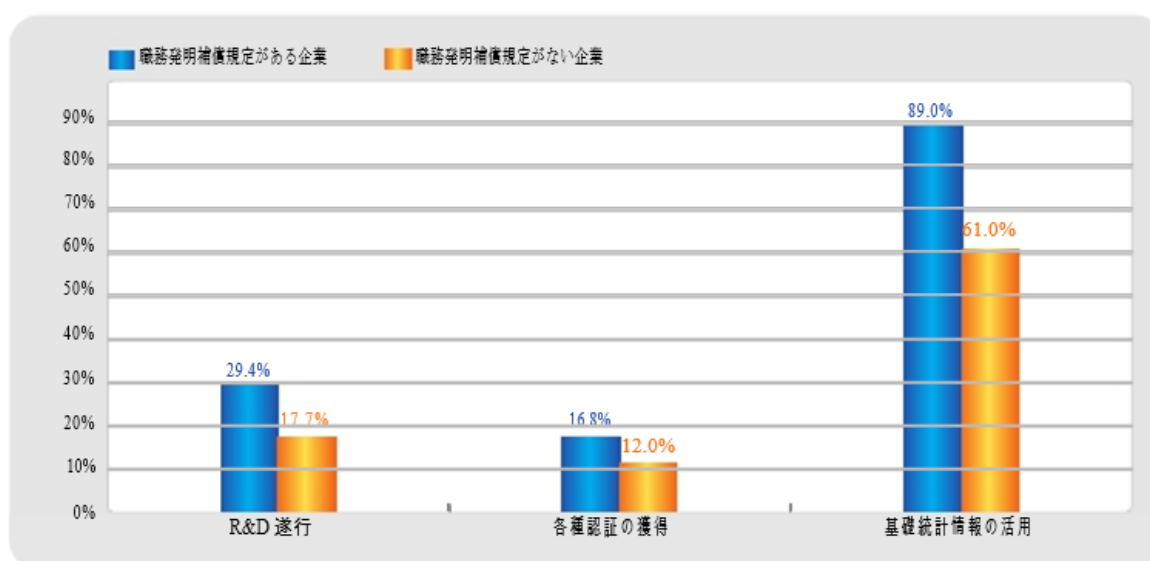
1) 職務発明補償制度の改善

改正された「発明振興法」(2014. 1. 31. 施行)は、職務発明に参加した従業員などの交渉力および手続き上の権利を強化して従業員が実質的に補償過程に参加できるようにするほか、大企業の職務発明補償制度の導入を積極的に誘導することで、企業全般に正当な補償文化を定着させ、知識産業時代における企業競争力を強化できるようにした。

具体的な内容を見ると、使用者などは職務発明審議委員会を設置・運営し、職務発明に対する補償の形態と補償額を決定するための基準、支払い方法などが示された補償規定を作って従業員に文書で知らせるようにした。大企業の場合、従業員の特許を受ける権利など事前承継を目的とする勤労契約または勤務規定によるものでなければ、通常実施権を行使できないようにした。

職務発明補償規定を有している企業が知識財産活動も大きく増加するというが、今回の改善により研究開発への投資と施設などを提供した使用者と創意工夫の努力を重ねて発明を完成した従業員間の利益が合理的に調整できるようになった。

<図 3-4-5> 職務発明補償規定の有無による企業の知識財産活動の比較



※出処：韓国知識財産研究院、職務発明に関する知識財産活動の実態調査(2013)

2) 職務発明の活性化事業

「2014年職務発明の活性化事業」は、職務発明補償制度を運営する優秀企業を選定・支援し、制度を導入・運営する過程において企業が経験する難点を解消するために行われた。具体的には職務発明補償優秀企業の認証拡大、中小・中堅企業向けの支援強化および優秀事例の掘り起こしなどによる補償文化の拡大を試みた。また、より効果的な職務発明の活性化に向けて職務発明補償優秀企業に対して登録料の一時的減免、出願に対する優先審査および政府支援事業に参加する際に加点付与などのインセンティブを付与する支援施策を並行した。

3) 公募のアイデアに対する保護

2014年11月、特許庁と公正取引委員会は「公募アイデアの保護に関するガイドライン」³⁷を背景に実務的に即時適用できる模範約款を作成した。模範約款には、アイデア権利の応募者帰属、主催側のアイデア使用範囲、アイデアの返還および廃棄、応募者の権利譲渡および使用権の許諾時に主催側と応募者間の協議義務、紛争時の調停および仲裁の活用などを一目瞭然に明示している。

特許庁の調査結果によると³⁸、出品アイデアを提案者に帰属する公募の割合が2013年の17.9%から2014年8月以降56%に上昇し、主催側に帰属される割合は2013年の47.3%から2014年8月以降20%に減少するなど、公募アイデアの保護環境が改善されていることが分かる。同模範約款の制定・配布により、公募参加者の独創的なアイデアの保護が一層強化されると期待されている。

二. デザイン権利の強化

1) 国際デザイン出願制度の施行

特許庁は2014年3月31日、産業デザインの国際登録に関する新ハーグ協定(1999年ジュネーブ改正協定)³⁹に加盟し、2014年7月から国際デザイン出願制度を施行した。

ハーグ協定は、1件の願書で複数国にデザイン登録を受けられるようにするデザインの国際登録に関する条約だ。デザイン出願件数が増加している韓国の加盟により国際デザイン出願制度が大きく活性化されると期待が集まっている。一方、米国、中国、日本も新ハーグ協定への加盟に向けた国内立法を準備しており、今後この国々に対しても新ハーグ協定による国際出願が

³⁷第5回創造経済委員会(‘13.12.)において確定・発表

³⁸特許庁が2013年11月～2014年11月に開催したアイデア・技術に関する公募の約款を深層調査

³⁹正式名称は、産業デザインの国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定(Geneva Act of the Hague Agreement Concerning the International Registration of Industrial Designs)

可能となる見通しだ。

2) デザイン権の存続期間の延長

2014年7月以降の出願からデザイン権の存続期間が延長された。デザイン権の存続期間の延長は保護期間を強化する国際的傾向を反映し、産業デザインの国際登録に関するハーグ協定との調和を図るためのものだ。これにより従来に設定登録した日から15年だったデザイン権の存続期間が登録した日からデザイン登録出願日以降の20年となる日まで延長された。デザイン権も特許権と同一に20年間保護を受けられるようになり、デザイン権の保護が一層強化された。

3) デザイン新規性喪失の例外主張の改善

2014年7月からデザイン登録出願のとき、新規性喪失の例外主張をしなかったとしても後に関連証明書類のみ提出すれば保護を受けられるようになった。従来にはデザイン登録出願前に公開されたデザインも公開日から6月以内に出願し、出願のときにこれを主張すれば登録を受けることができたが、主張の時期を出願時に限定していたため、登録を受けられない場合があった。今回の改善により出願以外の時点であっても新規性喪失の例外を主張すればその例外が認められるため、出願前に出願人が自らデザインを公開した理由のみで登録を受けられない、または登録権利が無効となる事例が減少すると見られる。

ホ. 商標・デザイン情報サービスの強化

1) 商標5カ国協議体(TM5)のウェブサイトのオープン

商標分野の先進5カ国による協議体(Trade Mark 5 : TM5)⁴⁰は、世界中の出願人の利便性向上と商標制度の国際的調和に向けたTM5間の協力事業の一環として2014年5月に公式ウェブサイト(www.tmfive.org)をオープンした。公式ウェブサイトは、各国の商標に関する法令、審査基準、商品リストおよび出願審査統計など商標に関する多様な情報を提供しており、当該国に商標を出願する出願人に役に立つと期待される。

2) 海外デザイン権情報の提供を拡大

デザイン産業の競争力向上に向けて特許情報ネットキプリス⁴¹は、2014年4月から米国、日本、

⁴⁰世界中の商標・デザイン出願の約70%を占める韓国、米国、欧州、日本、中国の先進5カ国協議体

⁴¹www.kipris.or.kr

WIPOの海外デザイン権情報を提供している。特許情報ネットキプリスは、従来のデザイン権ポータルサービスのデザインマップ⁴²と共に世界中のデザインに関する膨大な情報を効率的に把握できるデザイン総合情報サービスを提供する。

2. 著作権

イ. 著作物利用基盤の先進化

音楽分野の著作権の集中的な管理において徴収および配分の公正性、恣意的な組織運営などの問題が持続的に発生したことで文化体育観光部は、競争による音楽著作権信託管理団体の透明性・効率性の向上に向けて2013年12月に音楽著作権信託管理業の新規許可対象者の1団体を選定した。その結果、2014年12月24日に「(社)共に動く音楽著作人協会」の法人設立を許可し、2014年9月12日に著作権信託管理業を許可した。

文化体育観光部は、新規団体の透明性および効率性を極大化するために専門経営人制度の導入、透明な会計の運営、財源の調達案の履行指導・監督などを通じて初期段階に組織の安定化に向けた環境作りに取り組んだ。また、ユーザの追加費用の負担を解消し、利便性向上への対応策作りに努力したほか、新規団体に「信託範囲選択制度」の導入を誘導することで権利者の選択の幅を拡大した。

また、2014年7月から著作権法第24条の2(公共著作物の自由利用)の施行により、国または自治体において業務上作成して公表した著作物または契約によって著作財産権の全部を保有した著作物は、国民が別途の利用許諾なしでも自由に利用できるようになった。それと共に公共著作物の利用活性化施策に基づいて公共機関において「公共著作物の自由利用の許諾表示(公共ヌリ、Korea Open Government License : KOGIL)」を適用して公開した著作物も自由利用の対象となった。

これによって文化体育観光部は、公共著作物の収集および利用活性化のためにオン・オフライン広報、公共機関保有の著作物に対する公開支援、圏域別説明会などを積極的に推進した。その結果、2013年に比べて公共著作物の自由利用政策に参加する機関が約4倍増加(80カ所→341カ所)し、公開された公共著作物の数は約3倍増加(1,005千件→2,933千件)した。

⁴²www.designmap.or.kr

ロ. 著作権の保護協力体系の構築

文化体育観光部は新規の違法市場に対応するため、違法ゲーム私設サーバーの著作権法違反に対する企画捜査を進め、SDカード、ネットカフェ、DVD喫茶などに対する持続的な調査・取締り・啓発を実施した。この過程において政府は著作権保護の関係機関協議体の活性化に取り組んだ。著作権侵害が深刻化している海外トレントサイトにおける流通を減らすために放送通信委員会の協調を得てサイトのアクセス遮断措置を実施するなど、著作権保護網を構築した。

海外における著作権の保護強化に向けて海外著作権センターを介した協力チャンネルを構築すると同時に海外における著作権侵害救済措置を支援したほか、現地の流通チャンネルと韓国権利者との交流を促進した。また、韓国の著作物に対する海外の合法的な流通契約を支援し、WIPOと協力してアジア・南米など途上国に対する現地の著作権保護人材の育成など、著作権保護環境の改善を支援した。

ハ. 健全な著作権環境作りの文化を定着

1) 著作権分野の標準契約書

これまで文化体育観光部では公正な取引秩序の確立および健全な産業の環境作りなどに向けて映画・出版・放送など、各分野別の標準契約書を作成・配布したが、著作物の種類と利用形態が多様になり、著作権契約の需要が増加したため、え著作権に関する事項のみを主な内容とする著作権標準契約書の必要性が浮上した。そのため、著作権標準契約書4種類⁴³および各契約書別の解説書を製作・配布して創作者が著作権を一方的に奪われる現実を改善した。

2) 創作物公募のガイドライン

ほとんどの公募において応募作に対する著作権が主催側に帰属されることを一時的に決定・公告するため、公募に応募すれば全ての著作権が主催側に帰属される不合理な場合が頻発していた。

文化体育観光部はこのような問題を打開するため、公募の主催側が必要な範囲内で当該応募作に対する利用許諾を受けることを原則とし、やむを得ない場合は応募者との別途の合意によって著作財産権を譲受し、その場合には適当な対価を支払うことを主な内容とする「創作物公募のガイドライン」を作成・配布し、創作者の権益を保護して健全な公募環境の構築を試みた。

⁴³ 著作財産権の全部に対する譲渡契約書、著作財産権の一部に対する譲渡契約書、著作財産権の独占的利用許諾契約書、著作財産権の非独占的利用許諾契約書

3) 正しい著作権グッド©キャンペーン

小規模の著作権侵害・紛争の急増により、国民に著作権法に対する否定的な認識が広がることのないよう、映画界を中心とした「グッドダウンローダーキャンペーン」を音楽、漫画、キャラクターなど著作物の全般に拡大して著作権を尊重・共有する文化の拡散を推進するほか、国民に対する著作権認識の向上に向けた「正しい著作権グッド©キャンペーン」を推進した。

3. 新知識財産権

イ. 植物新品種の保護

植物新品種の開発には植物の特性上、多大な時間が所要されるため、試行錯誤を減らすためには巨額の投資費用が集約的に投じられなければならない。しかし、国内の個人または企業による植物新品種の開発と研究に対する投資は不備な状況となっている。

現在、農林畜産食品部、海洋水産部を中心に農作物、山林品種および海洋水産植物に対する保護体系の確立に向けて持続的に努力しており、植物新品種保護国際同盟(International Union for the Protection of New Varieties of Plants : UPOV)の一員として植物新品種に対する国際的な保護活動にも参加している。

グローバル種子大国への跳躍を目指して輸出戦略種子の開発および種子産業の基盤作りに向けた政府(農林畜産食品部・農業振興庁・山林庁)協力のR&Dプロジェクトであるゴールデンシードプロジェクト(Golden Seed Project : GSP)を進めており、農林畜産食品部と特許庁は、種子分野の品種保護制度と特許制度の法律的な調和方案に対する協議を通じて品種保護制度と特許制度の効率的な活用策を模索している。

ロ. 地理的表示の保護

地理的表示(Geographical Indication : GI)は、農水産物または農水産加工品の名声・品質、その他特徴が本質的に特定地域の地理的特性に起因する場合、その特定地域において生産された特産品であると表示するものだ。WTO TRIPsは、加盟国の地理的表示を保護するように規定しており、韓国は1999年に農水産物の品質管理法に基づいて地理的表示の概念を導入して以来、2009年に改正された農水産物の品質管理法により地理的表示権を保障しており、2004年の改正商標法に基づき、地理的表示を団体標章の形態で登録できる規定を設けている。

＜表3-4-2＞地理的表示保護の所管部処とその根拠法

	法律名	所管部処
地理的表示	農水産物の品質管理法 第2条、第3条、第32条ないし第55条、第119条 第120条、第123条	農林畜産食品部(食生活消費政策課) 国立農産物品質管理院(原産地管理課) 山林庁(私有林経営所得課) 海洋水産部(流通政策課) 国立水産物品質管理院(品質管理課)
地理的表示 団体標章	商標法 第2条、第3条、第6条ないし第8条、第23条 第50条3条、第66条、第71条、第73条	特許庁 (商標審査政策課)

地理的表示に対する知識財産権の保護は、農水産物品質管理法と商標法を中心にその保護体系を維持しており、登録されていない地理的表示であっても「不正競争防止および営業秘密保護に関する法律」によって保護を受けている。

FTAによって保護される地理的表示(特別保護)は、商標法第7条第1項第17号に基づく登録排除効果が付与され、不正競争防止法第3条の2に基づく使用禁止効が付与されるため、国内登録を受けなくても登録による法律的效果と事実上同一な保護が認められている。

地理的表示に対する保護は、FTAを通じてその保護範囲を拡大しつつある。韓・EUはFTAを基に地理的表示の保護範囲を「同種商品」と規定し、「同一商品」より保護の範囲を拡大した。また、これを商標法に反映するため後願排除効、使用禁止効を従来の「同一商品」から「同一または同一であると認識されている商品」に拡大した。さらに、韓国・カナダはFTAを通じて両国が相互保護に合意した地理的表示に対して同一な水準の保護をすると合意した。ペルー、トルコとのFTAにおいても地理的表示に対する保護を規定して地理的表示の保護を強化している。

ハ. 遺伝資源の保護

国内のバイオ産業は、この3年間地道な増加傾向を見せていた。これを踏まえると今後も年平均20%の成長が見込まれる。次世代の成長動力となるバイオ産業は、遺伝資源を基に人類に有用な物質とサービスを提供している。つまり、遺伝資源は新知識財産としての価値および重要性が増大しており⁴⁴、実際に権利化などについて多岐にわたる議論が行われている。

⁴⁴スイスの製薬会社ロシュ・ホールディング(Roche Holding)社は、中国の土着植物であるトウシキミからシキミ酸(Shikimic acid)を抽出して新薬「タミフル(Tamiflu)」を生産し、世界中で年間20~30億ドルの付加価値を上げている。

<図 3-4-6> バイオ産業の動向



※出処：国内バイオ産業の実態調査(2013年基準)

このような遺伝資源は、かつて人類の共同遺産として認められてきたが、その重要性に対する評価が行われ、1992年に採択された生物多様性条約によって国際的に遺伝資源に対する主権的権利が確立した。また、遺伝資源の利用に対する具体的な体系を樹立するために2010年に名古屋議定書⁴⁵が採択され、同議定書は2014年10月12日に発効した。

遺伝資源の保護に関する国際的合意により、韓国政府は保護体系の構築および強化に向けて持続的に努力している。

<表3-4-3> 遺伝資源保護の所管部処とその根拠法の目的および規律対象

所管部処	法律名
環境部	生物多様性保全および利用に関する法律
	遺伝資源のアクセスおよび利用共有に関する法律案
	野生生物の保護および管理に関する法律
農林畜産食品部	農水産生命資源の保存・管理および利用に関する法律
海洋水産部	海洋生命資源の確保・管理および利用などに関する法律
未来創造科学部	生命研究資源の確保・管理および活用に関する法律

⁴⁵本議定書の正式名称は、「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」だ。

国内の遺伝資源の管理は、環境部、農林畜産食品部、海洋水産部、未来創造科学部を中心に行われており、このうち環境部、農林畜産食品部、海洋水産部は実物と情報の両方について、未来創造科学部は情報についてそれぞれの関係法令に基づいた保護および管理を行っている。これら政府部処はそれぞれの所属および傘下機関として首長の配置および研究機関の設置によって保護・管理をする以外にも有用性の評価、DBの構築、生物資源の商品化など多様な有用生物資源の研究事業を進めている。

二. 伝統的文化表現・伝統的知識の保護

伝統的文化表現の保護の必要性に対する各国の認識とニーズが高まり、伝統的文化表現の保護に向けた議論が世界知的所有権機関(World Intellectual Property Organization : WIPO)の主導で開始された。2000年WIPO総会の結果によりWIPO遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会(Intergovernmental Committee : IGC)が設置され、2001年第1回政府間委員会の開催を皮切りに2014年第28回政府間委員会まで伝統的文化表現の保護に向けた議論が行われている。

文化体育観光部は、政府間委員会に持続的に参加し、争点事項に対する各国の立場を点検し、国内の伝統的文化表現の利用実態と事例研究などを通じて現実味のある伝統的文化表現の保護方案の策定に力を入れている。ひいては遺伝資源および伝統的知識とは区別される伝統的文化表現の特性を反映し、文化財保護法に関する政策などを通じて現実的な保護を提供している。

特許庁は2004年度に伝統知識DBの構築に向けた情報化戦略計画を樹立し、2005年から2007年までの3年間、漢方医学分野に対する伝統的知識を中心に伝統知識DBを構築したほか、2007年12月から伝統知識DBにおける検索サービス⁴⁶を提供している。また、2011年12月の商標法改正⁴⁷により地理的表示の団体標章、証明標章および地理的表示証明標章の制度を導入して伝統的文化表現の法律的保護案を設けた。

ホ. パブリシティ権の保護

パブリシティ権は、一般的に氏名や肖像など個人の人格的な要素が派生する一連の財産的価値を権利者が商業的に使用し、統制できる排他的権利をいう。個人の肖像が保護の客体となるという点で肖像権と類似している面があるが、パブリシティ権は肖像を含めた特定人の同一性を認知できる全ての要素を保護の客体とする点と財産権の性格が一層強い点が肖像権とは区別される。

⁴⁶韓国伝統知識ポータル(<http://www.koreantk.com>)を通じて伝統的知識に関する論文、薬材、処方、病症、地の料理、生活、農業、無形文化財、伝統食品、伝統紋様などに関する36万件の資料を提供している。

⁴⁷法律第111113号、2012. 3. 15. 施行

インターネットによる情報の量産とエンターテインメント産業の拡大により、パブリシティー権に対する社会の関心が増加し、努力によって獲得した名声の商業的利用に対する保護の必要性が高まっている。

法院は、一部の事例において財産的価値、顧客吸引力、認知度が認められる「特定人の個性が表出された同一性(identity)が認められるもの」が保護の客体になると認めており、このような判決を基に韓国の法院がパブリシティー権を認めたとみなす見解がある。しかし、一方では成文法または慣習法によって認められていない以上、現行の法律体系の下で独占排他的な性格を有するパブリシティー権を独自の権利として認め難いという判決も多数存在する。従って、パブリシティー権の保護客体に対する保護の根拠および範囲を明確化して法的安定性と予測可能性を確保し、パブリシティー権をより効果的に保護するための方案について多様な議論が行われている⁴⁸。

4. 営業秘密

2014年12月18日、中小企業庁、公正取引委員会、警察庁、特許庁の4機関は中小企業の技術流出を防ぐための了解覚書(MOU)を締結した。その結果、中小企業庁と特許庁は中小企業の技術流出に関する相談・通報事例を公正取引委員会と警察庁に提供して調査・捜査計画を立てられるように支援している。そして公正取引委員会と警察庁は、産業財産権の紛争に巻き込まれた中小企業に技術紛争の調停・仲裁制度などの活用を勧めるなど、中小企業庁と特許庁に積極的に協力している。一方、産業通商資源部・中小企業庁・特許庁・国家情報院などは関係部処が合同で「韓国企業の営業秘密保護方案」を策定し、第18回経済関係長官会議(2014年5月22日)に上程した。

それと共に韓国政府は関連規制と支援策の強化にも取り組んでいる。最近3年間中小企業の12.1%が技術流出による被害を経験した。1件当たりの被害規模は年平均15億ウォンに上っているが⁴⁹、中小企業は大企業に比べて技術保護に対応する力量が不十分であるため、技術流出に適切な対応ができない状況だ。そのため、中小企業の技術保護を支援するための基盤を拡充し、関連施策を推進できる法律的根拠を設けるために「中小企業の技術保護支援に関する法律」を制定した。また、「不正競争防止および営業秘密保護に関する法律」を改正して営業秘密の保護を強化した。

⁴⁸パブリシティー権保護方案として、別途の立法を通じた方法以外にも民法による保護策、著作権法による保護策および不正競争防止および営業秘密の保護に関する法律による保護策などが議論されている。

⁴⁹「中小企業の技術保護支援に関する法律」の制定理由(国家法令情報センター)

第 4 章

知識財産保護政策の 成果

第1節 | 知識財産侵害の対応および紛争解決の支援

1. 知識財産権侵害の対応および取締り活動の強化

イ. 産業財産権の侵害および取締りの現況

1) 特許庁による模倣品取締り

特許庁は模倣品に関する犯罪を効率的に取り締まるため、2010年9月に「商標権特別司法警察隊」を発足させ、3カ所の地域事務所(ソウル、大田、釜山)に取締り人材を配置して模倣品の販売・流通事犯に対する取締りを強化した。2013年9月には従来の産業財産保護課内に所属されていた商標権特別司法警察隊を拡大し、模倣品取締りの専従部署である産業財産調査課を新設した。

商標権特別司法警察隊の発足を機に司法機関の取締りを巧妙に回避しながら模倣品を流通させる常習的な模倣品販売事犯を持続的に追跡して刑事処罰できる環境を作った。特に最近急増しているオンライン上の模倣品流通事犯に対する強力な取締りを進めるため、オンライン・フォレンジック (Forensic) など専門的な装備を備えたオンライン専従捜査班を運営している。

＜表 4-1-1＞商標権特別司法警察隊による模倣品取締りの実績

区分		'10.9.～'12	'11	'12	'13	'14	'15
逮捕	人数(人)	45	139	302	376	430	1,292
	差し押さえ(点)	28,629	28,589	131,599	822,370	1,114,192	2,125,379
正規品価格(億ウォン)		54.8	85.5	246.7	567.2	880.8	1,835

※出処：特許庁

2014年に特許庁の模倣品取締り活動によって差押えとなった品物を分析した結果、有名ブランド商品を模倣した自動車部品類、装身具類、靴類、衣類などがほとんどを占めており、これを正規品価格に換算すると約880億ウォンに上る。

<図4-1-1>特許庁による模倣品取締りの体系



今後、オン・オフラインを問わず活動の幅を広げている模倣品を撲滅するため、模倣品取締り担当捜査官を増員し、捜査の専門性を強化する一方で模倣品流通の頻発地域に対する集中的な取締り以外にも偽物の医薬品、自動車用品など、国民の生命と健康を脅かす模倣品の製造・流通業者などに対する企画捜査を強力に推進する予定だ。

参考	特許庁の商標権特別司法警察隊による模倣品取締りの事例
2014年2月、商標権特別司法警察隊は企画取締りを通じて釜山地域などでソーシャルネットワーキングサービス(SNS)などを利用して約10年間偽物のアウトドア衣類を常習的に販売してきた者を摘発した(衣類1万5千点を現場で差押え、正規品価格29億ウォンに相当)。	
	
<p data-bbox="245 987 727 1014"><偽の商標を付着したアウトドアのパンツ></p>	<p data-bbox="951 987 1262 1014"><現場で摘発された模倣品></p>

2) 関税庁による模倣品の取締り

最近、海外からの個人輸入が普遍化したことで、これを悪用した模倣品の密輸など知財権侵害事例が増加しており、関税庁はその防止に向けて積極的な取締り活動を展開している。特に商業的な用途ではなく個人の名義で搬入される模倣品は摘発しても廃棄できない点を悪用した模倣品の違法流通を防止するために関連規定を改正した。2015年1月からは個人が輸入してきた郵便(特別送達貨物を含む)から模倣品が摘発された場合、これを差押え、廃棄している。

また、国内搬入品以外に海外搬出を目的とする国際郵便を対象に模倣品の集中的な取締りをした結果、2014年に144件(摘発数量10,329件)を摘発し、外国税関との国際捜査共助も強化している。

今後、関税庁は関係機関との協力を通じて国内・国外の違法流通に関する情報を共有し、模倣品の主な販売先であるオンラインに対するモニタリングを強化するほか、最近取締りの対象として追加された地理的表示、特許、デザイン権などの保護に向けた情報交流および取締り技法の開発などを積極的に拡大していく予定だ。

<表 4-1-2> 関税庁による知識財産権侵害取締りの実績

(単位：件、億ウォン)

区分		‘12		‘13		‘14	
		摘発件数	金額	摘発件数	金額	摘発件数	金額
知財権 侵害	商標権	508	7,642	338	5,462	240	4,606
	著作権	66	1,604	25	102	16	459
	特許権	1	66	1	91	1	90
	その他	13	20	9	95	2	9

※出処：関税庁

※その他：デザイン、不正競争防止行為の違反など

参考	模倣品の違法搬入行為に対する関税庁の取締り事例
ソウル税関は、個人の消費を装った模倣品の違法搬入に対する特別取締りを実施し、流出された名義を盗用する、または偽造・変造して中国産模倣品3万5千点(正規品価格447億ウォンに相当)を密輸した宅配代理店の代表と通関士など関連組織を摘発した(2014年7月)。	
 <p>< 摘発された中国産模倣品 ></p>	 <p>< 税関が差押さえした模倣品 ></p>

3) 検察・警察・(旧)海洋警察庁による模倣品の取締り

大検察庁は全国26カ所の検察庁に設置された「知識財産権侵害事犯の担当捜査班」を通じて持続的に模倣品に対する取締りを実施している。また、文化体育観光部、特許庁、関税庁などが参加する政府レベルの対策協議会、実務協議会および懇談会を開催するなど関係機関との緊密な協力を通じて効率的な取締りを図っている。

特に、毎年知財権を担当する部長検事会議を開催してインターネット上の知財権侵害に対する取締り対策を講じている。その成果として、2013年には知財権侵害事犯70,396人を摘発してそのうち751人を逮捕した。

＜表 4-1-3＞検察庁による知識財産権侵害事犯取締りの実績

区分	‘10	‘11	‘12	‘13	‘14	合計
取締り人数(人)	81,854	82,966	84,001	70,396	72,079	391,296
逮捕(人)	1,446	1,334	953	751	637	5,121

※出処：検察庁

警察庁はオン・オフラインを利用して衣類、靴など海外有名ブランドの模倣品に対する取締りを実施しており、特に電子商取引の規模が急増したことでオンラインを利用して商標権を侵害する行為に対する取締りに主力している。

一方、模倣品の流通など知能犯罪に対する対応力を強化するため、本庁においてのみ運営されていた知能犯罪捜査隊を2014年から全国16カ所の地方警察庁まで拡大設置し、知能犯罪に対する捜査を強化した。

＜表 4-1-4＞警察庁による商標権侵害事犯取締りの実績

区分	‘10	‘11	‘12	‘13	‘14.8.	合計
発生件数(件)	3,172	2,178	1,640	1,996	1,804	10,790
摘発人数(人)	4,466	2,831	2,378	2,580	2,173	14,428
起訴(人)	3,642	2,093	1,732	1,913	1,549	10,929

※出処：警察庁

(旧)海洋警察庁は、靴・衣類・医薬品など主な有名ブランドの模倣品を輸入・販売する商標法違反事犯に対して集中的な取締りを実施してきた。特に、毎年知識財産権侵害犯罪などに対する企画捜査を通じて商標法違反事犯の摘発に力量を集中してきた。

＜表 4-1-5＞(旧)海洋警察庁による商標権侵害事犯取締りの実績

区分	‘10	‘11	‘12	‘13	‘14.11.	合計
取締り人数(人)	38	52	42	37	16	185
差し押さえ金額 (百万ウォン)	247,711	8,279	54,749	26,368	35	337,142

※出処：(旧)海洋警察庁

4) 食品医薬品安全処による違法医薬品の取締り

食品医薬品安全処は、違法医薬品の流通が増加したことを受けて効果的な取締りおよび撲滅に向けて関税庁・警察庁など関係部処と常時取締り協力体系を強化して違法医薬品の流通に積極的に対応している。

特に、最近オンラインの販売サイトおよびブログなどによる違法医薬品の流通・供給が持続的に拡大しており、これを監視するための専門モニタリング団を運営しているほか、関係機関を通じて違法販売サイトのアクセスを遮断するなど積極的な取締り活動を展開している。

また、違法な方法で流通される医薬品の危険性を知らせるため、毎年違法的に市販されている商品を収去して試験・検査した結果を公開しており、消費者が違法医薬品を購入しないように広報活動も並行している。

参考	食品医薬品安全処による違法医薬品の摘発事例
<p>食品医薬品安全処は、オンライン上でバイアグラ、シアリスなど医薬品の名称で違法流通されている商品約20点を収去して検査した結果、心筋梗塞など致命的な心血管系の異常はもちろん、視力喪失、聴力低下など感覚器官の副作用を誘発する偽物の医薬品であることが分かった(2014)。</p>	
	
<p>(オンライン上で流通されている違法医薬品)</p>	

今後、世界保健機関(World Health Organization : WHO)・インターポール・放送通信審議委員会など国内・国外の関係機関と協力してインターネットを介して国内に流通される海外違法製造医薬品を遮断し、政府レベルの強力な企画取締りを年中実施する一方でインターネットにおいて販売される不良の食品・医薬品を迅速に摘発・遮断するための「リアルタイムの自動検索システム」を構築して運営する計画だ。

＜表 4-1-6＞食品医薬品安全処による違法医薬品取締りの実績

区分	‘10	‘11	‘12	‘13	‘14.	合計
オンライン書き込みの削除(件)	822	2,409	10,912	13,542	16,394	44,079
提訴・捜査の依頼(人)	48	15	14	51	39	167

※出処：食品医薬品安全処

5) 貿易委員会による知識財産権の保護活動

貿易委員会は、不正貿易行為によって被害を被った企業の権利を救済するための多様な情報提供サービスおよび調査制度を運営している。

知識財産権侵害品の輸出入など不正貿易行為の自主的な監視に向けて韓国衣類産業協会、韓国時計産業共同組合、韓国電子情報通信産業振興会などの業種別団体を「不正貿易行為通報センター」に指定したほか、2014年には韓国ベアリング工業協会を追加指定し、現在14の団体が活動している。

また、全国の大学生27人で構成された「第2期公正貿易知財権守り隊」を発足して、貿易委員会の制度の広報やオンラインにおける違法品のモニタリングなどの役割も果たしている。

＜図4-1-2＞第1期公正貿易知財権守り隊活動および第2期の発足



<図4-1-3>貿易委員会が制裁する知識財産権侵害の5つの類型



※出処：貿易委員会のホームページ(<http://www.ktc.go.kr>)

<表 4-1-7>不公正貿易行為の調査現況

(単位：件)

区分		‘10	‘11	‘12	‘13	‘14	合計
知財権侵害	商標権	3	1	3	4	1	12
	特許権	7	3	5	1	4	20
	実用新案権	2	1	-	-	-	3
	デザイン権	1	-	-	-	2	3
	著作権	-	-	-	-	-	-
	営業秘密	-	-	-	2	-	2

※出処：貿易委員会のホームページ(<http://www.ktc.go.kr>)

6) 地方自治体による模倣品の取締り

全国の17自治体は、模倣品取締りの年間計画を樹立し、管轄区域内において模倣品の流通が頻発する区域の小商人を対象に模倣品流通行為に対する是正勧告および是正履行の確認を年2回以上実施している。

また、常習的に模倣品を製造・販売する、または流通させる者を摘発するために特許庁、関税庁、警察および商標権者で構成された官民の合同取締りを不定期的に実施し、模倣品取締りの効率性を高めている。

＜表 4-1-8＞自治体・韓国知識財産保護協会による模倣品合同取締りの実績
(単位：人、点)

区分	‘10	‘11	‘12	‘13	‘14.	合計
是正勧告	3,570	2,044	2,325	2,333	1,806	12,078
是正履行有無確認	-	-	92	478	457	1,027
摘発品	19,234	10,821	9,246	11,253	8,190	58,744

※出処：韓国知識財産保護協会

その中でもソウル市は、自治体としては唯一 2012 年 4 月にソウル中央地方検察庁から「不正競争行為と商標権の侵害関連行為」に対する捜査権を委任され、取締りと捜査業務を実施しており、模倣品の販売・流通が頻発している明洞、東大門、南大門、梨泰院など主な繁華街および観光特区を中心に強力な取締りを実施している。

その他にも小商人の模倣品販売の防止および模倣品の違法性に対する意識向上に向けて広報資料を配布するなど、健全な商取引秩序を確立するための多様な活動を展開している。

参考	自治体による模倣品取締りの事例
ソウル市中区庁は、2014年に明洞、東大門、南大門一帯で模倣品取締りを行った結果、413件、65,090点(正規品価格299億ウォンに相当)を摘発してその販売業者などを送検した。2015年2月には全国自治体で初めて模倣品専従タスクフォース(TF)を構成して平日、週末、祝日を問わず抜き打ちで深夜取締りを実施するなど積極的な模倣品取締りを展開している。	
	
＜ソウル市中区庁で摘発した模倣品＞	＜ソウル中部警察署-中区庁の模倣品取締り MOU＞

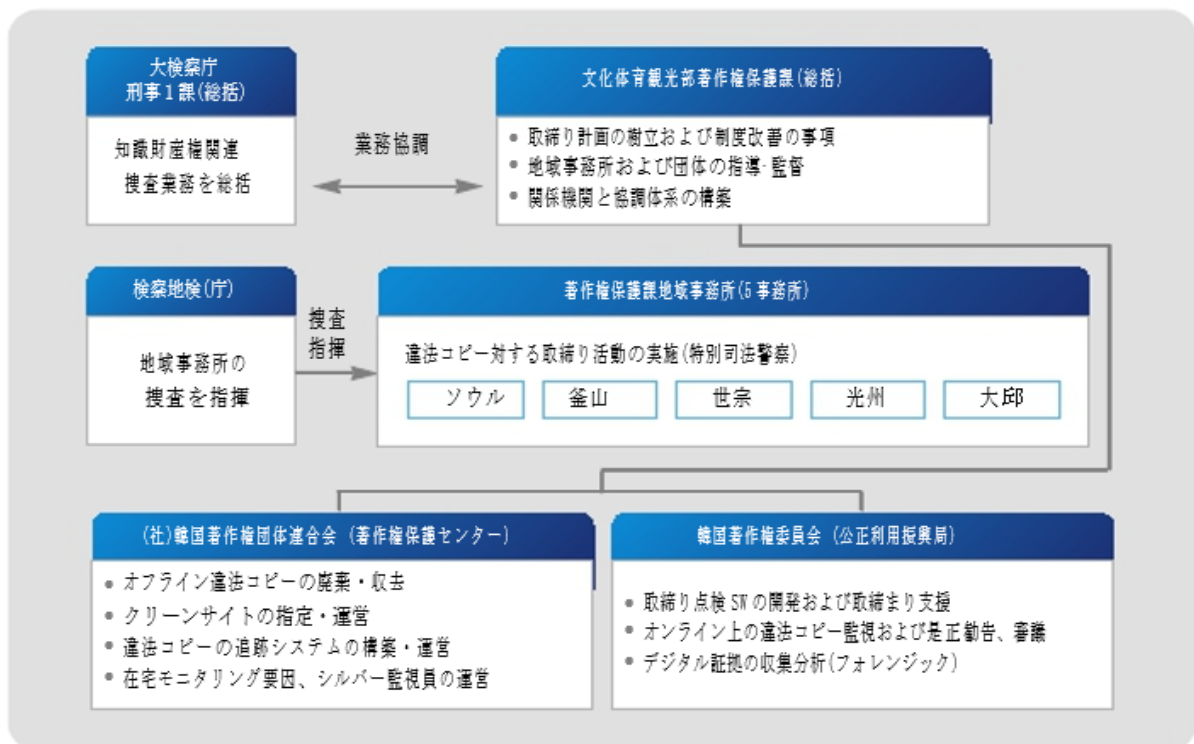
ロ. 著作権侵害および取締りの現況

1) 取締り活動の強化

文化体育観光部は、ソウル・釜山・光州・大田・大邱の 5 地域を中心に著作権の保護体系を構築し、捜査業務の効率性および専門性を強化する努力を続けている。

著作権特別司法警察の地域事務所は、当該管轄地域内の著作権侵害に対する取締り・捜査業務を担当し、著作権侵害事犯に対する捜査の効率性を強化している一方、デジタル証拠の収集・分析捜査の支援など科学的捜査技法の運営などを通じて著作権侵害犯罪捜査の専門化を図っている。このような捜査支援体系運営の拡大によって著作権特別司法警察の著作権侵害事犯の送検件数も2008年に11人、2009年に312人、2010年に716人、2011年に1,115人、2012年に1,803人、2013年に1,192人、そして2014年に2,136人に増加した。

＜図 4-1-4＞文化体育観光部による違法コピー品取締りの体系



デジタル著作権侵害の科学捜査は、著作権侵害犯罪に対するデジタル証拠資料が法律的証拠力を備えられるように標準化した手続きと方法によって収集・移送・分析・報告する一連の過程をいう。韓国著作権委員会は、文化体育観光部の特別司法警察および検察、警察など捜査機関からデジタル証拠の収集・分析など技術支援の要請を受けて支援活動を行っている。段階的に見ると、オンライン上の違法コピー品流通サイトが無防備な時間帯に行う集中的な監視および違法コピー品の流通履歴を追跡して事前調査をした後、文化体育観光部の特別司法警察による内部監査および差押さえ令状の執行支援を通じてデジタル証拠の収集を進める。差押さえ令状の執行により差し押さえたハードディスクとデータベース(DB)およびソースコードなどは、韓国著作権委員会内の証拠分析室においてデジタル証拠分析ツールを活用して分析が行われる。特に最近ではスマートフォン、タブレット端末などスマート端末機による著作物の違法流通が急増しており、これに対する違法コピー品の共有現況を把握して有効に対応するための事前警報体系を構築している。

韓国著作権委員会によるデジタル著作権のフォレンジック捜査支援は、2010年に94件、2011年に291件、2012年に323件と持続的に増えている。2012年にはウェブハードに対する企画捜査(16社31サイト)を通じて証拠資料の収集・分析支援を行った。2013年には「違法著作物共有の温床であるトレントサイト(9サイト)に対する集中的な取締り」を実施するなど124件を支援した。2014年には私設ゲームサーバーに対する捜査支援9件と共に未登録・非提携ウェブハードを運営し、持続的かつ常習的に違法コピー品をモバイルでサービスするウェブハードを優先捜査対象に選定して企画捜査を支援するなど、著作権法違反事犯に対する捜査支援を拡大している。

＜表 4-1-9＞デジタル著作権のフォレンジック捜査支援の現況

(単位：件)

区分	文化体育館後部							検察	その他	合計
	本部	ソウル	世宗	光州	釜山	大邱	計			
‘10	-	18	39	17	20	-	94	-	-	94
‘11	2	28	14	26	8	3	81	204	6	291
‘12	1	118	65	42	61	24	311	11	1	323
‘13	64	74	67	48	70	66	369	3	0	372
‘14	76	39	110	43	71	59	398	13	0	411

※出処：韓国著作権委員会

2) 著作権侵害に対する是正勧告

オンラインを通じて違法コピー品が流通される場合、著作権法第133条の3では当該オンラインサービス提供者が違法コピー品などのコピーおよび伝送者に対する警告と違法コピー品などの削除または伝送の中断を勧告するように規定している。最近、ウェブハード登録制度の施行、検察・警察の取締りによる負の効果でオンラインにおける違法流通は閉鎖型コミュニティー、ウェブハードなどのように隠密化・複雑化しつつある。従って、勧告著作権委員会は2009年に35,345件の勧告措置をした以降、2010年には85,085件、2011年には107,724件、2012年には250,039件、2013年には170,867件、2014年には296,360件など、毎年勧告措置を拡大している。

このような是正勧告に対する履行率は99%に上り、著作権侵害に対する行政措置が効果的に行われていることが分かる。ただし、文化体育観光部長官の是正命令措置は、是正勧告不履行の件に対して例外的に行われている。

＜表 4-1-10＞韓国著作権委員会による年度別是正勧告件数の現況

区分	年間実績	是正勧告		
		警告	削除/伝送中断	アカウント停止
‘09	33,545	13,466	21,840	39
‘10	85,080	42,794	42,200	91
‘11	107,724	54,504	53,106	114
‘12	250,039	130,304	119,560	175
‘13	170,867	86,455	84,412	-
‘14	296,360	150,722	145,638	-

※出処：韓国著作権委員会

3) 著作権侵害に対する是正命令

オンラインにおける違法コピー品の伝送者に対する是正勧告とは別途に文化体育部長官は、違法コピー品などのコピーおよび伝送者に対する警告と違法コピー品などの削除または伝送中断、そして反復的侵害者のアカウント停止、掲示板サービスの全部または一部の停止を命じることができる(著作権法第133条の2)。そしてこのような是正命令を不履行する場合、過料を賦課するなどの強制規定を設けている。

2010年と2011年には、82のオンラインサービス提供者に対して計1,207件の是正命令措置を行った。その以降には是正勧告に対する履行率が99%以上となり、別途の是正命令を行っていない。

＜表 4-1-11＞文化体育観光部による年度別是正命令件数の現況

(単位：個、件)

区分	処分名	OSP	件数
‘10	警告	40	696
	削除または伝送中止	5	43
	アカウント停止	3	11
	合計	48	750
‘11	警告	15	220
	削除または伝送中止	15	220
	アカウント停止	4	17
	合計	34	457

※ ‘12年、‘13年、‘14年現在、是正命令の措置件数はない。

※出処：韓国著作権委員会

<図4-1-5>著作権侵害サイトのアクセス遮断業務の手続きに関するフロー図



4) オフラインにおける違法コピー品の取締り

文化体育観光部長官は、著作権法第133条第2項に基づいて著作権を侵害する違法コピー品または技術的保護措置を無力化するために制作された機器・装置・情報・プログラムに対する収去・廃棄および削除の業務を韓国著作権団体連合会の著作権保護センターに委託して遂行している。著作権保護センターは、2007年から常設取締り班を運営してオフライン上の違法コピー品の流通による著作権侵害に積極的に対応している。

常設取締り班の運営によるオフラインの違法コピー品の収去・廃棄の実績を見ると、2010年に違法コピー音楽の点数が急激に増加したが、これは2010年度に制作工場を企画取締りしたためだ。

<表 4-1-12>オフラインにおける違法コピー作品取締りの実績

(単位：件、点)

区分	音楽		映像		出版		ゲーム		その他		合計	
	件	点	件	点	件	点	件	点	件	点	件	点
‘09	367	35,163	873	380,769	541	11,956	2	1,480			1,783	429,368
‘10	310	458,522	430	310,355	704	18,902	9	6,529			1,453	794,308
‘11	150	41,227	435	211,491	489	16,541	-	150			1,074	269,409
‘12	326	412,100	535	209,539	537	17,224	1	427			1,399	639,290
‘13	741	13,544,783	596	184,107	460	13,225	-	5	1	1,085	1,798	13,743,205
‘14	935	15,320,691	382	380,419	392	33,576	1	409	-	29	1,710	15,735,124

※出処：著作権保護センター

また、2013年と2014年にも急増したが、これは2012年下半年から高齢者層を中心に急激に流通されていた、いわゆる「親孝行ラジオ」に音源数千曲が保存されたSDカードに対する取締りが集中的に行われたためだ。



また、文化体育観光部は、路上売店、地下鉄などオフライン上で不定期に販売される違法音盤および動画の販売現場に対する監視体系を強化し、高齢の遊休人材が雇用市場に再び進入する機会を与えるために2012年からシルバー監視員を運営している。60歳以上の高齢人材で構成されたシルバー監視員は、ソウルおよび首都圏地域を中心に監視活動を行っており、違法コピー品の販売現場を取締り機関に通報する役割を担っている。

＜表 4-1-13＞シルバー監視員の通報による取締りの実績

(単位：件、点)

区分	通報実績 (件)	取締り実績 (件)	取締り実績(点)			合計
			音楽	映像	ゲーム	
'12	1,291	406	96,484	40,587	292	137,363
'13	1,812	579	798,898	31,968	5	830,871
'14	1,292	430	2,824,646	17,489	-	2,842,135

※出処：著作権保護センター

5) オンライン上の違法コピーに対する在宅モニタリングの運営

文化体育観光部は在宅モニタリング事業を通じてオンライン上の違法コピーに対する常時対応体系を構築し、障害者を採用することで社会的弱者に対する雇用創出を支援している。在宅モニタリングは休日なく昼間・夜間で実施されており、2009年に35人、2010年に71人、2011年に100人、2012年に100人、2013年に350人、2014年に300人と在宅モニタリング要員の採用規模

を徐々に拡大して違法コピー品の流通撲滅の活動において大きな役割を担っている。2015年からはキャリア断絶の女性100人を採用して計400人規模の在宅モニタリング事業を運営し、著作権保護活動を強化する一方で社会的雇用創出に貢献する予定だ。

<表 4-1-14>在宅モニタリング運営の実績

(単位：件、点)

区分	‘10		‘11		‘12		‘13		‘14	
	件	点	件	点	件	点	件	点	件	点
音楽	6,877	736,533	11,275	1,210,329	27,351	2,969,024	57,874	2,486,174	81,991	3,331,659
映像	196,767	2,295,964	196,160	2,264,515	295,305	3,055,388	1,261,902	2,199,579	1,431,569	3,929,014
出版	7,889	20,111,250	17,439	24,625,504	27,109	34,000,473	30,877	26,137,897	40,519	28,483,408
ゲーム	22,466	128,677	20,456	130,067	25,558	89,450	44,284	59,190	35,006	36,469
漫画	3,718	9,875,833	15,867	52,223,470	16,383	69,729,984	37,013	41,459,969	50,825	49,933,302
SW	-	-	2,089	5,107	21,012	38,337	17,675	23,354	34,912	37,271
合計	237,717	33,148,257	263,286	80,458,992	412,718	109,882,656	1,449,625	72,355,163	1,674,822	85,751,123

※出処：著作権保護センター

6) クリーンサイト指定制度の運営

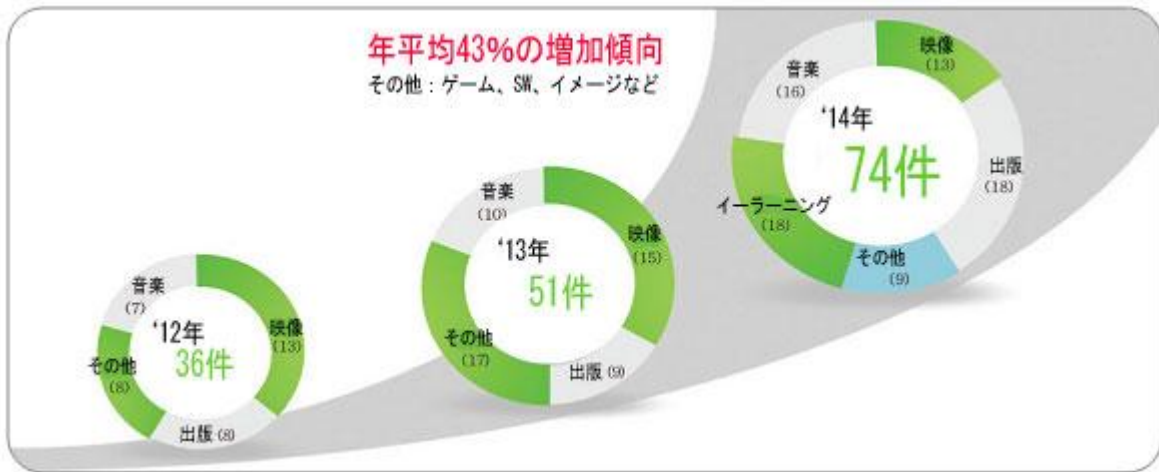
文化体育観光部は、オンライン上の著作権侵害を予防し、コンテンツ産業の活性化を図るために合法的著作物のみを流通させるコンテンツ提供サイトをクリーンサイトに指定している。また、合法的サービスの具体的な方法と基準が示されているガイドラインを制定・配布してオンラインサービス提供者(OSP)自らが著作権侵害を予防して自主的に対処できる環境を提供している。

<図4-1-6>クリーンマーク



クリーンサイトを指定するため、専門家で構成された評価委員会が運営されており、クリーンサイトに指定された以降にも持続的なモニタリング活動と評価委員会の再評価を通じてクリーンサイト指定の維持を強化している。クリーンサイトにはクリーンマークを付与し、オン・オフライン上における多様な広報活動を通じてクリーンサイトの指定社を支援している。

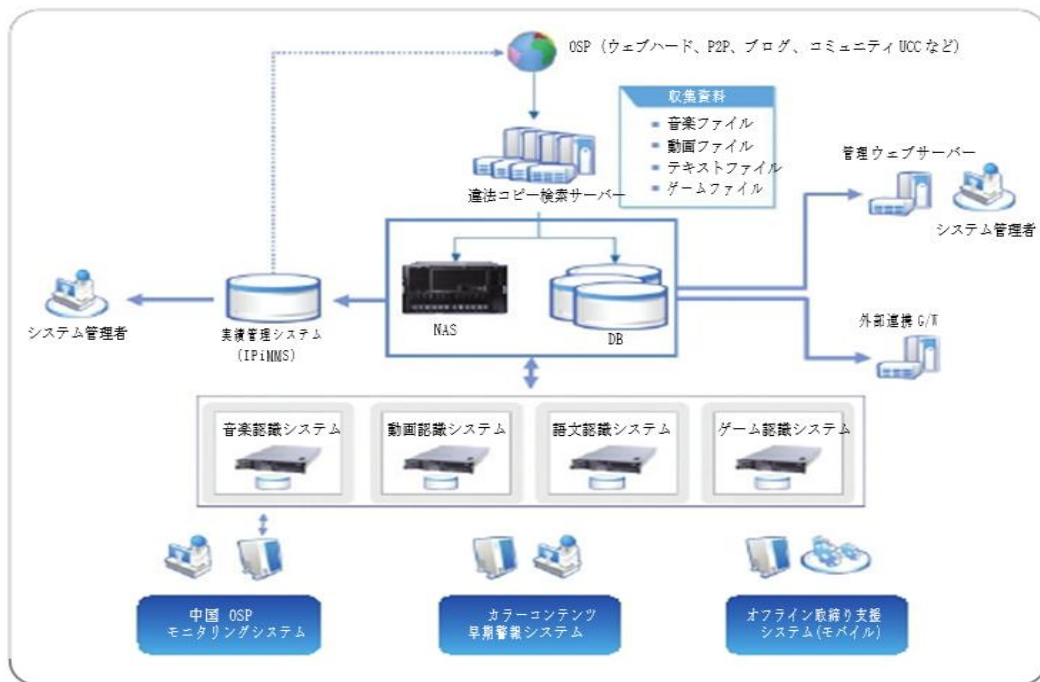
<図4-1-7>クリーンサイト指定の推移(2012年・2014年)



7) 違法コピー品の追跡・管理システム(ICOP)

違法コピー品の追跡管理システム(Illegal Copyrights Obstruction Program : ICOP)は、著作物の自動検索および特徴認識技術を基にインターネットで流通される違法コピー品を自動で検索・モニタリングしてコピーと伝送の中止を求められるように構築したシステムだ。

<図4-1-8>ICOPシステムの構成図



ICOPは、大きく分けて特殊な類型のオンラインサービス提供者、ブログ、コミュニティー、UCCサイトなどを検索できる検索システムと検索結果およびダウンロードしたコンテンツを保存するデータベース(Data Base)、コンテンツを認識する認識システムで構成されている。

著作権保護センターは、ICOPを利用してインターネット上で違法コピーの上、流通される音楽・映画・放送・出版物・漫画・ゲーム・SWなどの著作物を自動で検索してOSPに削除を要請している。ICOPは、違法コピー品に対する自動モニタリングのみならず、現況のデータと実績情報を図表とグラフで提供する体系的なモニタリングの実績管理機能も行っている。

著作権保護センターは、ICOPを活用して2009年に音楽ジャンルを皮切りに2010年に映画、2011年に放送・出版・ゲーム、2012年に漫画・SWにジャンルを拡大し、オンライン上で流通される違法コピー品に対する削除措置をした。また、2012年には多様な侵害環境に対応するために海外のOSPモニタリングシステム、キラーコンテンツの早期警報システム、オフライン取締りのセイシステムを開発し、このようなシステムを管理してリアルタイムで連携するためのICOP統合運営室を構築した。2013年度にはキラーコンテンツの早期警報システムを実務に積極的に活用して主なコンテンツの初期侵害に迅速に対応できる体系を構築した。2014年にはビットトレントサイトにおける違法コピー作品の自動検索システムを自主開発し、その他に新規著作権の侵害類型に対するICOP適用研究も持続している。

＜表 4-1-15＞ICOP による違法コピーモニタリングの実績

区分	対象	件	点	増減
‘09	音楽	3,188	173,767	-
‘10	音楽、映画	17,799	472,439	172%増
‘11	音楽、映画、放送、出版、ゲーム	82,621	3,161,355	569%増
‘12	音楽、映画、放送、出版、ゲーム、SW	491,253	65,132,086	1,960%増
‘13	音楽、映画、放送、出版、ゲーム、SW	207,888	57,901,693	11%減
‘14	音楽、映画、放送、出版、ゲーム、SW	255,866	55,871,779	3%減

※出处：著作権保護センター

ハ. 新知識財産権の保護政策の成果

1) 植物新品種に対する保護政策の成果

国立種子院は、先端技術を活用した種子管理体系を構築してきた。一例として核酸分析法を活用した品種識別方法を開発してこれを各品種に適用しているが、苺の場合、26個の単純反復塩基配列マーカーを利用して苺110品種に対する核酸プロファイルデータベースを構築した。

＜表4-1-16＞品種識別マーカ―を利用したDNA構築の現況

区分	作物名	活用技法	品種数	区分	作物名	活用技法	品種数
野菜類	とうがらし	SSR ⁵⁰	672	果樹類	桃	SSR	174
	すいか	SSR	300		りんご	SSR	67
	メロン	SSR	180		ブルーベリー	SSR	40
	トマト	SSR	122		みかん	SSR	113
	玉ねぎ	SSR	77		すもも	SSR	160
	白菜	SSR	435		梨	SSR	87
	苺	SSR	110	花卉類	薔薇	SSR	70
	うり	SSR	108		菊	SSR	128
	かぼちゃ	SSR	167	食糧作物	稲	SSR	373
	大根	SSR	288			SNP ⁵¹	78
	ちしや	SSR	171		麦	SSR	71
	きゅうり	SSR	175		大豆	SSR	148
					とうもろこし	SSR	90
					茸類	平茸	SSR
計(25作物)				4,473品種			

※出処：国立種子院、種子管理主要統計(2014)

2014年12月基準で品種保護権は計5,288品種が登録されており、作物群別に見ると花卉類が2,897、野菜類が921、食糧が832、果樹が256、特用が187、茸が93、飼料が32、森林鑑賞樹が65、水産植物が5品種だ。この5,288品種のうち国内品種は4,067品種(76.9%)、外国品種は1,221品種(23.1%)で、国内品種の登録件数が外国品種の3倍に上っている。

国内における品種保護権の登録は、国および自治体を中心に行われており、種子業界がその次となっている。作物分類別に見ると、花卉類、野菜類、食糧作物の出願・登録が活発で、森林分野および水産植物分野は出願が徐々に増加している。

⁵⁰ SSR(Simple Sequence Repeat)：反復塩基配列の分析法。染色体内の特定部分に分布する単純反復塩基配列の差を利用した遺伝子の分析法

⁵¹ SNP(single nucleotide polymorphism)：一塩基多型性で遺伝子の中でヌクレオチド1カ所の差を持つ変異

<表 4-1-17> 品種保護権の登録現況(2014年12月基準)

出願 作物	花卉類	野菜類	食糧 作物	果樹類	特用 作物	茸類	飼料 作物	観賞 植物	水産 植物	合計	
合計	合計	2,897	921	832	256	187	93	32	65	5	5,288
	個人	386	30	29	94	5	21	5	35		605
	種子 業界	1,306	679	32	27	27	12	1	3	1	2,088
	自治体	608	63	69	35	24	36	1	6	1	843
	国	570	117	640	96	125	20	25	21	3	1,617
	その他	27	32	62	4	6	4				135
国内	合計	1,700	911	828	251	186	90	31	65	5	4,067
	個人	352	30	28	93	5	19	5	35		567
	種子 業界	143	669	29	23	26	11		3	1	905
	自治体	608	63	69	35	24	36	1	6	1	843
	国	570	117	640	96	125	20	25	21	3	1,617
	その他	27	32	62	4	6	4				135
外国	合計	1,197	10	4	5	1	3	1	0	0	1,221
	個人	34		1	1		2				38
	種子 業界	1,163	10	3	4	1	1	1			1,183
	国										0

※出処：国立種子院、「品種保護公報第198号」（‘15. 1. 15.）

2) 地理的表示に対する保護政策の成果

農水産物品質管理法上の地理的表示は、2002年寶城緑茶1号の登録を皮切りに164件（農畜産物93件、林産物51件、水産物20件）が登録され、商標法上の地理的表示の団体標章は、2006年長興椎茸1号の登録の後、212件が登録された（‘14年12月現在）⁵²。

<表4-1-18> 農水産物品質管理法上の地理的表示の登録現況(2014年12月基準)

年度	登録数	農畜産物	林産物	水産物
‘08 以前	67	寶城緑茶、河東緑茶、高敞覆盆子酒、英陽とうがらし粉末、義城にんにく、槐山とうがらし、淳昌伝統とうがらし味噌、槐山とうがらし粉末、星州うり、海南冬白菜、利川米、鐵原米、高興ゆず、洪川とうもろこし、江華薬用よもぎ、横城韓牛、済州豚肉、高麗紅参、高麗白参(高麗人参)、高麗太極参、忠州	襄陽松茸、長興椎茸、山清干し柿、正安栗、鬱陵島山吹升麻、鬱陵島秋の麒麟草、鬱陵島ゼンマイ、鬱陵島嫁菜、慶山なつめ、奉化松茸、青陽クコの実、尙州干し柿、南海昌善わらび、盈徳松茸、求禮	-

⁵² 国立農産物品質管理院 (<http://www.naqs.go.kr>)、山林庁 (<http://www.forest.go.kr>)、国立水産物品質管理院 (<http://www.nfq.s.go.kr>) を参照

		りんご、密陽氷谷のりんご、韓山からむし、珍島紅酒、旌善キバナオギ、南海にんにく、丹陽にんにく、昌寧玉ねぎ、務安玉ねぎ、驪州米、務安白蓮茶、青松りんご、高敞覆盆子、光陽梅、旌善とうもろこし、珍富トウキ、高麗水参、青陽とうがらし、青陽とうがらし粉末、海南さつま芋、靈巖無花果	サンシュユ、光陽白雲山イタヤカエデ水液、靈巖柿、天安くるみ	
‘09	23	永川ぶどう、榮州りんご、西生良絶串梨、茂朱りんご、咸平韓牛、三陟にんにく、金泉すもも、永同ぶどう	聞慶五味子、茂朱山ぶどう、蔚珍松茸、横城つるにんじん、岳陽柿、永同干し柿、加平松の実、洪川松の実	寶城筏橋ハイ貝、莞島アワビ、莞島わかめ、莞島昆布、機張わかめ、機張昆布、長興タイラギ
‘10	18	珍島ねぎ、金泉ぶどう、原州稚岳山桃、寧越とうがらし粉末、禮山りんご、靈光モチ性大麦、麗水突山からし菜、麗水突山からし菜キムチ、清道ハンジェセリ、潭陽苺、寶城熊峙パーボイルド米、泗川にらねぎ	旌善チョウセンヤナギアザミ、報恩なつめ、清道半乾し柿、巨濟孟宗竹の子、太白オタカラコウ、麟蹄オタカラコウ	-
‘11	19	高靈すいか、宜寧マングもち、江陵韓菓、錦山エゴマの葉、槐山とうもろこし、麟蹄大豆、金浦米、靈光韓牛	徳裕山イタヤカエデ水液、珍島クコの実、横城炭、潭陽竹の子、茂朱山ぶどうワイン、忠州栗、咸陽干し柿	莞島海苔、莞島ヒラメ、長興海苔、長興カブサアオノリ
‘12	15	羅州梨、昌寧にんにく、高興韓牛、珍島黒米、巨文島よもぎ、釜山大渚トマト	于山イタヤカエデ水液、江陵チョウセンハリブキ、和順芍薬、和順牡丹、原州漆の液	麗水カキ、南原ドジョウ、高興わかめ、高興昆布
‘13	10	安城梨、進永柿、瑞山八峰山芋、靈光とうがらし粉末、天安梨、高靈芋	茂朱オニノヤガラ、洪川茗萸	鎮東エボヤ
‘14	12	高興ザクロ、珍島ウコン、浦港ホウレン草(浦港草)	青陽椎茸、青陽栗、茂朱くるみ、麟蹄イタヤカエデ水液、寧越チョウセンヤナギアザミ	新安海苔、海南海苔、海南アワビ、汝自湾猿類貝

一方、地理的表示の団体標章の特許庁登録件数は、2009年には10件に過ぎなかったが、2013年には71件が登録された。

<表 4-1-19> 団体標章の年度別登録件数

区分	‘09	‘10	‘11	‘12	‘13
団体標章登録件数	10	55	15	48	71

※出処：特許庁、知識財産権統計年報(2013)

3) 遺伝資源に対する保護政策の成果

国立生物資源館の国家生物多様性センターで発刊した2013年国家生物多様性統計資料集によると、政府研究機関、大学研究室、自然史博物館、生息地など保全機関などで有している生物資源は計11,760,812点で、政府研究機関が5,413,823点、大学研究室が1,925,697点、自然史博物館が1,049,000点、生息地など保全機関が3,463,217点を有している⁵³。

⁵³ 国家生物多様性統計資料集(2013)は、2013年12月基準で調査された統計を収録している。

＜表 4-1-20＞国家生物資源の保有現況

No	区分	機関数	生物資源	遺伝資源	資源合計
1	政府研究機関	11	4,312,804	1,101,019	5,413,823
2	大学(研究室)	40	1,742,301	183,396	1,925,697
3	自然史博物館	13	1,047,000	2,000	1,049,000
4	生息地以外の保全機関	23	2,202,113	1,261,104	3,463,217
5	合計		9,246,093	2,514,719	11,760,812

※出処：国家生物多様性センター、国家生物多様性統計資料集(2013)

このうち、部処別政府研究機関による生物資源の保有現況は以下のとおりとなっている。

＜表4-1-21＞所管部処別の政府研究機関による生物資源の保有現況

所属および関連部処	機関名	生物資源	遺伝資源	資源合計
農林畜産食品部	国立農業科学院	953,003	839,431	1,792,434
	国立山林科学院	269,472	326	269,798
	国立樹木園	550,810	0	550,810
	国立山林品種管理センター	190,805	24,643	215,448
	国立食糧科学院	2,823	6,329	9,152
	農林畜産検疫本部	0	5,150	5,150
未来創造科学部	国立果川科学館	65,394	0	65,394
海洋水産部	国立水産科学院	868,357	49,241	917,598
	極地研究所	5,964	14,144	20,108
環境部	国立生物資源館	2,337,682	83,967	2,421,649
	国立公園管理公団	15,256	1,078	16,334
	国立生態院 ⁵⁴	0	0	0

※出処：国家生物多様性センター、国家生物多様性統計資料集(2013)

2. 紛争解決に向けた支援

イ. 審判および訴訟

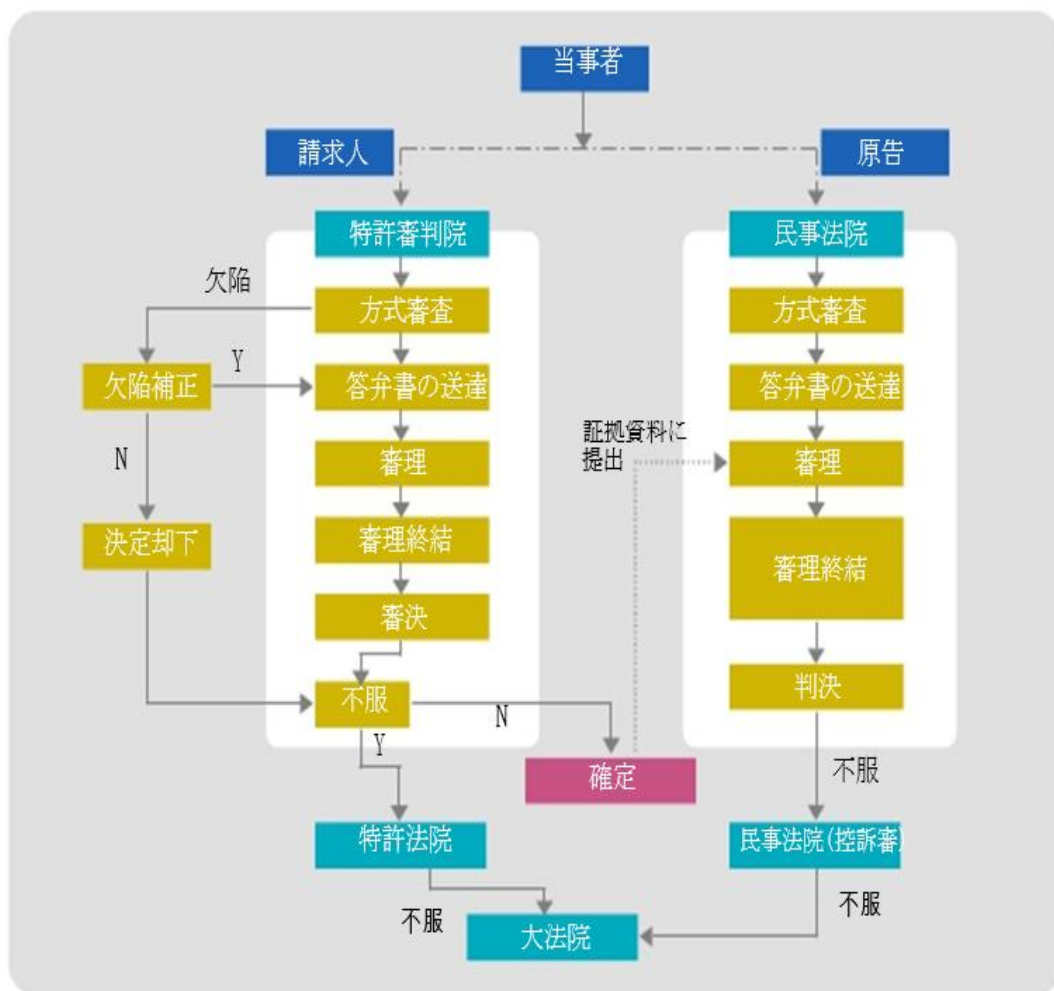
知識財産権に関する紛争において紛争の当事者は、審判および訴訟の手続きを利用することができる。審判は、特許審判院をはじめとする行政機関の審判院、訴訟の手続きは民事・刑事法院および特許法院において行われる。

⁵⁴国立生態院は2013年の新設機関で、保有資源がない。

紛争の当事者は、特許審判院⁵⁵の審判手続きにより産業財産権の有効・無効を争う。その以外に産業財産権の権利範囲を訂正する、またはその権利範囲の確認を求めるほか、登録済みの権利に対する実施権設定を請求することができる。

特許法院は知識財産権の専門法院であって、特許審判院の審決に関する訴訟は特許法院の専属管轄に属する。紛争の当事者は、特許法院において特許審判院の審決取消を求める訴訟を提起して特許審判院による審決の当否を争うことができる上、特許法院の判決に対して不服する場合は大法院に上告することができる。

<図4-1-9>特許審判および特許民事訴訟のフロー図



⁵⁵特許審判院は、大田庁舎とソウル事務所を連結するテレビ口頭審理システムを開始し、審判当事者の利便性を向上した(2013年の審判当事者1,560人の居住地分布を見ると、ソウル(85%)、京畿(3.5%)地域の審判当事者が全体の88.5%を占めている。特許庁、知識財産白書(2013))。

1) 社会的弱者に対する紛争解決の支援

社会的弱者の産業財産権の保護に向けて特許庁の委託を受けた公益弁理士特許相談センターは、2011年から権利範囲確認審判、無効審判および審決取消訴訟に対して直接代理を介した紛争解決を支援している。

紛争解決支援の対象者は、産業財産権を保有している国民基礎生活受給者、基礎生活受給者備軍、国家有功者とその遺族および家族、登録障害者、在学生(大学院生は除く)、満6歳以上と満19歳未満の者、小企業などに支援対象の範囲を限定している。

地域知識財産センターおよび公益弁理士特許相談センターは、社会的弱者の産業財産権の侵害訴訟に対して訴訟の遂行に必要な民事訴訟費用を支援している。

地域知識財産センターと公益弁理士特許相談センターが支援する訴訟費用の対象範囲は、一部の差はあるが、一般的に国民基礎生活受給者、基礎生活受給者備軍、国家有功者とその遺族および家族、登録障害者、在学生(大学院生は除く)、満6歳以上と満19歳未満の者、小企業などに対して民事紛争に対する訴訟費用を支援している⁵⁶。



※出処：公益弁理士特許相談センターのホームページ

⁵⁶公益弁理士特許相談センターの場合、支援額は申請1件当たり最大500万ウォン(大企業と紛争中である場合は最大1,000万ウォン)

公益弁理士特許相談センターは、2011年から審判および審決取消訴訟に対する直接代理の支援を開始し、2014年には32件を支援する成果を上げた。

＜表 4-1-22＞公益弁理士特許相談センターによる審判および審決取消訴訟の直接代理支援の実績
(単位：件)

区分	‘11		‘12	‘13	‘14
	直接代理	費用支援			
支援件数	12	27	29	14	32

※出処：2014公益弁理士特許相談センターの事業結果報告書

一方、民事訴訟の紛争に対する訴訟費用は地域知識財産センター、公益弁理士特許相談センターおよび各自治体などで多様に支援している。

＜表 4-1-23＞公益弁理士特許相談センターによる民事訴訟費用支援の実績
(単位：件、百万ウォン)

区分	‘11	‘12	‘13	‘14
支援件数	19	21	17	28
支援金額	103	111	88	145

※出処：2014公益弁理士特許相談センターの事業結果報告書

2) アクセシビリティの提供による紛争解決の支援

地域知識財産センター(Regional Intellectual Property Center：RIPC)は、地域内における知識財産保護の活性化および弁理サービスのアクセシビリティの提供などを目指して特許庁が主管して運営する機関で、各地域知識財産センター別に知識財産権に関する紛争の解決に向けた支援事業を遂行しており、現在30地域において地域知識財産センターが運営されている。

中小・ベンチャー企業の場合、特許専門人材および資金の不足などにより知識財産権紛争への対応力が大企業に比べて著しく不十分であるため、地域の有望な中小企業に対する知財権の総合支援を通じて首都圏と非首都圏の知財権力量の格差を縮め、地域の中小企業がグローバルIPスター企業として成長し、21世紀の知識財産創造経済の柱の役割を果たせるように支援している。

特許庁は、知識財産権に関する苦情や問い合わせに対応するため、相談窓口である特許顧客相談センターを運営しており、相談センターにおいては知識財産権の出願別、審査別、紛争別の対応に向けた手続きについて専門的に案内することで、一般人および事業者に便宜を提供している。

特許顧客相談センターは、CQM(Contact Center Qualified Mark)およびKS認証を獲得し、「PC遠隔支援相談サービス」と「エンジェル・コールサービス」を実施している。

特許顧客相談センターは、開設初期の2002年には年間176,168件(月平均19,574件)の電話相談が受け付けられたが、2013年には年間686,664件(月平均57,222件)に上り、2002年比192%が増加するなど、毎年利用客数が増加している⁵⁷。

3) 法律諮問

社会的弱者の産業財産権創出を支援するために特許庁では公益弁理士特許相談センターを通じて出願・審査・登録に対する諸手続きなど、権利獲得方法に対する法律諮問を実施しており、紛争対応力が不十分な社会的弱者の産業財産権を協力的に保護するため、警告状・審判請求書・意見書・準備書面などの作成方法、審判・訴訟争点の把握方法、権利範囲の解釈方法などの手続き・実体的内容に対する法律諮問を提供している。

＜表 4-1-24＞公益弁理士特許相談センターによる年度別法律相談の実績

(単位：件)

区分	知財権に関する相談					書類作成	知財権説明会	合計
	電話相談	オンライン相談	来訪者相談	巡回相談	計			
‘07	2,348	904	915	540	4,707	405	48	5,160
‘08	2,736	1,142	1,122	719	5,719	458	63	6,240
‘09	3,269	1,175	1,261	682	6,387	462	74	6,923
‘10	3,658	1,085	1,155	710	6,608	500	13	7,121
‘11	4,445	1,290	1,652	622	8,009	652	9	8,670
‘12	5,883	1,565	2,289	582	10,319	801	12	11,132
‘13	12,609	856	2,350	489	16,304	700	11	17,015
‘14	14,967	955	2,186	720	18,828	860	15	19,703

※出処：2014公益弁理士特許相談センターの事業結果報告書

4) 国際知識財産権紛争の予防コンサルティングの支援

韓国知識財産保護協会は、韓国の中小・中堅企業の国際知識財産権紛争対応力の強化を目指して2009年に設立され、国際知識財産権紛争の予防コンサルティング事業を遂行している。

国際知識財産権紛争の予防コンサルティング支援事業を通じて輸出または海外展示会の参加

⁵⁷特許庁、知識財産白書(2013)

時に、海外競合会社との紛争が予想される、または納品業者から特許保証の要求を受けた韓国企業に海外競合会社の特許分析、無効および回避戦略を提供している。また、海外競合会社から警告状を受け取った場合、警告状の分析および対応案を提示し、ライセンス交渉の要求を受けた場合は交渉戦略および対応戦略、侵害訴訟が発生した場合には被害の最小化に向けた法律および技術検討を提供している。

韓国知識財産保護協会は、国際知識財産権紛争の予防コンサルティング事業を通じて2011年に72社、2012年に110社、2013年に128社を支援し、2014年には283社を支援して支援の規模を徐々に拡大している。

＜表 4-1-25＞国際知財権紛争の予防コンサルティングの主な支援現況

(単位：件)

区分	輸出前 分析	特許保証 対応	展示会 参加	紛争拡大 予防	ライセン ス戦略	紛争被害 予防	権利行使 戦略	合計
‘09	1	1	1	21	14	5	2	45
‘10	22	4	3	16	9	15	9	78
‘11	20	7	1	19	-	17	8	72
‘12	58	6	2	19	2	13	10	110
‘13	77	12	1	14	7	6	11	128
‘14	217	24	-	21	12	-	9	283
合計	395	54	8	110	44	56	49	716

※ ‘14年はコンサルティング類型の改善により、展示会の参加と紛争被害予防の類型を統合

5) 著作権教育条件付きの起訴猶予制度

デジタル技術の発達により、インターネット空間において著作権を侵害する事例が急増し、権利者の委任を受けた一部の法務法人から著作権法違反で提訴するケースが増加している。これについて、著作権法に対する理解が不十分な青少年または一般人などがブログやネットコミュニティなどに違法アップロードした動画、文章などの著作物が問題となっている。

政府は無分別な提訴による弊害を防ぎ、正しい著作物利用の秩序を確立するため「著作権教育条件付きの起訴猶予制度(以下、「著作権守護教育」という)」を導入した。

著作権守護教育は、著作権侵害事犯のうち前科がなく偶発的に著作権法を違反した場合は、当該地域検察庁の検査の判断の下で著作権教育の機会を付与し、教育を受けた者に対して起訴猶予処分を行う制度だ。

著作権守護教育は、2007年から文化体育観光部と法務部が相互協力で議論を重ねた後、2008年7月から実施されており、検察庁の委託を受けた韓国著作権委員会が運営している。教育時間は1日8時間で、成人と未成年者を区分して運営中だ。

施行初期の著作権守護教育は、ソウル中央地方検察庁が管轄する著作権法違反事件のうち、青少年(未成年者)に対してのみ運営されてきたが、侵害者のほとんどが故意より過失で侵害するケースが多く、教育の効果が優れている点などを考慮して2009年3月には施行範囲を全国に拡大した上、適用の対象も青少年から成人まで拡大した。2014年の場合、2,461人(成人2,442人、未成年者19人)に対して著作権守り隊教育を行った。

＜表 4-1-26＞著作権守り隊教育の運営現況

(単位：人)

区分	‘08	‘09	‘10	‘11	‘12	‘13	‘14	合計
教育履修人数	161	7,812	3,444	2,657	2,856	2,426	2,461	21,817

※出処：韓国著作権委員会

一方、青少年であって初犯の場合は、告訴状が受け付けられても取り調べなく却下処分を下す青少年告訴状却下制度を2009年から運営している。

ロ. 裁判外紛争解決手続き (ADR)

1) 裁判外紛争解決手続きの意義および必要性

裁判外紛争解決手続き (Alternative Dispute Resolution : ADR) は、厳しい訴訟手続きに従って法官による紛争解決方法によらず、当事者の合意に基づいて紛争を解決する制度であって、一般的に訴訟を代替するものと認識されている。ADRは、訴訟の遅延およびコスト負担による不満から始まった新しい紛争解決方法であって、行政機関または団体は調停機関を設けて当該分野の専門家が効率的に紛争を解決することができる。

ADRは、知識財産権紛争の解決において法官ではなく専門家の助力の下で紛争を迅速に解決し、紛争解決の手續きに容易に接することができる上、当該分野の専門的な知識と経験を活用して紛争の当事者がコミュニケーションと妥協による早期解決を図れるというメリットがある。

現行の知識財産紛争解決機関としては韓国著作権委員会、産業財産権紛争調停委員会、インターネットアドレス紛争調停委員会など、調停を行う機関と大韓商事仲裁院などがある。

2) 韓国著作権委員会

韓国著作権委員会は、著作権法に基づく紛争の調停と訴訟が行われている事件を法院から割り当てられて進行する法院連携型の調停を遂行している。

調停委員は、著作権分野の弁護士、学者、関連分野の専門家で構成され、韓国著作権委員会は3人の委員で構成された合意6部と1人の弁護士で構成された単独4部など計11の調停部を置いている。調停部は両当事者の主張と諸事情を踏まえて調停案を提示する、または相互譲歩と妥協を誘導して合意を導き出す役割を一緒に遂行する。調停を通じて当事者間の合意が成立すればこれを調書に記載することになり、これは裁判上の和解と同一な効力を有するために合意事項が履行しなかった場合、別途の裁判手続きなしで強制執行が可能となる。

調停の対象は権利の性格により著作人格権に関する紛争、著作財産権に関する紛争、著作隣接権に関する紛争、補償金に関する紛争などに区分することができる。

2014年の調停申立の件数は130件で、繰り越しとなった28件を合わせると計158件が進行され、そのうち51件が成立した。類型別では写真著作物、コンピュータープログラム著作物、語文著作物の割合が高かった。

＜表 4-1-27＞年度別、分野別の調停現況

(単位：件)

分野 年度	語文	音楽	演劇	美術	建築	写真	映像	図形	編集	2次 著作物	著作 隣接物	DB	コンピ ュータ プログ ラム	合計
‘09	10	3	1	7	-	11	-	-	2	1	4	-	16	55
‘10	18	6	-	12	-	7	2	1	1	-	7	-	8	62
‘11	26	1	-	11	-	7	5	2	-	-	11	-	19	82
‘12	17	13	-	1	-	4	-	-	-	-	10	-	33	78
‘13	23	4	1	6	-	5	5	1	1	-	22	-	33	101
‘14	19	1	-	8	-	73	-	-	1	-	8	-	20	130
合計	113	28	2	45	0	107	12	4	5	1	62	0	129	508

※出処：韓国著作権委員会

＜表 4-1-28＞調停処理の現況

(単位：件)

区分	受付			処理現況							
	繰越	新規	合計	成立	不成立	取下げ	その他	進行	合計	成立率	
‘09	-	-	-	29	10	13	3	-	55	74.4%	
‘10	-	62	62	23	17	7	-	15	62	57.5%	
‘11	15	82	97	28	29	28	-	12	97	49.1%	
‘12	12	78	90	21	27	27	-	15	90	43.8%	
‘13	15	101	116	34	27	26	1	28	116	55.7%	
‘14	28	130	158	51	49	49	-	9	158	51.0%	

※出処：韓国著作権委員会

最近、法院は「訴訟から調停へ」、「法官による調停から非法官の専門家による調停」、「弁論以降の調停から早期調停(early mediation)へ」のスローガンの下、調停パラダイムの変化を模索している。従って、本案の裁判部が弁論期日前または本格的な裁判が始まる前に事件を調停にかけ、調停担当者が主導して短期間で行う早期調停が活性化している。早期調停にかけられた事件の調停は、担当の判事が事件の内容・性質に合わせて分類・割当するが、ソウル法院調停センターまたは常勤調停委員など法院内の調停機関に割り当てて遂行する、または外部の紛争解決機関に割り当てて遂行している。法院内の調停機関に割り当てて調停する場合を「法院付属型調停」といい、外部の紛争解決機関に割り当てて調停する場合を「法院連携型調停」という。

韓国著作権委員会はソウル中央地方法院(2013年3月から)、南部地方法院(2014年9月から)から統括調停委員として委嘱を受けて2013年3月から法院連携型調停を開始しており、その成果は以下のとおりだ。

<表 4-1-29> 法院連携型調停の処理現況(ソウル中央地方法院)

(単位：件)

区分	受付			処理現況						
	繰越	新規	合計	成立	不成立	取下げ	その他	進行	合計	成立率
'13	-	113	113	36	53	5	1	18	113	40.4%
'14	18	182	200	80	98	5	1	16	200	44.9%

※出处：韓国著作権委員会

一方、韓国著作権委員会はWIPO(世界知的所有権機関)の仲裁調停センターと協力して2013年から毎年「調停担当者の力量強化ワークショップ」を開催するなど、国内・国外調停サービスの質的向上に向けて持続的な努力を注いでいる。

3) 産業財産権紛争調停委員会

産業財産権紛争調停委員会は、産業財産権に係る紛争を審議・調停する機構⁵⁸だ。産業財産権に係る紛争が発生して当事者が調停を申し立てる場合、産業財産権紛争調停委員会は和解を目的とする斡旋または調停の機能を行う。

委員会は委員長1人を含めた15人以上40人以下の調停委員で構成される。委員会は産業財産権に係る紛争を調停対象としているが、産業財産権に係る紛争の中で産業財産権の無効および取消有無、管理範囲の確認などに関する判断のみを求める事項は、調停申立の対象から除外される⁵⁹。

⁵⁸ 発明振興法第 41 条

⁵⁹ 発明振興法第 44 条

1995年に産業財産権紛争調停委員会が設立されて以降、2013年まで受け付けられた調停申立は73件、調停が成立した件数は15件で、申立件数比21.4%の水準だ。

＜表 4-1-30＞年度別調停申請の現況と成立件数

(単位：件)

区分	‘09	‘10	‘11	‘12	‘13	合計
申立	4	3	2	2	3	14
成立	1	-	-	2		3
不成立	3	3	2	-		8

※出処：特許庁、知識財産白書(2009)、2009年～2013年資料は情報公開システムの公開情報

4) インターネットアドレス紛争調停委員会

インターネットアドレス紛争調停委員会は、インターネットアドレスが投機の対象または社会的対立の要因になることを防止し、インターネットアドレスをより効率的かつ有効的な使用するように「インターネットアドレス資源に関する法律」に基づいて設立・運営されており、インターネットアドレスの登録・保有または使用に係る紛争の調停を担当している。

紛争調停委員会は委員長1人を含む30人以内の委員で構成される。インターネットアドレス紛争調停委員会の委員は、インターネットアドレスに関する法律的学識と経験が豊富で徳望を備えた大学教授、弁護士、弁理士、関連研究者の中で放送通信委員会の委員長が任命または委嘱する。

2002年～2004年までインターネットアドレス紛争調停委員会に受け付けられた申立件数は126件で、その処理の内訳を見ると移転42件、抹消48件、棄却12件、合意による取下げ18件および手数料未払いによる取下げが6件となっている。2005年から2013年までは368件が受け付けられ、その申立件数は持続的に増加していることが分かる。申立件の処理は移転、抹消および合意による取下げを中心に紛争調停が成立している。

＜表 4-1-31＞国家最上位ドメイン名に係る紛争調停の申請・処理の現況

(単位：件)

区分	調停申立	調停決定				取下げ
		移転	抹消	棄却	計	
‘09	25	7	16	-	23	2
‘10	30	5	17	1	23	7
‘11	56	15	24	4	43	13
‘12	64	22	35	-	57	7
‘13	40	6	26	2	34	6
合計	215	55	118	7	180	35

※出処：ドメイン名紛争白書(2014)

5) 大韓商事仲裁院

大韓商事仲裁院による仲裁の判定は、法院による確定判決と同一な効力を有し、判定に不満があっても不服申立ができないため、当事者にとって最終的な判断としての拘束力を有する。単審制度を採択しているため、1回の仲裁判定により紛争が終了し、仲裁にかかる期間は約4～6カ月で迅速に紛争を終結することができる。

仲裁判定部を構成する仲裁人の数は、当事者間の合意で決めることを原則としているが、当事者の合意がない場合は3人の仲裁人で構成される。仲裁人は紛争当事者が直接選定する、または仲裁院が推薦した仲裁人候補の中から選任することができる。仲裁の手続きは、一般手続きと迅速手続きに分けられるが、迅速手続きは当事者間に迅速手続きを従うようにする別途の合意がある仲裁事件または申立金額が1億ウォン以下である国内の仲裁事件に適用するもので、仲裁を利用する者に低価格で迅速な解決ができるという利便性を提供している。

＜図4-1-12＞大韓商事仲裁院の仲裁手続き



2004年から2013年まで知識財産侵害に係る紛争および技術・知識財産権の契約に係る紛争に対する仲裁件数を見ると、毎年10件～20件の水準で推移しており、2013年の場合は15件で申立件数全体の4.4%を占めている。

＜表 4-1-32＞年度別知識財産権に係る商事仲裁申立の現況および金額

(単位：件、USドル、1,000)

区分	‘09	‘10	‘11	‘12	‘13
申立(件)	20	13	10	19	15
金額	7,858	6,884	4,058	14,001	8,274

※出処：大韓商事仲裁院

※技術契約と知識財産権契約を合わせた現況

第2節 | 海外における知識財産権の保護および紛争解決の支援

世界各国において発生する知財権紛争の様態は画一化しているものではなく、地域別の特性が反映されている。従って、一般的な知財権保護策ではなくそれぞれの状況に合わせた具体的な対処が必要だ。例えば、最近米国ではソフトウェアに関する特許訴訟が急増している。ソフトウェア特許はハードウェアに比べて具体性が低く、適用範囲が包括的であるため、紛争の余地が非常に大きいことが特徴だ。特に特許を活用して直接収益を創出する特許不実施主体(Non-Practicing Entities : NPEs)⁶⁰がソフトウェア特許を中心に活動している中、NPEsによる訴訟のうち84%がソフトウェア特許に係るものだという研究結果がある⁶¹。

欧州(特にドイツ)では、展示会または博覧会を中心に展示品の差し押さえ措置が現地市場に進出を試みる韓国企業の足かせとなっている。従って、展示会への参加または欧州市場の進出前にこのような特許紛争の可能性があるかどうか予め検討が必要であり、紛争の可能性がある場合には予め当該法院に防御書面を提出し、予期せぬ被害を防止しなければならない。また、カタログあるいは小冊子を製作する場合にも紛争可能性がある特許技術については詳細な記載を避けた方が望ましい。これは、相手方の特許権者が法院に仮処分または税関措置を申し立て

⁶⁰特許技術を利用して商品の製造・販売、サービスの供給はせず、特許を実施する者などに対して特許権の行使による収益を創出することを事業活動として営む事業者をいう。公正取引委員会は、NPEs と標準必須特許権者による特許権の濫用行為などに対して合理的な法執行の準拠を設けるために「知識財産権の不当な行使に対する審査指針」を改正(‘14. 12. 17.)し、2014年12月24日から施行している。当該指針の改正によりNPEsを「特許管理専門事業者」と称してその定義規定を作った上、NPEsによる濫用行為を①過度な実施料の賦課、②標準規格必須特許に関するFRAND(Fair, Reasonable and Non-Discriminatory)条件の適用否認、③不当な合意、④不当な特許訴訟の提起および訴訟提起の脅威、⑤特許権者がNPEsを戦略的に活用して競合会社を牽制・攻撃する、いわゆる私拿捕船(privateering)行為に具体化して例示している。

⁶¹ “Intellectual property-Assessing factors that affect patent infringement. Litigation could help improve patent quality” United States Government Accountability Office(GAO) Report, August 2013

たとき、カタログまたは小冊子を証拠にするおそれがあるためだ。

一方、中国と東南アジアにおいては、模倣品の流通が韓国企業の新市場開拓を阻害するのはもちろん、企業の収益構造を悪化させ、グローバル競争力を低下させている。侵害品がグローバル市場に流れ込むことを防ぐためには、製造の段階から権利を行使する、または輸出の段階において税関措置を取る必要がある。中国が世界トップの特許出願国に浮上し、知財権保護を強化しており、世界貿易機関の貿易関連知識財産権に関する協定(WTO TRIPs)の枠組みの下で国を上げて知財権保護に対する意志を示しているほか、侵害品に対する厳しい規制を展開していることを踏まえると中国における知財権の確保に力を入れる必要がある。

1. 海外進出企業に対する保護支援

イ. 海外知識財産センター(IP-DESK)の運営

特許庁と大韓貿易投資振興公社(Korea Trade-Investment Promotion Agency : KOTRA)は、海外主要国においてIP-DESKを運営し、海外で韓国企業の知財権紛争を予防すると同時に紛争が発生したときには、迅速かつ有効な対応ができるように支援して知財権紛争の解決に貢献している。これまでは主に中国、東南アジア諸国にIP-DESKを設置・運営してきたが、2012年に米ロサンゼルス、2013年に米ニューヨークに次ぎ、2014年6月にはEUの中では初めてドイツのフランクフルトにIP-DESKを開所した。現在は5カ国において10カ所のIP-DESKを運営している。

<図4-2-1> IP-DESKの設置地域



＜表 4-2-1＞IP-DESK の運営実績(2014年12月基準)

(単位：件)

区分	相談支援	商標・デザイン出願	侵害調査支援(完了)	協力チャンネルの構築
件数	5,044	471	14	186

※出処：特許庁

1) 知識財産権の総合相談を支援

IP-DESKは現地に進出している韓国企業のIP水準を診断・分析し、当該企業に適したカスタマイズ型の相談を支援している。相談件数は2013年の3,765件から2014年に5,044件に34%増加し、毎年増加傾向を見せている。

2) 商標・デザイン出願の支援

中国・タイ・ベトナム・米国・ドイツに進出している国内企業の知財権の競争力確保に向け、商標またはデザインを出願・登録する場合、所用費用の50%を支援している(2014年に245社471件を出願)。海外進出に当たり産業財産権の確保は安定した企業活動の前提条件であって、現地において同種の産業財産権が先登録されている場合、現地への輸出および投資そのものが難航するおそれがあるため、産業財産権の確保は極めて重要だ。

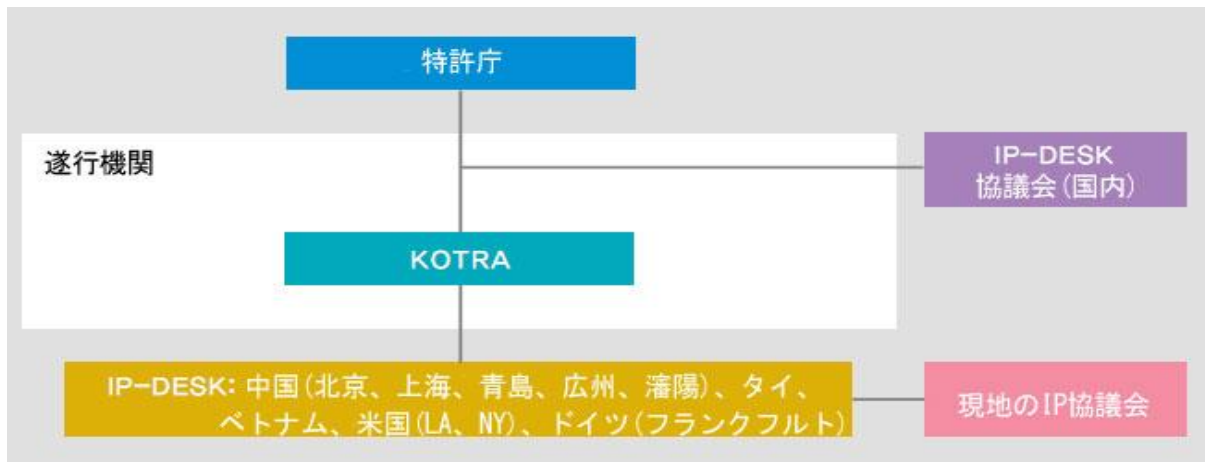
3) 侵害調査の支援

現地に進出した韓国企業の知識財産権を保護するためにIP-DESKは、被害企業の申請または自主的な企画による被侵害実態を調査し、行政的な救済を支援している。また、韓国知識財産保護協会の海外知財権紛争の支援事業(コンサルティングおよび協議体の支援、訴訟保険など)と連携してサービスを拡大・提供している。

4) 協力チャンネルを構築

KOTRA海外貿易館は、紛争が頻発する地域の貿易館に知財権の担当者を指定するなどKOTRAとの協力を強化して情報の収集を拡大している。ネットワークの構築および強化のために現地における知財権の取締り担当の公務員を毎年国内に招へいして国家間の友好関係を築き、韓国企業のイメージを高めている。また、特許庁、企業、関係機関などが官民合同代表団を構成し、中国、ベトナムなどの知財権関係機関を訪問して韓国企業の隘路事項を伝えている。

<図4-2-2> IP-DESKの推進体系



<図4-2-3> マスコミによる報道

<p>'해외지재권 보호 집행'으로 뛰는 속국 내 IP-DESK <small>아시아경제 기사입력 2014-12-06 05:00</small></p>  <p><small>특이성, 한국지식재산보호협회, 기업단체 등으로 이뤄진 '2014년 하반기 중국 민간한동조사단'이 북경 4대역트 호텔 회의실에서 현지 지재권 침해조사기관들을 상대로 실태조사를 벌이고 있다.</small></p>	<p>지식재산센터(IP-DESK) 중국내 한국기업 권리보호 '한뎀' <small>연합뉴스 기사입력 2014-11-27 11:20</small></p> <p>《베이징=연합뉴스》이은중 기자 = 한국기업의 중국 내 지식재산권(IP) 보호를 위해 베이징 등 5곳에 설치된 지식재산센터(IP-DESK)가 우리 기업의 권리보호 등에 한뎀을 하는 것으로 나타났다.</p> <p>특히 최근 한류 붐을 타고 중국지역에서 외류와 화장품 등 소비재의 불법 모조품이 극성을 부리는 등 한류 브랜드 침해가 심각해지면서 중국 내 5곳의 지식재산센터가 피침해 실태조사 등에 두각을 나타내고 있다.</p> <p>27일 특허청과 한국지식재산보호협회 등에 따르면 베이징 대한무역투자진흥공사(KOTRA)에 입주해 있는 IP-DESK는 올해 들어 10월 말 현재 175개사를 상대로 276건에 대한 각종 지식재산관련 상담을 하는 등 2011년부터 해마다 400건에 가까운 상담으로 현지 기업의 어려움을 도와주고 있다.</p> <p>또 올해 중국에 진출한 70개 한국기업을 상대로 200여건의 상표출원 지원과 침해조사, 설명회, 정보제공 등의 실적도 올렸다.</p> <p>특히 상표나 디자인 출원, 등록을 진행할 경우 소요 비용과 진행절차를 지원하고 지재권 침해에 대한 실태조사와 법률자문도 해주고 있다.</p>
<p>アジア経済 ('14. 12. 6.)</p>	<p>連合ニュース ('14. 11. 27.)</p>

ロ. 国際知識財産権紛争の予防コンサルティングの支援

特許庁は、海外企業との特許権・商標権・デザイン権に係る知財権紛争が予想される中小・中堅企業にカスタマイズ型の法律コンサルティングを提供している。2013年には128社、2014年には283社を支援した。

<表 4-2-2> コンサルティング分野別の主な支援内容

区分	支援内容
輸出事前分析 コンサルティング	輸出(予定)または展示会出品の商品について、予め海外IP権利侵害有無の分析および回避設計案作りなど、対応戦略を樹立
特許保証対応 コンサルティング	購入者の特許保証要求に対応するため、予めIP権利侵害有無の分析、回避設計案、特許保証条項などを検討
ライセンス戦略 コンサルティング	競合企業または自社のIP権利分析を基にライセンス戦略を提供し、訴訟などに紛争が拡大するのを予防
紛争拡大予防戦略 コンサルティング	警告状を受け取った際に訴訟などに紛争が拡大しないための予防戦略を提供
商標権利行使 コンサルティング	商標侵害品に対する権利行使の戦略、悪意のある先登録商標の無効化戦略などを提供

※出処：韓国知識財産保護協会

コンサルティング成功例

(紛争事実) 国内の中小医療機器メーカーA社は、米国において商品を活発に販売していたが、NPEsのB社から特許侵害を理由に米法院で提訴された。A社はB社の高い示談金の要求および特許紛争によって米国における営業活動が難しくなった。

(支援内容および結果) コンサルティングによって対象の商品と訴訟特許の侵害有無を深層分析し、訴訟特許に対する強力な無効資料を確保してB社を圧迫した結果、B社が訴訟を取り下げて示談金なく紛争が終結した。

大・中小企業および同種業界の企業が共同で紛争対応体系を構築することができるよう、企業間の協議体を構成して常時支援(教育、諮問サービスなど)プログラムとコンサルティングを支援している。2013年は16の分科(LED照明、セットアップボックスなど)、2014年には自動車空調、ブラックボックスなど25の協議体を支援した。

<表 4-2-3> 企業間協議体の支援内容

区分	支援内容
常時支援	(イシューに対する深化分析) - 協議体別の共同対応が必要なイシューの掘り起こしおよび深化分析を支援 - 共同イシューに関する法律意見書の作成支援 - 協議体別の共同対応イシューをテーマに3回以上「深層教育」を進行
協議体コンサルティング	支援割合：分担金額のうち中小企業70%、中堅企業50%、大企業0%

※出処：韓国知識財産保護協会

ハ. 知識財産権の訴訟保険

特許庁は国内企業が海外輸出の際、知識財産権紛争によるコスト負担を軽減するため、韓国知識財産保護協会を介して知識財産権の訴訟保険事業を運営しており、訴訟保険の加入を希望する中小・中堅企業の加入保険料の一部を支援している。2013年に50社、2014年には119社に訴訟保険の加入保険料を支援し、毎年その規模を拡大していく予定だ。

2014年から売上高50億ウォン以下の小規模企業を対象にした少額知財権訴訟保険が新設された。また、効率的な訴訟保険の支援のために同一企業に対する支援の割合を調整し、支援基準表を設けて支援可否に対する選定支援を遂行している。

＜表 4-2-4＞知識財産権訴訟保険の支援内容

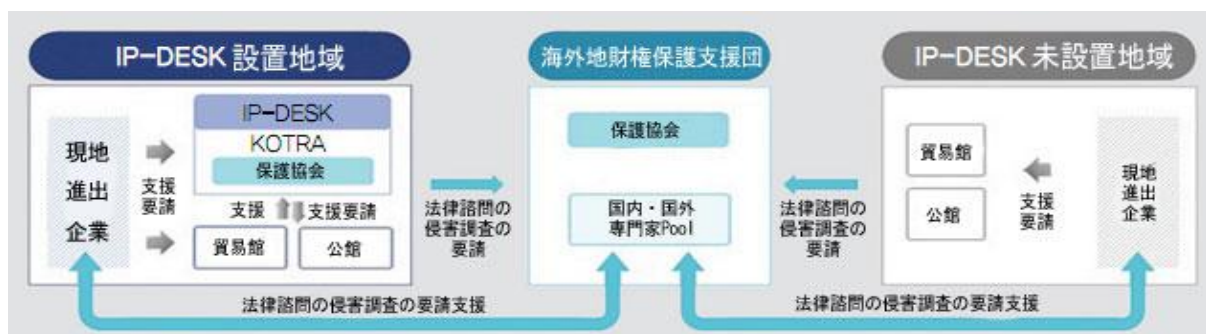
区分	知財権訴訟保険	小額地財権訴訟保険
支援対象	産業財産権を有している中小・中堅企業	産業財産権を有している売上高50億ウォン以下の企業
支援内容	知財権訴訟保険料のうち一部を支援 (中小企業70%、中堅企業50%)	知財権訴訟保険料のうち80%を支援 (定額4百万ウォン)
保険期間	保険加入時から1年(消滅性)	保険加入時から1年(消滅性)
補償範囲	年間最大5億ウォン上限 (共同負担割合20%)	年間最大1億ウォン上限 (共同負担割合20~40%)
補償地域	世界中	アジア(中国外、韓国は含む)、オセアニア
保障内容	保有している産業財産権の行使(提訴)および 知財権の権利保護・紛争対応の紛争費用	保有している産業財産権の行使にかかる 法律費用(提訴)

※出処：韓国知識財産保護協会

二. 海外知識財産権紛争への初期対応を支援

特許庁は、海外における知財権紛争に対して迅速な初期対応ができるよう、法律諮問と共に被侵害調査を支援している。法律諮問は現地の知財権専門家を介して海外展示会の参加に関する紛争、模倣品に関する紛争、IP契約書上の争点に関する諮問などを中心に行われており、被侵害調査には模倣品流通の現況および出処の調査、侵害企業の現場取締りおよび法律措置の支援などがある。

＜図4-2-4＞海外における知識財産権紛争への初期対応の支援体系



ホ. 海外における知識財産権紛争への対応情報の提供

紛争情報の調査収集が不十分な企業に対して効果的な紛争予防活動を支援するために特許庁は、海外における知財権紛争対応情報を構築して提供している⁶²。国際知財権紛争の動向および訴訟事例、海外代理人の情報、NPEsの活動現況などを調査・分析し、1日単位の紛争速報、月刊ニュースレター、四半期別の紛争イシュー報告書、NPEsの動向報告書など紛争に関する情報と紛争対応戦略の樹立に必要な知財権判例情報などをシステムとして構築・提供している。知財権に関する判例は、2014年累積基準でIP5に対する汎用判例17,901件を構築しており、特許・商標・デザイン分野の主な判例239件に対する分析資料を提供している。

また、海外進出企業が現地において知財権問題により難航している場合、迅速な情報の確保ができるよう「海外知財権保護ガイドブック」を製作して提供している。現在まで大陸別に計25カ国と特性別に2つのテーマに対する海外知財権保護ガイドブックを提供しており、主に企業の需要とFTA対応の必要性がある国を優先的に製作して配布している。

<表4-2-5> 海外知識財産権保護ガイドブックの発刊の現況

区分		発刊現況
大陸別	アジア(12)	マレーシア('06、'14)、フィリピン('06、'14)、台湾('06、'14)、インド('08、'13)、中国('05、'09、'14)、日本('06、'09)、タイ('07、'09)、ベトナム('06、'09)、UAE('10)、香港('11)、シンガポール('11)、インドネシア('12)
	欧州(7)	トルコ('07)、イギリス('08)、ドイツ('07、'09、'14)、オランダ('11)、欧州連合('12)、ロシア('06、'11)、フランス('13)
	アメリカ(4)	ブラジル('07、'14)、チリ('08)、米国('06、'09、'13)、メキシコ('11)
	アフリカ(1)	南アフリカ共和国('08)
	オセアニア(1)	豪州('12)
特性別(2)		輸出企業チェックポイント('10)、欧州圏保護実務ハンドブック('13)

ヘ. K-ブランド保護の支援

最近、中国、東南アジア諸国連合(Association of Southeast : ASEAN)地域との貿易が活発化していることに伴って衣類、化粧品などをはじめ、産業全般にわたって韓国企業ブランドに対する侵害が深刻化している。特に現地における商標の無断先登録、模倣品の流通などによって韓国企業が海外に進出するときに難航するケースが発生している。

⁶²国際知財権紛争情報ポータル(www.ip-navi.or.kr)

被害類型

(商標の無断先登録) A社は、中国の大型スーパーに出店を推進する中で、従来取引関係にあった業者が中国現地において商標を無断先登録し、出店契約が取り消されて50億ウォンの被害が発生
 (模倣品の流通) 欧州に輸出しているB社の商品の模倣品が中国において生産され、中国のオープンマーケットを通じて欧州に流通される被害が発生

※出処：中国などFTA時代に備えたK-ブランド保護総合対策、2014

<図4-2-5>国内ブランドの被害例

商標デザインの模倣	商標の模倣
	
<p>ロッテ製菓のソレイム(右)と中国産模倣品(左)</p>	<p>キョチョンチキン(左)を模倣した中国の商標(右)</p>

海外現地で頻発している韓国ブランドの侵害を予防し、部処を超えた対応体系を構築するため、政府は海外進出企業に対するブランド保護総合支援体系の構築、海外現地における模倣品取締り支援の強化、外国税関との協力による模倣品の国家間移動の遮断、韓国ブランドの保護に向けた国際協力の強化などが盛り込まれた「K-ブランドの保護に向けた総合対策」を審議・議決した⁶³。政府はK-ブランドの保護総合対策のフォローアップとして、韓国知識財産保護協会の知財権紛争対応センターにK-ブランド相談窓口を設置し、海外における模倣品の流通、現地における商標の無断先登録など、企業の被害事例を受け付け法律諮問またはコンサルティング支援事業、侵害調査事業などに連携する予定だ。また、中国の商標相談院を介して中国に進出する前に現地の商標検索サービスを提供し、先登録商標に対する異議申立、無効審判など法律的な救済方向も提示する計画だ。

ト. 海外に進出する中小企業の国際知識財産権紛争に対する法律諮問

法務部は、弁護士・弁理士・教授などで構成された「国際投資・知識財産権の法律諮問団」

⁶³国家知識財産委員会第12回本会議(‘14.12.10.)

を構成して中小企業などに法律諮問を提供している⁶⁴。また、「現場で行う中小企業の国際紛争予防説明会」を開催して各地域の中小企業を対象に投資および知財権に関する国際紛争の予防・対応策の教育も実施している。

さらに、中小企業の実務者が容易に理解できる「国際投資・知識財産権の紛争防止ガイド」を発刊・配布している。2010年から中国、ロシア、ベトナムなど計14巻の紛争防止ガイドを発刊・配布しており、2017年までに韓国の主な輸出相手国別の法令情報および契約書の作成要領などを説明した紛争防止ガイドを発刊完了する予定だ。

チ. 在外公館による国際知識財産権侵害対応の支援

外交部は、海外に進出している韓国企業の知識財産権の保護支援および競争力の向上に貢献するために力を入れている。在外公館は企業活動支援協議会などを介して企業の隘路事項を聴取し、IP-DESK、海外著作権センター、KOTRAなどと協力して韓国企業の知識財産権侵害対応を支援している。特に米国、ベルギー、中国など40カ所の在外公館に知識財産権の担当官を指定し、韓国企業の知識財産権侵害が多発する地域において関連情報を収集し、駐在国の政府との協力を強化するなど知識財産権の保護業務を遂行している。

2. 海外における著作権の保護基盤の強化

イ. 海外における著作権の保護と海外著作権センターの運営

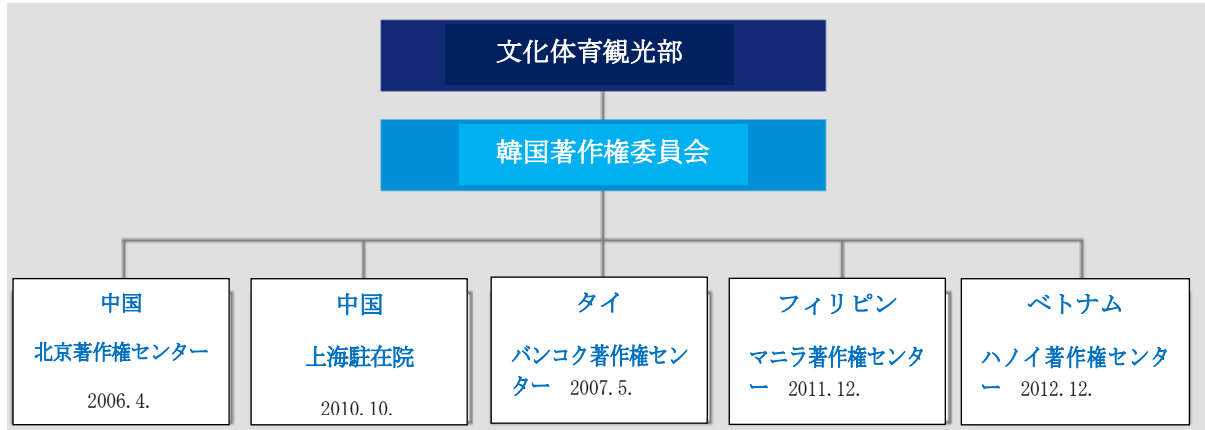
最近、韓流ブームを機に国内の文化産業が世界中に拡散したことを受けて、海外における著作権の保護に対する重要性が一層強高まっている。韓流が人気を博しているにもかかわらず、海外文化産業市場においてコンテンツ輸出の阻害要因として違法コピーと流通の問題が持続的に指摘されている。これに対して文化体育観光部は海外における著作権保護と合法的な流通基盤の造成に向けて専従組織を立ち上げ、関連予算を拡充する取り組みを進めてきた。

文化体育観光部と韓国著作権委員会は海外における著作権の保護と紛争の解決に向けて多様な重要課題を推進してきた。その一例として海外における韓国の著作権の保護および合法的な貿易の活性化に向けて2006年から続けてきた「海外著作権保護プロジェクト」を上げることができる。2006年4月に北京、2007年5月にバンコクに海外著作権センター(Copyright Center)を設置・運営し、主な韓流人気地域における保護基盤を構築した。また、2010年10月には上海文化院に著作権専門官を派遣し、2011年12月にマニラ、2012年12月にハノイに著作権センターを追加設置するなど、主な韓流著作物の進出地域において著作権保護と市場進出に向けた常時支

⁶⁴2013年に64件、2014年9月まで96件の法律諮問を提供

援体系を強化してきた。

<図4-2-6>韓国著作権委員会の海外著作権センター



ロ. 現地における侵害対応の支援と合法的な流通環境の造成

韓国著作権委員会は、海外著作権センターを介して海外現地で発生する韓国著作物の違法流通または侵害などに対する法律相談を進める一方、主な事項については法律的措置に向けた証拠の保全、警告状の発送、行政処罰の申立、民事・刑事訴訟時の法律支援など、一連の救済措置を提供してきた。

2007年にサービスを開始した海外著作権法律相談は、毎年約20%前後の伸び率を見せているが、最近の韓流ブームに伴って韓国著作物の海外進出も増え、現地における保護のための法律需要も急増している。

韓国著作権委員会は、オンライン上の流通に関する実態調査によって違法サイトをモニタリングし、2008年から警告状の発送(1,374件)、証拠の保全(1,494件)、行政処罰(76件)の申立など2014年まで合計2,944件の救済措置を支援しており、違法音源サイト、違法IPTVサーバー、違法の動画流通サイトに対する罰金賦課など侵害対応に対する実質的な実績を上げた。

<表 4-2-6>海外における侵害救済措置の支援現況

(単位：件)

区分	‘08	‘09	‘10	‘11	‘12	‘13	‘14	合計
措置件数	119	114	97	365	358	1,039	852	2,944

※出処：韓国著作権委員会

2014年の場合、韓国のウェブ漫画の人気が高まり、海外の一部のウェブサイトにおいて無断で翻訳・掲載されるケースがあった。ウェブ漫画の場合、作家がペンネームを使用する場合が多く、別途の身分証明がなければ侵害事例が見つかってその都度対応できない問題があった。そのため、韓国著作権委員会は韓国漫画映像振興院と協力して「少女漫画」、「猫ヒナ」など国内のウェブ漫画15作品に対する違法著作物を削除する成果を上げた。また、海外において韓国のテレビ番組の著作物が合法的にサービスされる国以外の地域に伝送される6,633のURLに対するサービス遮断措置も積極的に行われた。

高い違法コピー率が原因で合法的な市場が形成されていなかった東南アジア諸国の一部のオンラインコンテンツ市場においても、文化体育観光部と韓国著作権委員会の海外著作権保護および合法的な流通支援によって当該国の代表的なポータルサイトを介したサービス契約が締結されるなど前向きな変化が見られた。

最近、マレーシア、フィリピン、タイをはじめとする東南アジア各国は、著作権法を改正する、または改正を推進している。文化体育観光部は、韓国著作権委員会の海外著作権センターが設置されているタイ、フィリピン、ベトナムなどの国を中心に東南アジア各国との著作権分野に対する交流協力を強化している。これは韓国とASEANの著作権産業の発展および東南アジア地域における韓流コンテンツの著作権保護および著作物市場の拡大にも貢献すると期待されている。

ハ. 海外における著作権紛争解決の支援

韓国著作権委員会は、海外における著作権の保護に向けて海外法律コンサルティング、救済措置の支援、合法的な利用の契約支援および著作権認証に関する業務をしている。

海外法律コンサルティングは、海外著作権センターが直接「相談」する方式と現地の法務法人と契約を結んで行う「コンサルティング」の方式に分けられ、現地に進出した権利者および業者などのビジネスに関する契約書の検討、救済措置の支援などを主な内容としている。

救済措置の支援は、侵害者を対象とする「警告状の発送」、侵害の証拠資料を確保するための「証拠保全」、そして侵害者に対する「行政処罰」に区分され、合法的な利用の契約支援は、契約を「内容」と「金額」の分野に分けて海外現地における韓国の著作物に対する現地の需要者をつなげるなど、韓国著作物の合法的な利用に関する輸出契約の支援を内容としている。

著作権の認証は、著作物の種類(映画、音楽など)および目的(著作権の登録、侵害取締り、流通契約)別に区分して海外現地において韓国著作物に対する権利確認・認証業務を主な内容としている。

＜表 4-2-7＞海外における著作権保護に関する現況

(単位：件)

区分	‘08	‘09	‘10	‘11	‘12	‘13	‘14
海外法律コンサルティング	253	302	368	489	573	670	642
救済措置の支援	119	114	97	365	358	1,039	852
合法利用契約の支援	-	-	-	-	43	69	81
著作権認証	1,493	1,121	1,853	2,571	1,240	2,070	853

※出処：韓国著作権委員会

二. 海外著作権情報の提供の拡大

国内コンテンツ企業の円滑な海外進出および効果的な侵害対応に向けて、当該国の基本的な著作権法制情報および関連資料の確保が重要だ。そのため、韓国著作権委員会では、著作権保護ポータル⁶⁵内に「海外著作権情報プラス」を介して最新の海外著作権関連情報を提供している。

「海外著作権情報プラス」は、韓国企業の海外著作権の保護および取引の支援向けのオンラインインフラであって、米国、中国、東南アジアなど主要国に対する著作権関連情報(著作権法制、登録制度、関係機関の情報など)とオンライン上の海外著作権相談、知識コミュニティ、情報資料室などのサービスを提供しており、英文のサイトを通じて海外ユーザーに韓国の著作権制度および主な韓流コンテンツに対する情報を提供している。

2014年には従来の12カ国(中国、タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ドイツ、米国、英国、日本、フランス、豪州)の海外著作権ガイド情報に3カ国(ロシア、シンガポール、カナダ)を追加して計15カ国にその提供範囲を拡大した。また、361件の海外著作権の動向および専門資料を掲示して海外事務所の設置地域である中国・タイ・フィリピン・ベトナム現地の最新の著作権動向と関連業者の情報を提供している。

⁶⁵<http://www.copy112.or.kr>

第3節 | 知識財産を尊重する文化の拡散に向けた努力

1. 産業財産権分野

イ. 知識財産を尊重する文化の拡散に向けた官民の了解覚書

創造経済の中核テーマとして「知識財産保護の重要性」が浮上しているにもかかわらず、大多数の国民は、知識財産が産業財産権および著作権などを総称しているという認識があまりなく、直接的な関連性を認知できずにいるため、知識財産保護の重要性に対する全方位的な広報活動の必要性が提起された。

そのため、政府は知識財産に対する国民個々人の理解と認識を深め、知識財産を尊重して保護するための社会全般の積極的な参加と協力案を模索した。

その結果、知識財産環境に従事している政府部処(国家知識財産委員会・文化体育観光部・関税庁・特許庁)と民間企業(NAVER、11番街、eBay Korea、Coupang)は、知識財産を尊重する文化の拡散に向けた了解覚書(MOU)を締結し、知識財産保護活動の体系的な運営および合法的な流通取引の環境作りなど、多様な広報活動に向けて協力することに合意した(2014. 5. 30.)。

今後、MOUに参加する政府部処と企業は、毎年「世界知識財産の日(4月26日)」を前後に共同キャンペーンを展開し、知識財産保護の教育、正規品使用を呼びかける広報活動および共有著作物、特許などの共有と拡散に向けた知識財産保護協力事業を年中推進する計画だ。

同MOUは、従来のものとは異なって産業財産権、著作権など知識財産の全分野において保護活動が行われる上、従来の知識財産の取締りと侵害防止など政府主導の保護活動を超えて民間ポータルサイトおよびオンライン流通会社など民間企業が幅広く参加しており、知識財産の価値に対する社会の認識を高め、知識財産の保護活動が跳躍するきっかけとなった。

<図4-3-1>知識財産を尊重する文化の拡散に向けたMOU締結(2014. 5. 30.)

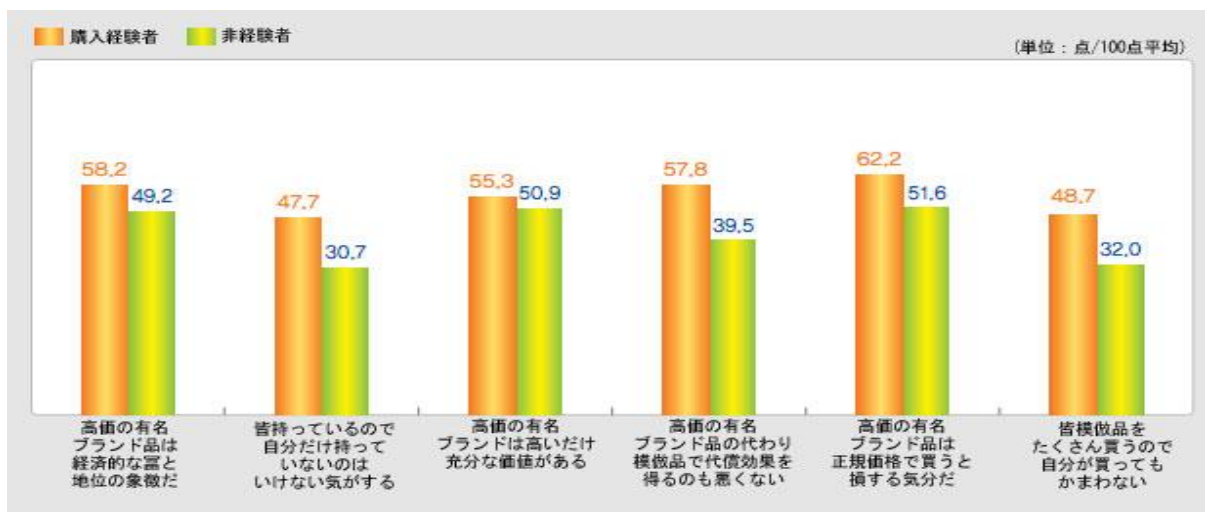


ロ. 国民の認識を向上するための広報活動

1) 消費者の認識改善に対する必要性

特許庁と韓国知識財産保護協会がまとめた「2014知識財産保護に対する国民の認識度調査」によると、大多数の消費者は「低価格で正規品と同一なデザインを求めるから(40.5%)」、「正規品の価格が高いから(25.0%)」など、金銭的な要因によって模倣品を購入していることが分かった。

<図4-3-2>有名ブランドと模倣品購入に対する認識



さらに深刻な問題は、模倣品購入者のほとんどが代償行動、正規品購入者との同質感、経済的な裕福さの誇示などを理由に間違っただ消費行為をしており、社会的にも問題にならないとされているため購入が続いていることだ。

そのため特許庁と韓国知識財産保護協会は、産業財産権など知識財産の保護の重要性について国民の認識を向上し、社会の雰囲気を作成するために全国的キャンペーン、消費者・青少年向けの教育およびマスコミを活用した広報など様々な活動を推進している。

<表4-3-1>消費者に対する認識向上事業活動の現況

区分	‘10	‘11	‘12	‘13	‘14
消費者キャンペーンのマスコミ広報	15回	35回	64回	310回	364回
消費者教育の回数	15回	20回	21回	22回	33回
青少年体験学習の回数	-	1回	4回	10回	17回
ブログヒット数(年間累積)	64,000	715,387	1,667,120	2,358,557	3,337,754
SNS関心度(年間累積) [※]	-	1,650人	9,560人	11,509人	14,650人

※SNSの関心度は、ツイッターの「フォロワーの数」とフェイスブックの「ファン(いいね!)の数」の合計

※出処：韓国知識財産保護協会

2) 知識財産を尊重する文化の拡散キャンペーン

特許庁は、模倣品の撲滅に向けた消費者の役割と合理的な消費の重要性を知らせる啓発型路上キャンペーンを全国の主要都心で地域商人会、関係機関、商標権者および消費者団体などと毎年開催し、消費者の自主的な参加による健全な商取引秩序の確立を誘導している。

<図4-3-3>官民合同の知識財産を尊重する文化の拡散キャンペーン



今年のキャンペーンは、MOUの参加部処と民間企業、関連機関が参席してソウルの明洞、東大門、南大門、梨花女子大学、江南高速バスターミナル一帯で正規品・模倣品、違法コピー品の比較展示など合同キャンペーンを5日間(14. 5. 19. ~23.)展開した。これを通じて知識財産を尊重する文化の拡散に向けた流通・販売業者と消費者の参加を誘導し、知識財産の重要性に対する国民の認識が向上するきっかけとなった。

3) オン・オフラインメディアによる広報活動

大衆が共感する様々なオン・オフラインコンテンツを制作および広報し、政府政策に対する好感度と正規品使用の必要性などに対する認識を拡散したほか、大学生サポーターズを募集・運営して知識財産を尊重する文化の拡散を牽引するよう参加と関心を呼びかけた。

それと共にテレビ広告キャンペーンを展開し、ブログおよびSNSの運営によりオンラインコミュニティのユーザーと双方向コミュニケーションを図るなど、模倣品消費を防ぐための多様な広報を推進している。

<図4-3-4>知識財産保護の広報活動	<図4-3-5>模倣品流通撲滅に関する公益広告
 <p>홍보대사 박신혜와 함께하는 정품·위조상품 식별 가이드</p>	 <p>무심코 구입한 위조상품 깨달았을땐 너무 늦었습니다</p>

ハ. カスタマイズ型の知識財産保護教育

知識財産を保護し、賢明で正しい消費意識を誘導するため、保護者、大学生、サラリーマンなどを対象に正規品・模倣品の識別要領、模倣品による被害の防止および知識財産保護の重要性に関する教育を進めている。

1) 青少年向け教育

未来の主な消費層として成長する青少年が模倣品・模倣品の流通による弊害に関する深刻さを知り、知識財産を尊重する文化と正しい消費文化の形成をリードするよう、全国の小・中・高校を対象に現場で行う青少年体験教室を運営している。

同体験教室は、模倣品の違法性、知識財産保護の重要性などに関する理論教育と知識財産侵害品の廃棄・リフォーム、正規品・模倣品の比較体験など、学習効果が高い様々な体験を中心とした実習プログラムだ。

また、青少年が知識財産の保護に興味を感じ、正しい消費意識を持てるようにDVD、漫画などを制作・活用し、学校の教師にも学習用指南書を制作・普及することで関連教育の活性化に取り組んでいる。

<図4-3-6>現場で行う知識財産保護に関する青少年体験学習



<表4-3-2>知識財産保護に関する青少年向け教育コンテンツ

区分	主な内容
‘10 DVD	 <ul style="list-style-type: none"> ・模倣家族の名誉奪還大作戦(計5本、30分) - 青少年に馴染みがある芸人ホ・ギョンファンなどが登場して日常生活の中で経験する事例中心の教育コンテンツ
‘12 標準教案	 <ul style="list-style-type: none"> ・「正規品使用実践教育Good-bye偽者」標準教案 - 知財権に関する授業時に体系的で円滑な授業および教師の利便性を向上させるための知財権保護の標準教案
‘13 漫画	 <ul style="list-style-type: none"> ・キキ・ポポの童話、正規品への冒険 「模倣品の脅威に陥った童話の国を助けて！」 - 児童が正規品使用の必要性などについて正しい意識を育み、健全な消費文化を拡散するための漫画を製作
‘14 教師向け 教材	 <ul style="list-style-type: none"> ・教師向けの知識財産保護教育の指南本 「知識財産保護コンサート、探求と実践」 - 知財権保護教育に対する教師の専門性および学習への活用価値を高めるための理論学習と実践学習で構成された教師向け教材の開発

これとは別途に特許庁国際知識財産研修院では、特許、商標、デザインなど産業財産権の出願方法、権利化、保護案など多様なプログラムを構成・運営している。

2) 消費者向け教育

知識財産と模倣品に関する情報を習得する機会がない主婦、保護者を対象に全国の広域市・道の小・中学校、自治体の文化センターなどを活用して教育を実施しており、これを通じて正規品使用の実行と合理的な消費活動を誘導している。

消費者向け教育は、弁理士、特許庁の審査官、発明教師など専門講師と多様な視聴覚資料を活用して知識財産保護の重要性および模倣品の購入による経済的・対外的・対内的問題などを消費者の立場から分かりやすく、日常生活の中で活用できる内容を中心に行われている。

2. 著作権分野

イ. 侵害予防教育

1) 青少年向け教育

青少年向け教育には、生徒が直接創作活動をしながら著作権の重要性を認識する著作権体験教室、学校の現場において体系的な著作権教育の方法を導き出すために導入した著作権研究学校、現場で行う著作権教育(生徒向け)、オンライン青少年教育がある。

著作権体験教室は、学校の正規教育課程内の特別活動の時間(創意的体験活動など)に一定時間(6時間以上)の著作権教育を実施し、教師と生徒の著作権に対する認識を強化している。2006年の首都圏所在の20の教室を皮切りに2014年には全国195の教室に拡大運営した。

著作権体験教室の教育効果を向上するため、運営教師を対象に著作権の基本概念と教育プログラムの活用法などに対する教育を実施し、優秀な体験教室の運営教師を選任して翌年の新規運営教師にノウハウを伝授するようにした。また、体験教室を通じて教師と生徒が有効に活用できる多様な著作物を開発したほか、学校の現場で教育を実施する運営教師に一層優れた環境を提供した。

<表 4-3-3>体験教室の運営現況

(単位：個、人)

区分		'06	'07	'08	'09	'10	'11	'12	'13	'14	合計
教室数		20	20	79	117	198	99	100	193	195	1,021
教育 人数	生徒	921	745	3,479	4,095	10,669	5,827	6,997	8,996	8,790	50,519
	教師	20	20	79	120	151	79	74	148	148	839

※出処：韓国著作権委員会

著作権研究学校の教育プログラムは、専門家の講義、研究クラスの運営、討論会、路上キャンペーン、作文大会、標語およびポスターの作成、UCC制作活動など、生徒が直接参加する内容で構成されており、運営の現況は以下のとおりである。

<表 4-3-4>研究学校の運営現況

(単位：校、人)

区分		'07	'08	'09	'10	'11	'12	'13	'14	合計
学校数		15	23	27	50	43	39	9	9	215
教育 人数	生徒	12,000	18,400	21,600	42,856	34,400	31,200	1,745	2,400	164,601
	教師	600	920	1,080	67	1,720	1,560	237	199	6,383
	合計	12,600	19,320	22,680	42,923	36,120	32,760	1,982	2,599	170,984

※出処：韓国著作権委員会

著作権研究学校を有効に運営するために運営教師を対象に著作権の基本概念と研究学校の運営方法、学校現場において欠かせない著作権教育プログラムの活用法などの事前研修を実施した。

現場で行う著作権教育は、学校、企業、福祉施設、公共機関などの要請がある場合、講師が直接現場を訪れて教育するプログラムだ。

<表 4-3-5>現場で行う著作権教育の運営現況(生徒向け)

(単位：人、回)

区分	'08	'09	'10	'11	'12	'13	'14	合計
教育人数	14,265	74,938	254,130	294,035	354,868	354,299	376,330	1,722,865
教育回数	19	130	2,028	3,008	3,016	7,981	8,314	24,496

※出処：韓国著作権委員会

小・中・高校の場合、韓国著作権委員会で養成した著作権講師が現場を訪れて無料教育を進行し、教育の効率性を高めるために青少年向けの標準化プログラムを活用している。

一方、児童・生徒の著作権に対する理解度を把握し、正しい認識を知らせる方法を模索するために2010年から著作権の意識調査を実施している。2014年の調査結果、著作権指数は76.4点（認識指数79.2点、意識指数73.7点）であって、著作権教育を経験した児童・生徒（79.2点）が経験していない児童・生徒（75.2点）より著作権指数が4.0点高いなど、学校の現場で青少年向けの著作権教育を拡大する必要があると分析された。

＜表 4-3-6＞青少年に対する著作権意識調査の現況

区分	‘10	‘11	‘12	‘13	‘14
著作権指数	71.1点	73.8点	75.1点	74.1点	76.4点
著作権認識指数	74.9点	77.4点	78.6点	75.3点	79.2点
著作権意識指数	67.4点	70.2点	71.7点	72.9点	73.7点

※著作権指数：著作権認識指数＋著作権意識指数

※著作権認識指数：正しい著作権知識の有無に対する算出指数

※著作権意識指数：正しい著作物の利用行為の価値判断に対する算出指数

※2013年の認識指数項目の変更（認識指数1項目：SNS利用に対する著作権の認識）

※2014年の意識指数項目の尺度の変更（5点尺度→7点尺度）

2011年6月から韓国著作権委員会は全国の児童・生徒を対象にオンライン教育課程である「著作権と友達になろう」のプログラムを運営している。本課程は著作権に対する青少年の認識を高め、著作物の利用法を正しく身につけるように家庭で守るべき著作権エチケット、学校で守るべき著作権エチケット、公共の場で守るべき著作権エチケットなど、日常生活の中で発生する著作権問題を事例を中心に分かりやすく構成した。

＜表 4-3-7＞オンラインにおける青少年向け著作権教育の現況

（単位：人）

区分	‘11	‘12	‘13	‘14	合計
教育履修人数	804	1,462	122	2,347	4,735

※出処：韓国著作権委員会

2) 成人向け教育

成人向け教育としては企業、公共機関など実務現場で求められる著作権教育を行うため、それぞれの対象に合わせて現場で行う著作権教育（成人向け）、著作権に対する大学生の認識向上に向けて2013年から運営している大学内の著作権教養科目の開設事業、時間と場所を問わず便利に著作権教育を受けられるオンラインコース（大学生および一般人向け）、そして保護者が家庭および日常生活の中で不本意に起こす可能性がある著作権問題を予防するために立ち上げられた保護者向けのオンライン著作権教育プログラムなどがある。

成人を対象に現場で行う著作権教育は、現在、弁護士、ソーシャルワーカー、軍法務官、国会公務員、取材記者のみならず、企業で運営する記者団、ポータルサイト内のスーパーブロガーなどオンライン上で活発な著作物創作活動をしている階層を対象に詳細な著作権教育を進めている。

＜表 4-3-8＞現場で行う著作権教育の運営現況(成人向け)

(単位：人、回)

区分	‘08	‘09	‘10	‘11	‘12	‘13	‘14	合計
教育人数	7,340	19,039	28,726	21,473	18,844	16,951	18,292	130,665
教育回数	103	244	431	403	358	371	313	2,223

※出処：韓国著作権委員会

一方、2010年からマスコミによって一般国民に直・間接的に影響を及ぼす放送作家を対象に毎年著作権教育を進行し、著作権の内容が放送の素材として活用される環境作りを実施し、日常生活の中で著作権に関する認識が自然に定着するように取り組んでいる。

大学内に著作権に関する教養科目を開設し、これまで創作者に与えられてきた分を創作予備軍に還元して著作権環境の発展に貢献するための支援事業も実施した。韓国著作権委員会は、支援事業として2013年に計10大学に著作権に関する教養科目を開設して計618人が受講した。2014年には19大学で2,246人が受講した。

大学生および一般人を対象にしたオンランコースは、大学生の中で論文やレポートなどをコピーするといった知識の窃盗行為が頻発していること現状を踏まえて大学生による著作権侵害を防止し、一般人が日常生活の中で経験する著作権侵害を予防できるように開設されたもので、2014年に4,250人が修了した。

＜表 4-3-9＞大学生および一般人に対するオンライン上の著作権教育の現況

(単位：人)

区分	‘10	‘11	‘12	‘13	‘14	合計
教育履修人数	361	258	281	3,545	4,250	8,695

※出処：韓国著作権委員会

保護者を対象としたオンライン上の著作権教育プログラムは、児童・生徒の保護者が経験する可能性がある著作権問題を解決する方法と正しい著作物の利用法などを教育するもので、著作権に対する保護者の認識が向上し、子どもにも正しい認識を教育するように誘導している。

オンライン上の保護者教育コースは、韓国著作権委員会の遠隔教育研修院のウェブサイトです。「著作権！これが基本です」（小学生の保護者向け、中学生の保護者向け）のコースで構成されており、1,225人の保護者が修了した。

＜表 4-3-10＞保護者に対するオンライン上の著作権教育の現況

(単位：人)

区分	‘11	‘12	‘13	‘14	合計
教育履修人数	329	855	11	30	1,225

※出処：韓国著作権委員会

ロ. 専門人材養成の教育

1) 著作権文化学校

著作権文化学校は、著作権分野の従事者と創作者はもちろん、著作権に関心がある者なら誰でも参加できる体系的な初心者コースで、2008年以降727人が修了した。教育コースは著作権法、国際協約、外国の立法例、著作権紛争事例の研究および実務特講など、総合的な集中教育プログラムで構成されており、一般コースと短期コースで運営されている。

＜表 4-3-11＞著作権文化学校の修了現況

(単位：人)

区分	‘08	‘09	‘10	‘11	‘12	‘13	‘14	合計
修了人数	178	182	69	61	85	83	69	727

※出処：韓国著作権委員会

2) 著作権アカデミー

著作権アカデミーは、著作権産業の実務従事者を対象に開設された専門教育コースで、分野別人材の著作権実務に関する力量強化を目指して運営されている。毎年分野別の専門団体、機関などと協議して教育対象を選定し、当該分野で必要とする著作権法制および実務、事例を中心とした教育を編成・運営している。

著作権アカデミーは、音楽、出版、放送、マスコミ、司書、法曹界、公務員など10分野に編成されており、2008年以降1,702人が修了した。

<表 4-3-12>著作権アカデミーの修了現況

(単位：人)

区分	‘08	‘09	‘10	‘11	‘12	‘13	‘14	合計
修了人数	259	250	202	287	215	267	222	1,702

※出処：韓国著作権委員会

また、2010年には遠隔教育研修院を開所して、オフライン教育の時間的・地域的限界を乗り越え、自主的な学習機会を提供すべく、イーラーニング著作権教育を同時に運営した。

インターネット基盤の著作権産業従事者コースは、2010年に音楽、出版、インターネット関連業者と一般人を対象に教育コースを運営し、2011年と2012年には選択の幅を拡大してソフトウェア、ゲーム、マスコミ従事者、著作権概要の4つの教育コースを追加・拡大し、計7コースが運営された。2013年には新規3コース、2014年には新規2コースが追加され、合計12のコースが運営されている。2013年には全コースをモバイルでも受講できるようにした。教育に参加した受講者数は、2010年に675人、2011年に778人、2012年に652人、2013年に5,149人、2014年に8,761人だ。

オンライン上の著作権産業従事者コースは、関連産業の従事者のみならず、政府、自治体、公共機関の関係者を対象に公共分野における著作権侵害紛争の発生に備えた教育で運営されている。2009年から中央公務員教育院で自主開発したコンテンツを提供し、中央部処の公務員を対象に3回、15回の教育コースが運営されている。2011年11月から2014年まで毎月文化体育観光部の職員向けの教育も実施されている。

<表 4-3-13>公共分野におけるオンラインコースの修了現況

(単位：人)

区分	‘09	‘10	‘11	‘12	‘13	‘14	合計
修了人数	223	248	232	255	1,365	1,324	3,647

※出処：韓国著作権委員会

3) 著作権講師の育成・運営

教員職務研修は、教師が先に著作権の重要性を認識し、青少年に正しい著作物の利用文化を知らせる伝達者の役割を果たせるように教師を対象に運営されるプログラムだ。2006年に韓国著作権委員会がソウル特別市教育研修院から特殊分野の教師研修機関として指定を受け、毎年オフラインで教師研修を進めている。

教員職務研修は年2回(夏季、冬季)5日(30時間)コースで、1回40人以内で運営されている。主なプログラムは、著作権制度の概要、著作権侵害および紛争解決の方法、著作権と引用方法など学校の現場で必要とされる内容で構成されている。

一方、オンライン教員職務研修は、オフラインの教員職務研修と同様に韓国著作権委員会がソウル市教育庁から特殊分野教師研究機関として指定を受け、2007年から実施している。2009年までは外部のオンライン研修機関に委託する方法で運営していたが、2010年に教育科学技術部(現在の教育部)から「著作権遠隔教育研修院」として公式認可を得て直接運営している。

特に2011年10月から仁川広域市教育庁を皮切りに蔚山広域市教育庁、釜山広域市教育庁、江原道教育庁の所属教員を対象に著作権遠隔職務研修を実施している。

また、急増する著作権教育の需要を満たすため、2007年から著作権講師プールを運営している。著作権講師は「専門講師」、「入門講師」、「青少年向け講師」、「青年向け講師」に分けられ、委嘱期間は2年だ。

4) 著作権教育コンテンツの開発

青少年に著作権に関する知識を伝える最も効果的な方法は、正規教科課程に著作権の内容を反映することだ。そのため、韓国著作権委員会は、著作権の学習要素を抽出し、教科課程を改編する時に適用すべき学習案を提示する教科内容研究を2006年から推進してきた。

2014年には著作権の内容がどのように教科書に反映されたかを体系的に分析するため、教科書における著作権内容の反映に関する実態調査を研究したほか、生徒が学校の協同学習と討論授業に活用できる学習書のような教育教材「なぞなぞ著作権教室」を開発した。また、オンライン青少年教育の場合、2013年に青少年向け2種に対するリニューアルを行い、2014年には中・高校生向けのコンテンツ「知って置きたい学校の中の著作権」と小学高学年向けの動画教材「楽しい著作権ストーリー」の2種を新開発して計4種のコンテンツを提供している。

一方、韓国著作権委員会は、青少年が正しい著作権意識を持てるように多様な情報とサービスを提供する「著作権教室」⁶⁶を運営している。また、著作権産業分野に従事する著作権専門人材を育成するために著作権深化コースの遠隔教育コンテンツを開発し、現実味のある著作権の懸案に関するコンテンツを提供した。2014年に新しく開発されたコンテンツを含めると関連産業従事者向け12種、教員向け7種、大学生向け2種および公務員向け2種、生涯教育向け3種、保護者向け2種、一般人向け1種の合計29種のコンテンツを開発してオンライン上で提供している。

さらに、著作権教育に対する教員のニーズを受け入れ、教育現場で活用できるように分かりやすく実例を反映している実務型著作権教育コンテンツを開発して提供している。

⁶⁶www.copyright.or.kr/education/educlass

ハ. 著作権広報活動

1) 正しい著作権グッド©キャンペーンの展開

2014年4月17日、文化体育観光部と韓国著作権委員会、韓国著作権団体連合会など12の関係機関が参加して音楽、映画、放送、漫画、ウェブ漫画、キャラクター、ゲームなど、著作物を正しく利用する文化作りに向けた国民認識向上キャンペーンを展開すると宣布した。

<図4-3-7>2014正しい著作権グッド©キャンペーンの宣布式



正しい著作権グッド©キャンペーンは、「違法侵害は、創作の足かせ」というネガティブな広報から「合法的な利用は創作の土台」というポジティブな広報にパラダイムを転換し、著作権の尊重のみならず、共有の価値を加えて一段と成長したキャンペーンを展開した。同キャンペーンは「著作権の尊重と共有、みんなの幸せにつながります」のスローガンの下、正しい利用によって著作権に対する尊重を示し、正しい著作物の共有によって共有の実践を誘導するという意味が込められている。

<p><図4-3-8>正しい著作権グッド©キャンペーンのスローガン/ロゴ</p>	<p><図4-3-9>正しい著作権グッド©キャンペーンの広報動画</p>

2) 参加とコミュニケーションによる著作権の広報

韓国著作権委員会は、「著作権SNS記者団」と公式フェイスブックを運営し、オンライン上で正しく著作物を利用する文化の拡散に取り組んでいる。2013年2期の「著作権SNS記者団」は、7月から12月末まで約6カ月間活動しており、特に一般国民が理解しやすい内容の著作権記事を作成して広報した。2014年3期の「著作権SNS記者団」は5月に記者を選抜し、12月まで約7カ月間20人の記者団が著作権ニュースを企画記事、またはUCC、ウェブ漫画などの形式に製作して分かりやすく伝えた。

また、公式フェイスブックは、オンライン活動が盛んな一般国民の参加を誘導する目的で立ち上げられたもので、2014年12月末基準で約9千人が著作権情報をリアルタイムで提供されている。最近では参加とコミュニケーションを目指すイベントを毎月実施しており、日常生活で必要な情報または国内・国外の著作権動向など、コンテンツの改編により有益な情報をやさしく伝えるために力を入れている。

3) 中小企業に対する著作権サービス

著作権に対する社会全般の認識水準は過去に比べると非常に上昇しているが、まだ著作権分野の専門人材を活用する、または当該業務の専従部署を設置した企業は見当たらない。特に小規模の企業または創業段階の企業で著作権分野の専門人材を雇用する、または十分な知識を備えて著作権問題に有効に対処することは難しい状況だ。

このような中小企業の現実によって企業の創業または運営の段階において著作権侵害の被害を被る、または経営が難しくなる小規模企業の被害が持続的に増加しており、自社で開発したコンテンツまたはSW、これに対する著作権を効果的に保護し、その価値を極大化する過程においても頭を抱えている。

以上の問題を解消するため、韓国著作権委員会は全国の個人企業、中小企業に対して著作権教育と相談、法律諮問などのサービスを提供する「中小企業に対する著作権サービス支援」の事業を2014年に初めて開始した。本事業は、大きくそれぞれの中小企業が希望する著作権サービスを総合して直接現場を訪れて提供する「現場で行う著作権サービス」と主な圏域において著作権分野の人的・物的インフラを構築する「地域著作権サービスセンターの運営」に分けて行われている。

現場で行う著作権サービスを通じた著作権に対する制度またはサービスの提供および利用は、ほとんど首都圏を中心に行われてきた。地方の場合、関連情報を得ることも難しいが、情報を

知っているとしても距離の制約などによって利用が難しい。このように地方の中小企業が抱えている問題を解消するため、専門家が直接企業を訪問して著作権サービスを提供するのが「中小企業に対する著作権サービス支援」事業の目的だ。

基本的な著作権教育と相談を含め、経営全般における著作権問題についてアドバイスする法律諮問、契約書の検討および産業分野の実務専門家によるコンサルティングの提供など、各企業が希望するサービスをパッケージ化して提供している。サービスはいずれも無料で専門的なサービス提供のために約120人に上る分野別専門家プールを構成して「現場で行う著作権サービス支援団」も運営している。

韓国著作権委員会は、より多い個人企業、中小企業が当該サービスを利用するよう、地方の中小企業支援・育成機関との協力を強化している。

それと共に2014年2月、全国の自治体傘下の中小企業支援・育成機関を対象に「地域著作権サービスセンター」の運営機関を公募し、4カ所の地域センター(釜山情報産業振興院、安養創造産業振興院、全州情報文化産業振興院、忠北知識産業振興院)を選定・運営している。

各地域センターは地域の産業別、入居企業別の特性を踏まえて専門家による常時メンタリング、著作権の事業化支援などセンター別に特化した著作権サービスを提供しつつ、地域の著作権問題を解決する窓口として定着している。文化体育観光部と韓国著作権委員会は、地域の企業が近距離で容易に著作権サービスを利用する環境作りに向けて今後も地域センターの拡大を持続的に推進する計画だ。

＜表 4-3-14＞2014 年度中小企業に対する著作権サービスの支援現況

(単位：件)

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
支援現況	-	9	12	6	14	35	12	286	247	224	212	140	1,197

※出处：韓国著作権委員会

4) ソフトウェアの点検・コンサルティングの強化

文化体育観光部は、政府・公共機関・中小企業などを対象にSW違法コピーの点検活動を強化する一方、SW管理の不備および意識の不足などによって発生する著作権侵害を予防するための活動を推進している。SW管理ガイドと点検プログラムの配布を拡大することで違法SWの点検およびコンサルティングの強化を図っている。また、公共機関のみならず中小企業にも無料でSW管理体系のコンサルティングを実施し、2013年に40カ所の企業・公共機関、2014年に60カ所の企業・公共機関がコンサルティングを受けた。また、公正なSW利用の環境作りに向けて2013年には計12回、2014年には15回にわたって全国の公共機関のSW管理担当者それぞれ994人、1,314人を対象に巡回教育を実施した。

違法ソフトウェアの取締り活動と共にSWの効率的な管理を構築するため「2014ソフトウェア管理ガイド」の冊子を発行した。「2014ソフトウェア管理ガイド」にはライセンスの定義、管

理の手続きなど公共機関、企業などで即時使用が可能なSW管理台帳、誓約書も参照として収録されている。冊子には一般人が混同しかねない無料と有料のSWに対する説明があるため、SW管理の構築に対する全般的なガイドラインを提示している。また、機関の情報化事業を推進する際に購入が義務付けられているサーバーソフトウェアについて、最近のIT環境の変化に合わせてグレードアップした「サーバーソフトウェアのライセンス情報ガイド2.0」を発行し、今後発生可能性がある外国ソフトウェア企業との紛争に備えられるようにした。

第4節 | 知識財産保護技術の高度化

1. 産業財産権保護技術の高度化

イ. 模倣品モニタリングシステム (IPOMS)

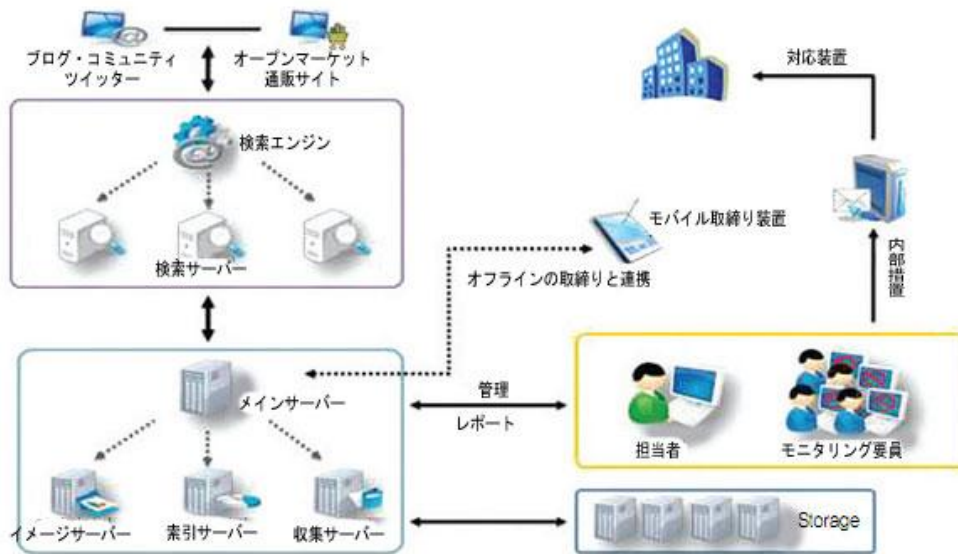
特許庁は、オンライン上の商標権の侵害および不正競争行為など模倣品流通の防止に向けて韓国知識財産保護協会にオンラインモニタリングシステム (Intellectual Property Online Monitoring System : IPOMS) 運営を委託し、模倣品販売など不正競争行為に対する常時モニタリングを実施している。

オンラインモニタリングシステム (IPOMS) は、国内の有名オープンマーケットと個人の通販サイトを対象に模倣品の流通情報を常時収集し、これらの情報の削除などを目的に構築された。上記のシステムは、オンラインのオープンマーケットなどで販売に関する書き込みを定期的に収集し、モニタリング担当者を介してシステムに予め登録されている疑いのキーワード、ブラックリスト、価格情報、イメージ情報などと比べて模倣品販売情報を識別する方法で運営されている。また、システムを通じて見つかった模倣品販売の疑いがある情報は、専門性を備えたモニタリング担当者の分析および商標権者の鑑定など侵害事実の確認を経て、その結果を当該オープンマーケットまたは放送通信審議委員会に移管して販売書き込みおよびIDの削除、サイトへのアクセス遮断・閉鎖などの方法で処理している。

しかし、最近オンライン上の模倣品流通方法が日々知能化・多角化しており、模倣品流通に迅速に対応するためにシステムの情報収集範囲の拡大および模倣品の自動識別機能を改善してモニタリングの範囲を従来のオープンマーケットと個人の通販サイトからポータルサイト、SNSに拡大した。

その結果、オンラインで流通される国内商標権保有企業の模倣品流通情報を常時モニタリングして対応するオンライン上の違法行為に対する全方位の監視基盤が構築された。

＜図 4-4-1＞オンライン上のモニタリングシステムの運営手続き



※出処：韓国知識財産保護協会

＜表 4-4-1＞オンライン上の模倣品取締りの実績

(単位：件)

区分	‘10	‘11	‘12	‘13	‘14	合計
オープンマーケット	2,890	3,566	4,256	4,422	3,543	18,677
ポータルサイト	-	-	-	-	1,325	1,325
SNS	-	-	-	-	480	480
個人通販サイト	207	364	505	828	454	2,358

※出処：韓国知識財産保護協会

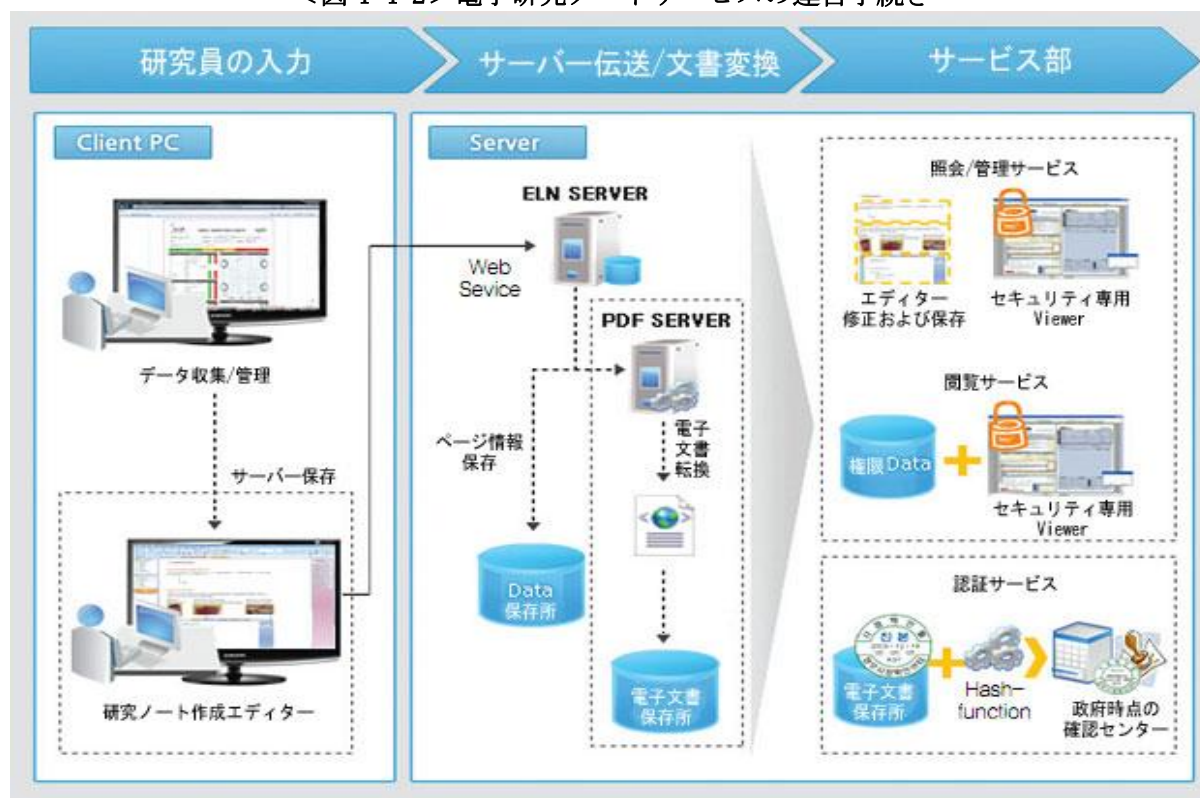
ロ. 電子研究ノート

米国、日本など先進国では特許出願の以前にオリジナル技術の研究結果に対する保護の重要性を認識し、これに対する管理強化を国レベルで奨励している。国内の場合もこのような国際的な状況に対してオリジナル技術の保護に向けた制度的基盤とシステム作りに拍車をかけてきた。

これについて特許庁は、企業が研究に関する特許を登録する、または特許紛争が起こるときに法的根拠として活用するため「電子研究ノート」を開発・普及している。「電子研究ノート」は、電子文書の形態で内容を記録・保存する研究ノートであって作成時点の認証など研究情報に対する記録日時と偽造・変造の有無を容易に確認できるメリットがあり、30年間その内容が保存される。

このような研究ノートの開発を通じて研究開発過程および研究独創性の信頼性と信頼性を認められる技術的基盤はもちろん、研究開発の結果の保護など知識財産権の保護に対する侵害防止体系を整えた。

<図 4-4-2> 電子研究ノートサービスの運営手続き



※出処：研究ノート拡散支援本部のホームページ(<https://www.e-note.or.kr>)

2. 著作権保護技術の高度化

イ. 著作権保護技術の開発

急激に変化しているデジタル環境の中で創作者を保護し、ユーザーの公正な利用を保障すると同時に著作権侵害を効果的に予防するために著作権保護技術が開発されている。

文化体育観光部は、社会的イシューになりつつある著作物に対する違法コピーなどに積極的に対応するため、2011年3月に韓国著作権委員会を著作権技術R&D専門機関に指定し、著作権保護技術の開発に向けたR&D課題を推進している。

スマートメディアの環境において著作権を保護するためにスマートフォンのアプリケーションの著作権保護、e-Book DRM(Digital Rights Management)互換、著作権侵害予防および点検のSW、クリーンクラウド、ビットトレント、3D映像の著作権保護などに関する技術開発を推進している。2011年から開始された著作権技術R&D事業は、17件の課題を推進して92件の特許出願、19件の特許登録、78件の技術移転の成果を上げた。2013年にはブックスキャン保護の技術、ビットトレントなど新規4課題を含めた計9件の課題を推進して特許出願35件、特許登録12件を通じて著作権保護の中核技術を確認したほか、59件の技術移転を通じて開発された技術が活用される基盤を作った。2014年にはHTML5基盤の著作権保護、3D映像の保護技術など新規6件の課題を含めて計12件の課題を推進し、開発済みの著作権技術が死蔵されることなく関連産業に適用されるように実用化に向けた課題を推進した。

＜表 4-4-2＞2014 年度著作権技術 R&D の現況

区分	研究開発の課題名	事業期間
著作権技術の開発	クリーンクラウドのための内容に基づいた利用制御技術の開発	3年('12～'14)
	二進コードの動的固有情報に基づいたSW類似性感知技術の開発	3年('12～'14)
	ブックスキャンの語文漫画著作物の識別およびコピー技術	3年('13～'15)
	小説著作物の著作権保護およびコンテンツ・マッシュアップツールの要素技術の開発	3年('13～'15)
	ビットトレントの不完全体から著作物識別技術の開発	2年('13～'14)
	著作物管理の流通・配分精算に対する革新サービスモデルの研究開発	3年('13～'15)
	EPUB SCP技術開発および国際標準化	3年('14～'16)
	HTML5基盤のウェブアプリの著作権に対する保護技術の開発	2年('14～'15)
	3D映像および動画の著作権の保護に向けたデジタルウォーターマーキング技術の開発	3年('14～'16)
	個人間著作物流通のためのライセンス履歴追跡および利用現況の分析技術	3年('14～'16)
	国家研究報告書の著作権管理体系サービスの研究	3年('14～'16)
	国際標準識別体系(UCI)付着情報の確認による著作物の追跡管理技術の開発	3年('14～'16)
技術実用化の支援	著作物の管理・流通・配分・精算に対する革新サービスモデルの研究実用化の事業	1年('14)

※出処：韓国著作権委員会

ロ. 著作権技術の性能評価とその適用

著作権技術の性能評価は、ウェブハードに適用される特徴を基盤とするフィルタリング技術に対して最小要求性能を満たすかどうかの評価を目的としている。「電気通信事業法施行令」第29条以下のウェブハード登録のためには、「情報通信網の利用促進および情報保護などに対する法律」に基づく技術的措置と「著作権法」に基づく技術的措置を適用しなければならない。「著作権法」上の技術的措置は、韓国著作権委員会の性能評価に合格して評価有効期間内の技

術を適用しなければならず、当該技術を24時間適用するように定めている。

著作権技術の性能評価はオーディオ・ビデオの認識技術を活用した特徴を基盤とするフィルタリング技術に対する評価であって、技術業者別に技術の相違点と技術的措置を巡る利害関係の衝突を防止するためのもので、技術評価と技術適用点検に分けて遂行する。2013年には従来のオーディオ・ビデオ分野の性能評価を拡大してカートゥーン(ウェブ漫画・イメージ)分野に対する技術性能評価の体系を作り、試行的サービスを実施した。さらに2014年にはモバイルアプリに対する性能評価体系を構築した。

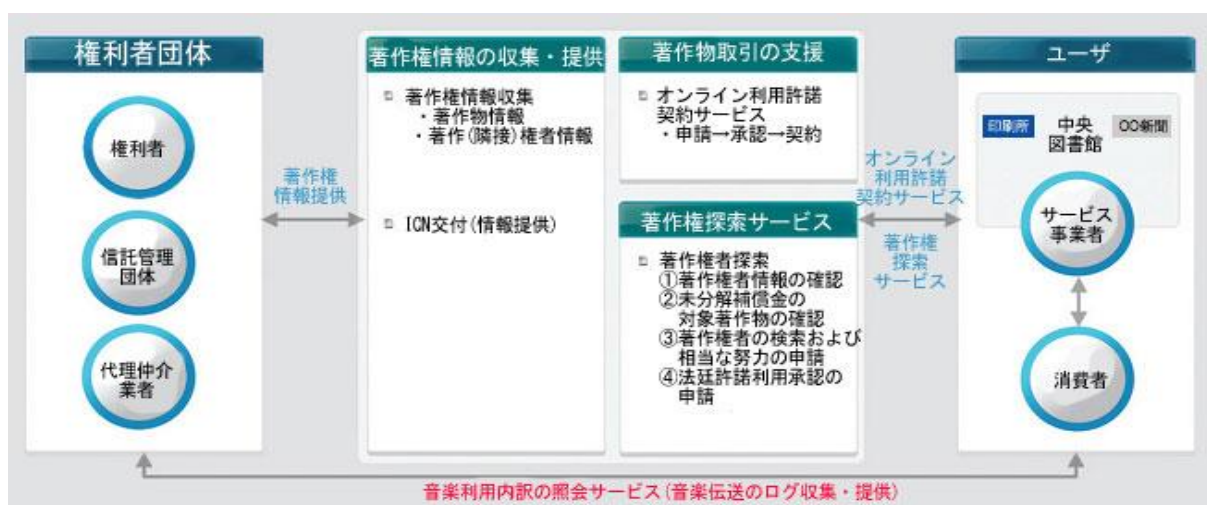
技術評価が開発済み技術の性能を評価するものであれば、技術適用点検はオンラインサービス提供者に適用された技術が性能低下なく実際に作動するかどうかを評価するものだ。

韓国著作権委員会は特徴基盤のフィルタリング技術の性能評価に関する基準および指針を樹立し、2010年下半期から試行的サービスを開始し、2011年末に4カ所の企業の技術が性能評価確認書を、2012年と2013年には5カ社の技術がそれぞれ性能評価確認書の交付を受けた。

ハ. デジタル著作権取引所

文化体育観光部と韓国著作権委員会は、著作物に対する著作権情報を構築・提供し、これを活用してオンライン上で権利者とユーザー間の利用許諾契約の締結および透明な精算・配分ができるデジタル著作権取引所を運営している。また、デジタル技術の発展および著作物利用環境の変化に伴い、透明で体系的な著作権情報の管理と流通基盤を造成するため、権利関係が不透明な著作物に対する著作権情報を登録・管理するなど、著作権探索システムも運営している。

<図4-4-3> デジタル著作権取引所の概念図



※出処：韓国著作権委員会

著作権情報を体系的に収集・提供するために開発された「統合著作権管理番号(Integrated Copyright Number: ICN)」は、毎年関連データベースを拡大しており、2014年基準で累積2,566,029件を完了した。

＜表 4-4-3＞統合著作権管理番号(ICN)の交付現況

(単位：件)

区分	‘08	‘09	‘10	‘11	‘12	‘13	‘14	合計
件数	770,000	525,089	531,790	2,763,175	2,918,537	3,868,098	2,566,029	13,942,718

※出処：韓国著作権委員会

デジタル著作権取引所は、権利者とユーザー間の著作物利用契約の締結と利用内訳の管理をワンストップでサービスするため「著作権ライセンス管理システム(Copyright License Management System: CLMS)」を2008年に開発してサービスを開始した。著作権ライセンスの契約件数は音楽3,880件、語文300件、ニュース15件など4,195件で、著作物件数では約4億4百万件に上っている。

＜表 4-4-4＞オンライン上の契約締結の利用現況

(単位：件)

区分	‘08		‘09		‘10		‘11		‘12		‘13		‘14	
	契約	著作物	契約	著作物	契約	著作物	契約	著作物	契約	著作物	契約	著作物	契約	著作物
音楽	152	10,434,206	353	103,311,698	561	250,101,276	3,403	288,951,385	3,465	306,462,259	3,533	357,330,264	3,880	404,953,716
語文							45		149	19,833,258	126	1,004,357	300	335
ニュース									39	39	20	20	15	15
合計	152	10,434,206	353	103,311,698	561	250,101,296	3,488	288,951,385	3,653	326,295,556	3,679	358,334,641	4,195	404,954,066

※出処：韓国著作権委員会

二. プログラム著作物の任置制度の運営

プログラム著作物の任置制度は、プログラムの著作権者と使用権者が信頼できる第3の受置機関と合意して当該プログラム(ソースコードおよび技術情報など)の任置契約を締結し、その契約で定めた条件が満たされた場合に受置機関に任置プログラムの交付を要求できる制度だ。

2008年から2014年まで法制度の整備、任置サービスの改善、持続的な広報活動、オンライン任置システム(電子契約)の構築など、制度改善およびユーザーの利便性向上に関する取り組みを実施した結果、計2,646件の任置契約が締結された。種類別で見ると新規契約が1,042件、更新契約が1,161件、使用権者登録が330件、最新本の任置契約が113件締結された。

<表 4-4-5> プログラム著作物の任置契約の現況

(単位：件)

区分	‘08	‘09	‘10	‘11	‘12	‘13	‘14	合計
新規	121	155	151	149	116	163	187	1,042
更新	65	97	126	182	212	224	255	1,161
使用権者の登録	59	47	53	62	22	37	50	330
最新本に任置	14	17	13	20	21	15	13	113
計	259	316	343	413	371	439	505	2,646

※出処：韓国著作権委員会

特に2014年には未来創造科学部告示を改正してソフトウェア開発の発注時に当該ソフトウェア事業の結果の任置を確約する場合に加点を付与することにし、ソフトウェア共済組合を介したソフトウェア関連の融資保証審査時に評価項目にプログラム著作物の任置制度を反映した。

3. 営業秘密保護技術の高度化

イ. 営業秘密原本証明技術

営業秘密原本証明技術は、電子文書で保管中の営業秘密資料が盗用・流通などによって営業秘密の保有者が当該営業秘密の有無に対する立証が必要な場合、営業秘密原本の存在と保有時点の立証を支援する制度だ。当該技術は「不正競争防止および営業秘密保護に関する法律」第9条の2以下第9条の7まで条項の新設(2014. 1. 31.)によって法制化され、営業秘密保護センターで関連サービスを利用することができる⁶⁷。

<図 4-4-4> 営業秘密原本証明サービスの概念図



※電子指紋：電子文書が有している固有の電子値で、同種のデータからは必ず同じ結果が出るが、少しでも情報が変更されたら全く異なる値が出る特性を持っているため、原本の偽造・変造の有無を完璧に証明できる。

※タイムスタンプ技術：特定時点にデータが存在した事実とその時点以降にデータが変更されなかったことを証明する電子技術

⁶⁷ www.tradesecret.or.kr

ロ. 営業秘密管理実態の診断サービス

営業秘密の管理体系が不十分な企業が自社の営業秘密管理現況および問題点を把握して自主的に改善するよう、専門家との相談を通じて営業秘密管理実態を診断し、適切な管理方法を提示するサービスだ。

<図 4-4-5> 営業秘密管理実態の診断手続き



※出処：営業秘密保護センター

ハ. 営業秘密の統合管理支援プログラム

営業秘密の保護・管理に脆弱な企業で主な技術資料および経営資料に対する効率的な管理ができるようにする営業秘密の管理に最適した統合概念の公共サービスだ。具体的には営業秘密保護教育、法律相談、営業秘密の総合管理向けシステムおよび秘密原本証明サービスなどを提供している。

<図 4-4-6> 営業秘密の統合管理支援プログラムの構成

基本特典	特別特典
1. 営業秘密標準管理システムおよび設置費用の無料提供(必須) 2. 役職員に対する営業秘密保護制度および管理方案の教育(年1回) 3. 営業秘密管理実態の診断を実施(年1回) 4. 社内の営業秘密管理規定を制定する時に校閲支援(要請時) 5. 営業秘密保護専門家のコンサルティング連携を支援(要請時)	1. 営業秘密の原本証明サービスの登録および維持費用の免除(月10件) 2. 出張訪問でシステムのメンテナンスを無償支援(年2回) 3. 営業秘密の深化教育および定期教育の受講料免除(年2～3回) 4. 中小企業庁の技術守護サービスを連携(要請時) 5. 営業秘密に関する教育資料およびオンラインのニュースレターを提供(随時)

※出処：営業秘密保護センター

二. セキュリティ管制サービス

韓国企業の電算システムに対する外部のサイバー攻撃について、中小企業技術守護センターのセキュリティ専門家がリアルタイムで監視・対応し、企業内部の情報資産の脆弱さを分析してセキュリティ事故を予防するサービスだ。セキュリティ管制サービスは、セキュリティ担当人材および専門技術の不足によりセキュリティシステムの有効な運営および被害の予防・対応力が不十分な中小・中堅企業に専門サービスを提供することで国内企業が抱えているセキュリティ問題の解消につながると期待されている。

<図 4-4-7> セキュリティ管制サービスの概念図



※出処：技術保護統合ポータル(www.ultari.go.kr)

ホ. 内部情報の流出防止サービス

企業の重要文書および技術などを役職員が電子メール、USB、HDDなどを通じて外部に持ち出すのを中小企業技術守護センターが24時間リアルタイムで探知・対応するサービスだ。具体的には内部重要文書に分類されたファイルの流出をリアルタイムでモニタリングし、内部重要文

書の流出時に原本のファイルが保存(中小企業のファイルサーバーに保存)されるようにする上、Help Deskによる相談などを行う。

<図 4-4-8>内部情報の流出防止サービスの概念図

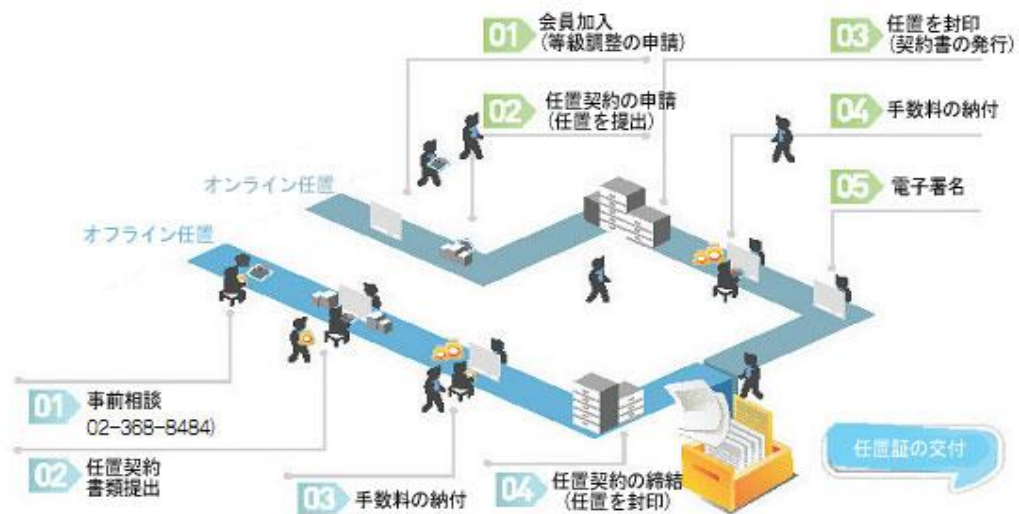


※出処：技術保護統合ポータル(www.ultari.go.kr)

へ. 技術任置制度

企業が保有している中核技術情報を信頼できる第3者機関である大・中小企業協力財団が安全に保管する制度だ。同制度によってある技術に対して紛争が発生した場合、「大・中小企業の共生協力の促進に関する法律」に基づいて任置企業が任置物の内容とおりに開発したものとみなす。一方、大企業(公共機関を含む)は協力関係にある任置企業が倒産・廃業などをした場合、当該任置物を利用して持続的なメンテナンスおよび使用ができる。

<図 4-4-9>技術任置制度の利用手続き



※出処：大・中小企業協力財団

第5節 | 部処間の協力および国際協力の拡大

1. 部処間の協業

イ. 国家知識財産ネットワークの強化

知識財産分野別に新しい政策協力課題を掘り起こし、実質的な推進に向けて知識財産に関する政府部処のみならず、政策の第一線で活動する関係機関と産官学および産業別協会などは2012年4月5日、知識財産分野の協力チャンネルであり政策議論の場として「国家知識財産ネットワーク (Korea Intellectual Property Network : KIPnet)」を発足させた。

国家知識財産ネットワーク (KIPnet)は、5分科別協議会、ワークショップを通じて参加機関間で当該分野の現況とイシューについて共有・討論するなど活発な交流と協力を図っているほか、恒例カンファレンス(2回)およびワークショップを開催して中央部処、自治体、関係機関、産業別協会など各界に分散されている現場の声を聴取している。また、大学と金融機関、企業まで参加して知識財産政策全般にわたる現場の執行力を確保し、領域間の協力を促す基盤を構築して現在約100カ所の知識財産関係機関・団体がKIPnetに参加している。

1) 5分科中心の交流・協力活動の強化

研究開発(R&D)、保護、金融、人材・教育および著作権の分野別イシューを議論できるよう、5分科を構成して参加機関が自由に参加できるようにするほか、分科別に幹事機関と知識財産戦略企画団内の担当官を指定し、分科の活性化および参加機関間の協力に向けて積極的な支援を行っている。

幹事機関は、分科別協議会とワークショップの開催を主管し、参加機関の意見を聴取するなどの役割を果たしており、随時に幹事機関間の懇談会を開いて国家知識財産委員会と共に

KIPnetの発展案とカンファレンスの開催方向について議論している。また、各分科の参加機関の担当者に分科参加委員委嘱状を授与することで所属感を鼓吹し、積極的な参加を促している。

<表 4-5-1>分科別幹事機関および 2014 年の活動実績






分科	IP-R&D	IP-保護	IP-金融	IP-人材・教育	IP-著作権
幹事機関	韓国知識財産戦略院	韓国知識財産保護協会	インテリクチュアル・ディスカバリー	大韓弁理士会	韓国著作権委員会
参加機関	計42カ所	計20カ所	計20カ所	計18カ所	計21カ所
分科活動	小分科会議7回 統合会議3回	協議会4回 公募開催	協議会4回	協議会3回 討論会1回	協議会4回 ワークショップ 1回

※出処：国家知識財産委員会(2014基準)

2) カンファレンスの開催

創造経済の実現に向けた政府の知識財産政策の方向性を共有し、産官学の知識財産戦略について奥深い議論を進めるために毎年多様なテーマをもって「国家知識財産ネットワークカンファレンス」を開催している。

<表4-5-2>国家知識財産ネットワーク (KIPnet) カンファレンスの開催現況

区分	主な内容	
第1回 (' 12. 4. 5.)	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ：境界のない協力、国家IP戦略の要 ・主な内容 <ul style="list-style-type: none"> - 5大協力アジェンダに対する5分科別のテーマ討論 - 標準特許の創出・確保、知識財産の保護・金融、知識財産人材の育成・教育の3分野に関するMOU締結など 	
第2回 (' 12. 12. 3)	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ：IP研究開発・保護・金融の現況と今後の課題 ・主な内容 <ul style="list-style-type: none"> - IP-R&Dの保護、金融分野の動向と今後の課題討論 - 自治体の参加によるネットワークの拡散など 	
第3回 (' 13. 6. 19.)	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ：創造経済の実現に向けた知識財産戦略 ・主な内容 <ul style="list-style-type: none"> - 創造経済の実現に向けた政府の政策方向 - 研究所・大学・企業の役割および幹事機関長に功労状を授与など 	
第4回 (' 13. 12. 16.)	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ：企業のグローバル知識財産競争力の強化 ・主な内容 <ul style="list-style-type: none"> - 知識財産・技術の価値評価に関するMOU締結 - IP経営戦略の経営方向および企業相談ブースの運営など 	
第5回 (' 14. 12. 9.)	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ：評価・金融・取引がひとつになるIP環境 ・主な内容 <ul style="list-style-type: none"> - IP金融に関するテーマ発表およびパネルディスカッション - 5分科の成果発表および青年知識財産人賞を授与 - 金融機関および評価機関の相談ブースを運営など 	

2012年に「境界のない協力、国家IP戦略の要」をテーマで開始した国家知識財産ネットワークカンファレンスは、2014年まで5回目の開催を迎え、政府部処、自治体、約100カ所の知識財産関係機関、技術評価機関および金融機関、大学の産学協力団の担当者および企業の役職員などが参加した。カンファレンスは国家知識財産委員会が主催し、KIPnetの5分科幹事機関である韓国知識財産保護協会、韓国著作権委員会、韓国知識財産戦略院、大韓弁理士会、インテレクチュアル・ディスカバリーが主管している。

ロ. 政府レベルの知識財産保護総合対策の策定

知識財産が効率的に創出・保護・活用される先進の知識財産市場環境を構築し、国の信認度向上に向けて「国家知識財産委員会会議」が定期的で開催されている。定期会議においては知識財産に関する主な政府政策について議論し、知識財産の保護に向けた総合対策を講じるなど、政府レベルで多様な業務を推進している。

2014年には韓国企業の国際競争力を向上させ、知識財産保護の体系化に向けてK-ブランド保護に関する総合対策、模倣品流通の撲滅に向けた総合対策など多様な対策が政府による知識財産政策として審議・確定され、官民が協力して推進している。

第12回本会議(2014. 12. 10.)に案件として上程された「K-ブランド保護に関する総合対策」は、FTA環境に備えて中国とASEAN地域で頻発している韓国ブランドの侵害に対する予防および各部処の対応体系を構築するためのもので、海外進出企業のためのブランド保護の総合支援体系の構築、海外における模倣品取締りへの支援強化、外国税関との協力による模倣品の国家間移動の遮断、韓国ブランドの保護に向けた国際協力の強化などの措置を通じて韓国企業の国際競争力が一段と高まると期待されている。

また、海外模倣品の国内流入の遮断および国家知識財産委員会、外交部、法務部、食品医薬品安全処、関税庁、検察庁、警察庁、特許庁、自治体など関係部処間の合同企画捜査・取締りの強化を目指して「模倣品流通の撲滅に向けた総合対策」を作成した。これから関係部処は様々な業務協力を通じて知識財産の保護を体系化し、知識財産を尊重する文化を拡散させる予定だ。

2. 国際協力

知識財産に関する議論は二国間、多国間、国際機関など様々な外交チャンネルを介して活発に行われている。特に自国の知財権が海外において安定的に保護を受けられるように力を入れる各国の取り組みも強化されつつあるが、通商交渉において知財権分野の重要議題として取り上げているのが代表的な事例だ。先進国は途上国の知財権保護水準を高めることで、自国に友

好的な通常環境を造成することに主力している。これを反映してほとんどのFTAにおいて知財産分野は一つの独立した章として構成するのが一般化している。

韓国政府は途上国と最貧国の知財産力量が向上するように支援し、先進国・途上国間の知財産格差を解消するため、政府開発援助(Official Development Assistance : ODA)事業など、国際協力事業に主導的に参加することでグローバル市場における韓国発知財産のステータスと保護基盤を強化している。また、韓国の国民と企業の知財産が海外において適切な保護を受けられる環境作りに向けてWIPO、アジア太平洋経済協力(Asia-Pacific Economic Cooperation : APEC)など国際機関との協力を拡大しており、主な先進国および途上国と多角的な両国協力を通じて存在感を高めている。さらに、IP5(韓国、米国、日本、中国、EU)を中心に知財産分野の多様なグローバル協力事業を推進する一方で、韓国のコンテンツが進出している途上国と著作権分野で協力事業を展開し、韓国コンテンツの健全な流通および保護の基盤を構築している。それと共にFTAを活用して主な貿易相手国と知財産の保護水準を高めるための努力を続けている。

イ. 産業財産権分野における国際協力の拡大

1) 途上国に対する知識財産の共有

特許庁は、WIPO内に韓国信託基金(Korea Trust Fund : KTF)の出捐により途上国および最貧国の知識財産分野における力量強化と認識向上の支援事業を提供している。2011年にはエチオピアとマレーシア、2012年にはフィリピン、2013年にはベトナムとザンビア、2014年はベトナムとモンゴルを対象に途上国における日常生活の問題の解決および特許情報を活用した適正技術の開発に向けた公募を開催した。また、途上国の審査官を対象に韓国の特許・商標制度、審査実務、特許品質管理、特許協力条約(Patent Cooperation Treaty : PCT)制度、マドリッドシステム、現場見学などの教育を実施している。

特許庁は、政府開発援助(ODA)事業の一環として韓国型特許行政システムを普及している。2010年にはモンゴル特許庁関係者の力量強化を目指して国内招へい研修を行い、335万ドルを投資して知財産の電子受付、検索、審査、登録、公報の発行、手数料管理などの機能を備えたモンゴル特許システム(IPOMnet)の構築を完了した。アゼルバイジャンの場合、420万ドル規模の特許情報化事業を通じて2013年5月にアゼルバイジャン特許情報システムの構築を完了し、事業モニタリング、評価、技術諮問および力量強化プログラムの提供などを支援した。また、英語圏のアフリカ18カ国による政府間知識財産協力機関であるアフリカ広域知的財産機関(African Regional Intellectual Property Organization : ARIPO)の情報化協力基盤の構築に向けて2010

年に特許庁とARIPO機関長間の包括的MOUが締結され、2011年には特許情報化事業の推進に向けて韓国-ARIPO-WIPOの技術協力に関するMOUが締結された。2013年10月から事業に着手しており、2015年まで580万ドル規模でARIPOおよび加盟国のニーズを積極的に反映し、現地基盤の環境に最適した特許情報化システムを構築する計画だ。

一方、特許庁は2010年から特許情報を活用して途上国が必要とする技術を効果的に開発し、商標権の獲得を支援することで商品の付加価値の向上に取り組んでいる。2010年から2014年9月まで計6カ国(チャド、ネーパール、カンボジア、グアテマラ、フィリピン、パプアニューギニア)において8件の適正技術を開発して普及しており、ブランドの場合、6カ国(チャド、中国、チリ、カンボジア、ボリビア、フィリピン)において7件の開発を支援した。

<図4-5-1>適正技術を適用した商品およびブランドの開発例

適正技術を適用した商品	ブランド
	
フィリピンのオイル抽出機	ボリビアの穀物「キヌア」のブランド

2) WIPOなど国際機関との協力強化

特許庁は、WIPOの経営主体として事業・予算・監査などの運営過程に積極的に参加し、出願人の利便性向上、手続きの簡素化など知識財産制度・サービスの改善に向けて努力している。2013年には出願人の利便性を向上するためにマドリッド出願の基礎要件の緩和を提案し、2014年にはハーグシステムに加盟して国際出願の手続きを簡素化したほか、PCTシステムに関する改善案も提案した。また、APECの知財権専門家グループ(Intellectual Property Experts Group : IPEG)との協力も拡大している。APEC基金を活用してAPECと共同で適正技術に関する国際カンファレンスを2014年7月に成功裏に開催しており、APECのIPEG会合において特許庁が提案した共同協力に関する構想案が採択された。それと共にWTOのTRIPs理事会などを通じて知識財産の通商 이슈に体系的に対応しており、2014年には動植物の特許可否、遺伝資源の保護など知識財産 이슈に対して韓国の立場を先進国と共助して改進した。

さらに、WIPO、APECなど国際機関と共同でIPパノラマ、IPエクスパダイト、IPイグナイトなどグローバル知財権コンテンツを開発・普及することで知財権格差(IP-Divide)の解消に貢献している。WIPO加盟国の188カ国および国内の大学(院)生を対象にグローバル知財権教育コンテンツを活用した知識財産権の教育コースを運営し、IPパノラマを国連公用語版(英語、アラブ語、スペイン語、フランス語、ロシア語)をはじめ、世界24カ国の言語で開発・普及してグローバル知財権の認識向上に向けて努力している。

＜表 4-5-3＞グローバル知財権コンテンツの主な現況

区分	IP パノラマ	IP エクスパダイト	IP イグナイト
特徴	ビジネス観点で知財権の活用戦略を紹介	特許 DB 検索・分析など特許情報の活用方法を紹介	国際的に通用される知財権(法)の概論を紹介
開発時期	'05～'06(モジュール1～10) '08年(モジュール11、12) '10年(モジュール13)	'06～'07年 (モジュール1～14)	'09年(モジュール1～6) '11年(モジュール7～12)
協力機関	WIPO 中小企業局	APEC	WIPO 国際教育院
投入予算	5億ウォン	4億ウォン	2.4億ウォン
著作権保有	KIPO、WIPO 共同 (発明振興会：無償使用、収益権)	KIPO、APEC 共同 (発明振興会：無償使用、収益権)	協議中
テーマ(数)	13件	14件	12件
特記事項	計24言語*で開発・普及	一般編、実践編(I、II)*	'15年公式発売予定 (WIPO 公式会議と連携)

※24言語：国連公用語(英語、アラブ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語)版および18言語

※一般編、実践編：特許情報活用人材養成事業のオフライン講義資料のコンテンツ開発

3) 韓国型特許行政サービスの海外進出および国家間の協力

特許庁は、国内特許行政サービスに対する関心が増大していることを受けて、知識財産行政の韓流の拡散を推進している。2014年にはUAE特許審査代行サービスを開始し、サウジアラビアとPCT国際調査サービスの輸出に合意するなど、国内特許行政サービスの中東進出を活発に進行した。

韓国の先進特許行政が中東地域進出を本格化

(UAE) 特許審査代行に関するMOU締結('14.2.)を通じて現地雇用の形態で韓国審査官(5人)を派遣し、特許審査代行サービスを開始('14.6.)したほか、UAEの知財権制度の整備および特許庁設立の諮問役の遂行、UAE政府が費用を負担する4.5百万ドル(暫定)規模の特許情報システム開発を推進している。

(サウジアラビア) サウジアラビアの出願人が国内特許庁のPCT国際調査サービスを活用することに合意し、中東地域に対するPCT審査サービス輸出の足がかりとなった('14.9.)。

また、主要国と人材交流プログラムを施行して知識財産行政の韓流を拡散させるために人材ネットワークを構築している。欧州、米国、中国など人材交流プログラムが施行中の国には後続派遣を推進中であり、ARIPO・アゼルバイジャンなどにも情報化専門家を新規に派遣した。

韓国企業の海外知財権の獲得と保護のために特許庁は多角的な二国間協力も展開している。主な先進国とは従来から進めてきた二国間協力事業を持続発展させて相互共助体制を強化し、韓国企業の進出が増えている途上国とは韓国企業の知財権保護に向けた国際協力を拡大している。加えて、国際的な知財権議論に主導的に参加し、議論の結果を国内で反映することで韓国の知識財産行政サービスの国際競争力を強化している。

＜表4-5-4＞二国間協力の最近の主な成果

区分	主な成果
米国	CPC試行的事業の技術分野の拡大を推進（'14年25分野→'16年75分野） 特許分類協力に関するMOUを締結、審査協力分野の専門家派遣に合意（9月）
中国	知財権連絡官を派遣（5月、12月）、共同先行技術調査の対象件を拡大 両国間の審判長会議の定例化、過去文献のCPC分類に関する相互協調など（11月）
日本	共同先行技術調査事業の対象および共有情報の拡大、PPH共同セミナーの開催 両国間のデータ交換の拡大に向けたMOU締結の推進などに合意（10月）
韓日中	3国間のPPH統計情報の交換、共同先行技術調査事業の試行的実施に関する議論 審判制度の比較研究事業の持続的な推進、共同ホームページを3カ国言語に拡大などに合意（11月）
欧州	'14～'15二国間協力Work Planを承認、CPC協力に関するMOU締結など（6月） デザインデータの交換に関するMOU締結（9月）
UAE	韓国審査官の現地派遣および国内代行サービスの開始（6月） 韓国特許情報システムの輸出に関するMOUを締結（9月）
サウジアラビア	PCT国際調査サービスの提供に関するMOUを締結（9月）
ミャンマー	包括的な知財権協力に向けたMOUを締結（9月）
コロンビア	二国間の知財権協力を強化、PPHに関するMOUの締結の推進などに合意（9月）
アフリカ	ザンビア特許庁の韓国研修および韓・ザンビア長官会合（6月）

海外知識財産センター（IP-DESK）では現地で知財権の取締りを担当している中国、タイの公務員を国内に招へいして研修を行うほか、海外で模倣品の識別に関する説明会を開催するなど、知財権担当公務員の力量強化を図る上、韓国企業の知財権保護に向けた多様な協力活動を進めている。また、企業、政府、関係機関などが合同で官民合同代表団を構成して中国、ベトナムなど現地の政府機関などを訪問して協力ネットワークを構築している。

最近、中国のアリババグループと韓国知識財産保護協会は、中国内のオンライン上で韓国企業の知財権を保護するためのMOUを締結（'14. 4.）し、中国オープンマーケットにおける模倣品流通の撲滅に主力している。アリババが運営するオープンマーケット内で流通される知財権侵害品は年間8,700万件（2012年）水準で、今後は韓国企業が海外におけるオンライン模倣品の被害を受けないように政府レベルの積極的な協力が求められる。

4) IP5間の協力

IP5は、特許庁間の協力体系を構築して毎年加盟国が交互で会議を開催している。特許庁長官会合は2007年から開始され、2014年釜山で第7回目の会議が成功裏に開催された。出願件数の増加による特許審査の滞りという共通の課題を解決するため、世界中の特許出願の約80%を占めているIP5間の協力体を運営し、重複出願に対する審査結果の相互活用および特許分類、情報化、特許制度の統一化など、様々な分野における協力事業を推進している。

＜表4-5-5＞特許庁長官会合の開催現況

区分	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回
開催日	'07. 5.	'08. 10.	'10. 4.	'11. 6.	'12. 6.	'13. 6.	'14. 6.
場所	ハワイ	済州	桂林	東京	コルシカ	クパチーノ	釜山

5) 知識財産権分野における主要国とのFTA推進の現況

通商環境のグローバル化と知財権の通商武器化により、FTA議論において知財権交渉の対象が持続的に拡大しており、現在（'15. 1.）15カ国とのFTAが妥結または発効している状況だ。

特に韓国の最大貿易相手国である中国とは2012年5月に第1回目の交渉が始まって以来、計14回にわたる交渉を進め、2014年11月10日に妥結に至った。知財権分野においてはWTO TRIPsの知財権協定水準を上回る条項などを通じて知財権を幅広く保護する一方、知財権違反に対しては紛争解決の手続きを活用できるように規定した。

＜表4-5-6＞発効および妥結したFTAの主な内容

区分	主な成果
韓・チリFTA (' 04. 4. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・チリが韓国の高麗人参、キムチ、寶城緑茶を地理的表示で保護することに合意 ・韓国はPisco、Pajareto、Vin Asoleado3つの地理的表示に対して独占権を付与
韓・シンガポールFTA (' 06. 3. 2. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国特許庁をシンガポールのPCT国際出願に対するISA/IPEAに指定 ・韓国の特許出願と同一なシンガポール出願の迅速な審査処理
韓・EFTA ⁶⁸ FTA (' 06. 9. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・' 08年までローマ条約など3国際条約に加盟および遵守 ・GIの保護、未公開情報(undisclosed information)の保護
韓・ASEAN FTA (' 07. 6. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・知財権保護の強化 ・知財権分野の情報交換および協力の強化
韓・インドCEPA (' 10. 1. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・PCT ISA/IPEAの指定、特許手続きの簡素化などの分野における協力 ・両国特許庁間の別途協力に関するMOU締結を推進
韓・EU FTA (' 11. 7. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権保護期間70年 ・放送事業者の「公演権」を付与 ・GIは、協定付属書に記載して保護(使用が確立した先行商標は継続して保障) ・医薬品分野の特許期間の延長、資料の独占は既存制度を維持
韓・ペルーFTA (' 11. 8. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・GIは付属書の交換方式で保護 ・遺伝資源(GR)/伝統知識(TK)はCBD Textの宣言的内容などで妥結 ・インターネット上の反復防止措置の導入
韓・米FTA (' 12. 3. 15. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的コピー権の付与、アクセス統制技術措置の保護 ・登録遅延による特許権存続期間の延長制度の導入 ・公知例外適用期間を12カ月延長 ・音・匂いの商標認定および証明標章制度の導入 ・商標侵害に対する法定損害賠償制度の導入 ・知財権侵害に関する民事訴訟において法院の権限を強化
韓・コロンビアFTA (' 13. 2. 21. 署名)	<ul style="list-style-type: none"> ・商標権、著作権侵害が疑われる品物に対して通関保留など ・音・匂いの商標など新しいタイプの商標を保護
韓・トルコFTA (' 13. 5. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・GIは付属書の交換方法で保護および追加が可能 ・有名商標の保護に関するパリ条約およびTRIPs義務の遵守 ・インターネット上の発布区支援防止措置の導入
韓・中FTA (' 14. 11. 10. 妥結)	<ul style="list-style-type: none"> ・外国の有名商標の保護など、中国内の悪質な商標先取りおよび類似商標の登録防止に関する装置を強化 ・放送事業者の排他的権利の強化および保護期間を20年から50年に延長 ・法定損害賠償制度、知財権侵害品の差し押さえ、廃棄の明文化など、知財権違反行為に対する執行を強化
韓・ベトナムFTA (' 14. 12. 10. 妥結)	<ul style="list-style-type: none"> ・WTO・知財権協定以上の保護規範および権利侵害に対して有効な救済装置を策定 ・音盤の放送に対する補償請求権を付与、暗号化された衛星信号を保護
韓・豪州FTA (' 14. 12. 12. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・未登録の有名商用の保護 ・公知例外適用期間を12カ月延長など ・インターネット上の反復侵害防止の措置を導入
韓・ニュージーランド FTA (' 14. 12. 22. 仮署名)	<ul style="list-style-type: none"> ・団体標章および証明標章に対して規定・匂い・音など新しいタイプの商標を保護 ・著作権者および著作隣接権者の包括的な権利認定および権利管理情報の保護を強化 ・インターネット上の反復的な著作権侵害行為に対する救済対策を策定
韓・カナダFTA (' 15. 1. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・両国が相互保護することに同意したGIに対して同一な保護水準を付与

⁶⁸ EFTA(European Free Trade Association)：西欧州国家のうちEUに加盟していないスイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン

ロ. 著作権分野の国際協力の拡大

1) 国家間協力の強化

2014年に第10回を迎えた「韓中著作権フォーラム」(7月)と6回目を迎えた「韓日著作権フォーラム」(12月)を通じて韓中、韓日間の著作権分野の協力を一層強化した上、アジア地域の著作権 이슈をリードする国家間行事として定着した。2014年9月に韓国 - フィリピン政府間の著作権分野における交流・協力に関するMOUを締結し、両国の著作権保護・協力を強化した。その他にも2014年5月、6月と11月に韓国 - ベトナム、韓国 - インドネシア、韓国 - タイなど多様な国と著作権フォーラム、セミナーなどを開催し、東南アジア地域における韓国の著作権保護と当該国の著作権制度の発展に向けた支援に関する交流・協力事業を継続している。

一方、国際的学術行事である「ソウル著作権フォーラム」は、2014年に「デジタル時代、著作権の現在と未来」というテーマの下、著作権改革の流れ、著作権改革の主なイシューなどに対する国際的議論を行った。また、北京、上海、バンコク、マニラ、ハノイなどの現地で開催した各種著作権説明会と著作権に対する認識向上に向けた広報活動などは著作権分野における韓国の力動的な変化を国際社会に知らせ、その影響力を拡大する一方で、現地における著作権に対する認識の向上にも貢献した。

<p>第10回韓中著作権フォーラム (2014. 7.)</p>	<p>2014ソウル国際著作権カンファレンス (2014. 10.)</p>
	
<p>2014韓国・タイ著作権フォーラム (2014. 11.)</p>	<p>第6回韓日著作権フォーラム (2014. 12.)</p>
	

さらに、韓中間の文化コンテンツの交流がいつも増して活発化している中、両国政府の当局が韓中の著作権保護に関する共同キャンペーンを展開した。

韓中の著作権保護キャンペーンの推進

中国内の韓流ドラマ消費が拡大されたことを機に、地上波テレビ3局の人気ドラマの映像を活用して制作した著作権保護キャンペーンの広報映像を放送した。

- ・SBS(9月～)、MBC(10月～)、KBS(11月～)、中国地域テレビ局(12月～)



2) 途上国を対象とする著作権の支援事業

文化体育観光部は、WIPOレベルで行われる途上国の著作権環境改善事業を支援するために毎年WIPOに信託基金を供与している。特に、信託基金事業の一環としてアジア、アフリカ、南米などの途上国の著作権政策担当者を招へいして韓国の経験を伝授し、国内・国外の著作権 이슈について議論する「韓国著作権委員会の訪問研修(Study Visit to The Korea Copyright Commission in Republic of Korea)」を2007年から毎年開催し、参加国の著作権法制度および管理体制の先進化に貢献している。2014年にはアジア・太平洋・南米・中東・アフリカの10カ国の著作権関連高官級政策担当者が参加し、韓国の著作権法の概観、著作権産業と技術、著作権システムなど韓国の著作権法制と産業に対する全般的な学習と著作権に関する国際 이슈について議論を行った。

また、2013年4月と2014年4月には、WIPOおよび韓国著作権委員会と共に「WIPO地域間ワークショップ(WIPO Inter-Regional Workshop)」2回と「WIPO小地域ワークショップ(WIPO Sub-Regional Workshop)」1回で計3回のワークショップを開催し、アジア・アフリカ・南米など各地域の著作権専門家が一同に会して韓国の著作権法制と経験を共有するほか、韓国との協力を強化するためのプログラムを進行した。

2014年には、WIPO信託基金を拡大して2012年から開催した「国際著作権保護人材の開発に関するワークショップ(MCST-WIPO-KCC Inter-Regional Training Program on Enforcement)」を信託基金に移管し、途上国の政策担当者を対象に保護・執行に特化した深化プログラムを提供している。2014年10月に開催したワークショップには、9カ国18人の保護・執行を遂行する判事・検事および警察、著作権の政策担当者が参加して各国の経験と事例を共有し、韓国の著作権保護体系と現況について紹介した。

3) 国際著作権技術カンファレンスの開催

国内・国外の著作権技術に対する交流の場を作り、国内の著作権技術分野の競争力を高めるために2011年「著作権、コンテンツの生命！」をテーマに開始された国際著作権技術カンファレンス(International Copyright Technology Conference : ICOTEC)は、2014年まで4回開催された。「国際著作権技術カンファレンス」は、WIPOと協力して文化体育観光部が主催しており、ICOTEC組織委員会、韓国著作権団体連合会、韓国著作権委員会が主管している。

2013年11月に開催された第3回行事は、「著作権協業と創造的技術」をテーマに著作権技術の機会と挑戦、文化の創造と著作権、そして国際協力、創造経済時代における著作権の政策方向などの演説、著作権の技術動向に対する発表、著作権技術移転に関する説明会などが開かれた。2014年11月に開催された第4回行事は「著作権技術の新しい機会と挑戦」をテーマに行われた。

カンファレンスにおいて国際著作権保護政策および著作権法、制度など著作権技術に関する最新 이슈が議論され、国内・国外の著作権関連企業などが参加して国内の著作権関連技術が発展する機会となった。

<図4-5-2> ICOTEC2013



<図4-5-3> ICOTEC2014



第 5 章

対応方向および 今後の見通し

第1節 | 国内における知識財産保護体系の強化

1. 権利化段階における保護の強化

イ. 独創的なアイデアの保護強化

最近、独創的なアイデア(idea)を基に新しい市場と雇用を創出して創造経済を実現しようとする議論が活発に行われている。ただし、アイデアの中には現行の知識財産権法に基づいて保護を受けているものもあれば、法律の目的および趣旨により保護の範囲に含まれないものもある。例えば、発明を完成する前の段階のアイデアは現行の特許法に基づく保護を受けられないが、これを利用して経済的な価値を創出できる独創的なアイデアに該当する場合がある。

従って、創出と活用の活性化に向けて多大な時間と努力を投じた「独創的なアイデア」に対する保護が極めて重要だといえる。最近実施したアイデア保護制度に対する一般国民の認識調査によると(韓国知識財産研究院、2013)、調査対象の98.6%が国および社会の発展のために独創的なアイデアの保護が必要であると答えたものの、現行の制度が独創的なアイデアを保護しているという意見は16.9%に止まった⁶⁹。独創的なアイデアの保護は、創作者の開発意欲を鼓吹させ、それを基にした事業化と雇用創出に貢献することができるため、アイデアの法律的保護体系に関する議論が求められる時期となっている。

このような状況の中で、2013年10月30日の第24回経済関係長官会議において「独創的なアイデアの保護の強化方案」が策定され、国民の斬新なアイデアが一層容易に保護を受けられるように知識財産制度のパラダイムを「完成された技術保護の中心からアイデアの初期段階からの

⁶⁹キム・ヒョクジュン、「アイデア保護に対する国民認識調査」、知識財産政策(IP Policy)通巻第16号、2013、55ページ。

保護へ」、「安定的な制度の運営から開放的・弾力的な制度へ」、「模倣経済時代の追撃者の観点から創造経済を牽引する保護へ」に転換するなど関連制度の慣行を果敢に改善した⁷⁰。同方案によってアイデアの創出を活性化し、新パラダイムの雇用を創出することで知識基盤の創造経済を実現する土台が作られる見通しだ。

今後、独創的なアイデアを積極的に権利化し、多角的に保護する手段およびアイデアに対する多様な相談・教育および紛争解決システムを構築できるように関係部処および関係機関間の円滑な協力が求められる。

ロ. 発明に対する正当な補償の強化

韓国の特許出願全体のうち職務発明の割合が約80%を占めているなど、職務発明が技術革新において占めている重要性は徐々に拡大しているが、これに対する補償がきちんと行われておらず、職務発明に関する紛争も地道に増加している。

従って、最近職務発明の関連規定を設けた発明振興法が改正（‘14. 1. 31. 施行）された。同改正法に基づいて職務発明に対する補償基準を従業員との協議して規定するようにしたほか、使用者などが従業員などに補償をした場合には「正当な補償」をしたとみなすように規定した。

同改正法によって職務発明補償規定の設定および公開が義務付けられ、補償に対する従業員の権利が強化されたものの、研究者補償の範囲に対して具体的な明示がない点はこれから解決しなければならない課題として残っている。今後、企業および研究者に対するアンケート調査を通じて補償に関する基礎データを収集し、補償に関する研究者のニーズを把握して発明者の権利保護を充実化できる方案を講じなければならない⁷¹。

また、企業環境のパラダイムと産業環境の変化などにより、発明に対する研究開発の貢献要因が多様化しており、革新につながる発明の環境が大きく変貌している。変化を重ねる環境の中で企業の競争力強化および革新を促せるように持続的な政策的関心が求められる⁷²。

⁷⁰特許庁報道資料（‘13. 10. 31.）

⁷¹クァク・チュンモク、「日本の職務発明制度に対する見直し議論」、国別年間知識財産政策の分析、韓国知識財産研究院、2014、67 ページ。

⁷²参考として、日本政府は2013年6月7日、経済産業省と特許庁などの協力を得て知的財産戦略本部が報告した「知的財産政策ビジョン」に従って、職務発明補償が企業に負担として作用するため国際競争力が低下すると認識し、職務発明制度を使用者と従業員間の私的契約に委ねるための政策的な方向転換を検討している（日本知財情報局、報道記事、‘14. 11. 21.）。

ハ. 産業財産権の審査・登録の安定性向上

知識財産権の迅速な権利確保は、企業が関連市場を先取りし、迅速な事業化とロイヤルティによる収益増大など産業界にポジティブな効果を与えるため⁷³、知識財産の迅速な権利化に向けた審査処理期間の短縮は重要な課題だといえる。

これまで審査処理期間の短縮により、知識財産権の権利化段階における保護に大きな成果があったが⁷⁴、これによる権利の無効可能性が発生する場合もあるため注意する必要がある。審査処理期間の短縮は、審査官が先行技術を十分に検討する時間の不足、出願者が補正できる時間の短縮などの問題をもたらしかねない。そのため、無効審判の申立件数のうち無効となる割合が主要国に比べて多少高いのは改善が必要な部分だ⁷⁵。

高い無効審判の認容率は、特許権の法的安定性を脅かす。出願人が努力を重ねて獲得した権利が審決により無効とされ、その権利を行使することができなければ、膨大な投資費用と努力を投じてまで自ら開発した技術を権利化する意味はなくなる。また、終局には紛争の発生によるコストなど様々な負担が生じる問題の可能性もある⁷⁶。従って、知識財産権の安定性を向上できる審査・登録政策の持続的な改善への努力が必要だ。

そのための方策として、審査官の増員が考えられる。韓国の審査官数は米国、日本など主要国に比べて遥かに不足している状況で、審査官1人当たりの審査処理件数も主要国に比べて非常に高い⁷⁷。最近5年間の持続的な特許出願の増加傾向(年平均3.1%)を踏まえると、今後特許出願はさらに増えると見込まれるため、審査品質を向上するためには、審査官の増員によって1人当たりの審査処理件数が減少するように審査環境を改善する必要がある。

その他にも、海外主要国で運営しているのと同じく出願人との面談による予備審査を拡大する⁷⁸、または主要国の間で審査結果を共有するなど審査インフラを改善する必要がある。

⁷³韓国知識財産研究院(2013)の調査によると、特許審査処理期間の短縮により2014年から2017年までの経済的波及効果が総生産額の増大約12兆ウォン、付加価値の増大約2兆6千億ウォン、歳入の増大3,597億ウォン、雇用創出40,508人と予測した。

⁷⁴2014年の審査処理期間は、特許11.0カ月、商標・デザインはそれぞれ6.4カ月、6.5カ月を達成した(特許庁報道資料、'15.1.13.)。

⁷⁵特許無効審判の認容率は'09年(60.1%)から'14年(53.2%)へ持続的に減少傾向を見せているが、日本の20.4%('13年)、米国の40.2%('14.10.)に比べると多少高い側面がある(特許審判院の審判政策課の資料、'15.1.7.)。

⁷⁶イ・イルグ外、「特許審査品質の改善方案に対する研究：開放型審査プラットフォームを中心に」、知識財産研究第6巻第4号、2011、6ページ。

⁷⁷審査官数('13年基準)は韓国が812人、日本が1,701人、米国が7,928人で、1人当たり処理件数('13年基準)は韓国が225件、日本が156件、米国が77件だ(特許審判院審判政策課の資料、'15.1.7.)。

⁷⁸USPTOは2008年、出願人が1回目の拒絶理由通知(first OA)の前に審査官との面談を許容する審査着手面接試験プログラム(First Action Interview Pilot Program, FAI)を開始し、日本は2012年、経済産業省日本特許庁が迅速な権利獲得に向けて知的財産権の一括審査制度を導入・運営している(韓国知識財産研究院、「高品質特許の創出に向けた審査プロセスの改善に関する研究」、2013、103ページ)。

2. 知識財産権紛争解決制度の先進化

イ. 知識財産権訴訟の実効性の確保

1) 知識財産権訴訟の管轄集中

知識財産権紛争がグローバル化し、管轄法院の選択(forum shopping)⁷⁹が拡散され、各国は司法サービスの競争力強化に拍車をかけている。韓国は1998年にドイツに次ぎ世界で2番目に専門法院である特許法院を設立するなど、同分野においては先駆的な地位にある。しかし、特許法院はその管轄が審決取消訴訟に限られており、侵害訴訟などは一般法院で行われるなど知識財産権に関する訴訟が専門的・統合的な観点から取り扱われていないため、裁判の一貫性および効率性の側面において問題が提起されつつあった。

現行の特許など知識財産権訴訟の体系は、無効の当否(審決取消訴訟)を取り扱う特許法院と侵害の有無(侵害訴訟)を取り扱う一般法院に二元化されている。そのため、侵害訴訟において侵害者が当該知識財産権の無効について抗弁する場合、一般民事法院は知識財産権の有効性または権利範囲に関する最終判定が言い渡されるまで待たなければならない問題があった。これに対して大法院は、一般民事法院においても有効性の判断要件である新規性について判断できると判事しており⁸⁰、進歩性についても一般民事法院で判断できると判事した⁸¹。しかし、依然として法院によって相反する判決が言い渡される可能性が高く、訴訟の経済的な側面においても利害当事者に大きな負担となっている。

このように知識財産権訴訟制度の改善に対する必要性が提起され続けていたにもかかわらず、利害関係者の意見の温度差によって制度の改善が行われていない。この状況を打開するため、国家知識財産委員会は、第9回国家知識財産委員会の本会議(‘13. 11. 13.)において知識財産権紛争の解決制度の先進化に向けて「特許など知識財産権の訴訟管轄制度」に関する改善案を議決し、大法院と協議して訴訟の管轄集中に関する法律改正案を作り(‘14. 8.)、国会を介して法律の改正を推進している⁸²。

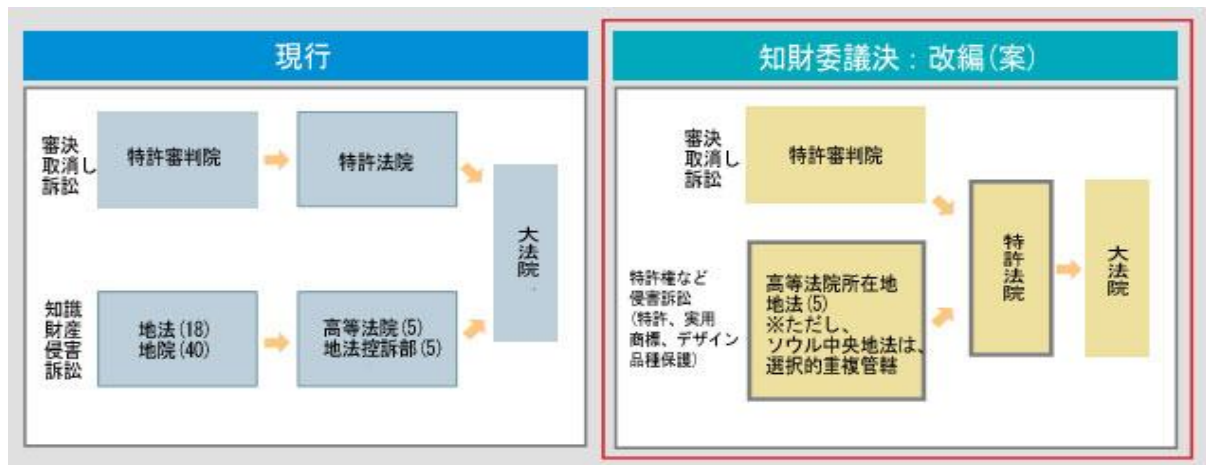
⁷⁹特許侵害訴訟の当事者にとっては、どの法院に提訴するかが重要だ。従って、訴訟当事者は少しでも自身に有利な法律内容を有している法廷において裁判を提起しようとするが、これを管轄法院選択(forum shopping)という。

⁸⁰大法院、1985. 09. 10. 言渡し 84 ダカ 1608 判決、大法院、1986. 12. 09. 言渡し 86 ド 1147 判決(大法院は、登録された発明特許が全部公知公用である場合には、無効審決なしで当然無効を認めると判事)

⁸¹大法院 2010 ダ 95390 判決

⁸²これについて、イ・サンミン議員(法司委員長)が民事訴訟法および法院組織法など、関連法律の改正案を発議(‘14. 9. 1.)しており、国会内に超党派議員で構成した「大韓民国世界特許(IP)ハブ国家推進委員会」においても関連法律の改正を推進している。

＜図5-1-1＞特許など知識財産権訴訟の管轄制度の改善前後の比較



国家知識財産委員会と大法院による合意(案)は、知識財産権訴訟のうち特許権などの侵害訴訟第1審を高等法院所在地の地方法院5カ所の専属管轄(ソウル中央地方法院は選択的重複管轄)として、第2審は特許法院の専属管轄に集中することを主な内容としている。

知識財産権紛争を取り扱う訴訟の体系は、専門性に対する信頼性と共に訴訟の結果に対する予測可能性が保障されなければならない。このような理由から主要国においては知識財産に関する専門法院などを設立し、効率的に紛争を解決するために努力している⁸³。特許など知識財産権の訴訟管轄制度の改善は、知識財産権に係る訴訟の専門性および効率性を向上し、法院の専門性を高めて国際知財権紛争の解決において韓国法院の役割の増大にも大いに貢献すると見られる。

2) 特許訴訟代理の専門性の強化

特許侵害訴訟は、技術の実体的な内容と特許法など関連法に対する高い水準の理解が求められる専門的な領域であり、特に訴訟代理人の特許および技術に対する専門性が一層強調される分野だ。しかし、現在韓国は技術的専門性が比較的重要な特許侵害訴訟においても弁護士のみ訴訟代理ができるように規定(民事訴訟法第87条)しているため、特許紛争の量的増加および争点技術などの複雑化に対応して、訴訟代理人の技術専門性を強化する必要があるという指摘を受けてきた。

⁸³米国は1982年、連邦巡回区控訴裁判所(Court of Appeals for the Federal Circuit: CAFC)を設立して特許訴訟の控訴審の管轄集中を行っており、中国は2014年11月、北京に中国最初の知識財産権裁判所を立ち上げ、同年12月に上海、広州にも知識財産権裁判所を設立した。日本は第1審を東京・大阪の地方裁判所に集中させ(2004)、第2審は知的財産高等裁判所(2005)を新設して運営しており、欧州連合(EU)は侵害訴訟と無効訴訟の管轄を集中する欧州特許裁判所(European and EU Patent Court: EEUPC)の設立を準備している(2015年予定)。

これについて国家知識財産委員会は、国民の便益と国の産業発展を同時に追求するため、「知識財産権紛争解決制度の先進化に関する特別専門委員会」を構成して議論を重ねた末、特許弁護士制度の導入と特許侵害訴訟において弁理士の参加の必要性に対して議決した（‘13. 11. 13.）。国家知識財産委員会の議決案に対するフォローアップのため、国家知識財産委員会・法務部・特許庁・弁護士協会・弁理士会などが協議体を構成し、特許訴訟代理の専門性の強化に向けた詳細方案および制度改善案を講じるために努力している。

今後、特許侵害訴訟において知識財産関連法律および技術に対する専門性が確保されるよう、訴訟当事者の権利救済を効果的に支援し、米国・EUなどとのFTA締結による国内法律サービス市場の開放に備えて外国系法律事務所と競争できる国内の専門人材の育成に取り組まなければならない。

3) 特許侵害損害賠償制度の改善

技術に対する独占的な権利を保護する特許制度は、研究開発によって新技術の創案につながる原動力となる。しかし、韓国は特許侵害に対する損害賠償制度が不十分で特許制度の実効性も低迷している状況だ。特許権など権利侵害に対する少ない損害賠償額は、特許の実効的な適正価値を低下させ、特許侵害行為を助長する原因となっている。

2000年から2009年まで国内特許権の侵害訴訟を見ると、第1審において損害賠償認容額が5千万ウォン以下となった場合が事件全体の50%以上を占めた。個人が損害賠償を請求した場合は、その認容額が10%に止まっている⁸⁴。米国の場合、2007年～2012年の間の損害賠償認容額の間値が4.9百万ドル(約49億ウォン)だった反面⁸⁵、韓国は2009年～2013年の間の損害賠償認容額の間値が5千9百万ウォンだった。米国との経済規模(GDP)の差を考慮しても韓国の損害賠償認容額が米国に比べて著しく低い水準であることが分かり、一部では特許無用論まで提起されている⁸⁶。

このような開きは、米国ではほとんど合理的な実施料によって損害賠償額を算定する傾向がある反面⁸⁷、韓国では法院による相当な損害額の認定規定(特許法第128条第6項)などに基づいて

⁸⁴チェ・スンジェ、「特許法第128条による損害賠償体系の適正性に対する研究」、弁護士第43巻(2013)、ソウル地方弁護士会、341ページ。

⁸⁵PWC、「2013 Patent Litigation Study」、p. 7.

⁸⁶国家知識財産委員会、「特許侵害損害賠償制度の方案」、2014.

⁸⁷2005～2011年の損害賠償額が1億ドル以上に上る特許権侵害判決が21件あったが、そのうち1件を除けば、いずれも合理的な実施料による損害賠償額が算定された。

損害賠償額を算定しているためだ⁸⁸。実際に特許権侵害に関する損害賠償請求事件において最も問題となるのは、損害額の証明だといえる。現在の特許侵害損害賠償制度は、合理的な損害賠償額の算定に向けた基準が不十分で、法院において認められる損害賠償額も少ない側面がある。また、特許権者が相手方の特許侵害を立証するための証拠を確保することが難しく、正当な損害賠償が行われていない。

正当な損害賠償額の算定に向けて被告側の証拠提出義務を強化する必要があり、実施料の賠償時に適正な賠償が行われるよう、現在の「通常的」に受け取ることができる金額を規定した制度を改善することで、特許侵害による損害賠償制度が特許権者を侵害から実質的に保護するように改善しなければならない。従って、第12回国家知識財産委員会（‘14. 12. 10.）においては、「特許侵害による損害賠償制度の改善方案」について審議・議決し、同改善案によって損害賠償の基準となる実施料の適正な算定基準、悪質な特許侵害を抑制できる増額賠償の導入、証拠提出を拒否できる事由の最小化などを盛り込んだ制度改善の基本方向が示された。

特許侵害による損害賠償額の適正化は、特許侵害の抑制によって知識財産を尊重する文化を社会全般に拡散させるほか、対外的にも国内の知識財産権保護に対する強力な意志を知らしめることで、韓国のグローバル信認度の向上に貢献すると見られる。従って、適切な特許侵害損害賠償制度が定着するよう司法部・立法部など関係部処間の協力が求められる。

ロ. 裁判外紛争解決手続の活性化

知識財産権分野に対する紛争の解決において、迅速性・経済性などを理由に裁判外紛争解決手続(Alternative Dispute Resolution: ADR)が訴訟による紛争を解決する代案として運営されている。現在、産業財産権に係る紛争は産業財産権紛争調停委員会、著作権に係る紛争は著作権委員会が調停制度を担当している。産業財産権に係る紛争の場合、1995年に制度が実施された以降、産業財産権紛争調停委員会に受け付けられた紛争調停申立件数は、年平均約6件(最近5年間の申立件数は年平均約3件)で、合計調停成立率は25.2%に過ぎないものと集計された⁸⁹。著作権に係る紛争の場合、2010年から2014年まで韓国著作権委員会に受け付けられた紛争調停申立件数は計453件で、年平均約90件(調停成立率平均51%)となった⁹⁰。最近、著作権紛争に対する調停は増加傾向にあるが、調停の活性化のためには制度の改善が必要な状況だ。

⁸⁸チャン・テミ、「特許権侵害に対する損害賠償制度の現況および示唆点」、Issue & Focus on IP 第2014-44号、2014、28-29 ページ。

⁸⁹国家知識財産委員会、2015年度知識財産戦略企画団の業務計画

⁹⁰韓国著作権委員会の内部資料

現在知識財産権、その中でもソフトウェアをはじめとする著作権分野においては主に調停制度を利用されている。しかし、調停制度は法的拘束力がなく、主に紛争当事者間の合意を目的としている。結局、紛争状況を合意をもって解決しようとする当事者間の意志によって調停結果が決定されるため、紛争の有効な解決に難点がある。特に利害関係が激しく対立する当事者に対しては調停部が解決できる部分が少なく、結果的に紛争の遅延をもたらすため、有効な解決が行われていない。

ADR制度の活性化に向けて調停制度の実効性向上などに対する議論が持続的に行われてきたが、政策的に補完が必要な部分がある。知識財産権紛争において現在のADR制度を活性化するためには、紛争調停機関の独立性と中立性を確保し、紛争解決の専門家を育成する制度的補完に加えて調停制度の積極的な広報などが求められる。

政府は、産業財産権紛争調停委員会の調停制度を活性化するために中小・中堅企業が低コストで迅速に紛争を解決できるように産業財産権の紛争調停の対象を拡大し、産業財産権紛争調停委員会の独立化および関連制度の改善を推進しており⁹¹、韓国著作権委員会の調停制度を活性化するために調停部が職権で調停を代替する決定を下すことができる職権調停制度の導入を推進している。

3. 知識財産保護の執行力の強化

イ. 知識財産権取締りの実効性の確保

2013年国内の模倣品による被害規模は約17兆ウォン程度で、模倣品は国内企業の売上げ低下と経済に莫大な金銭的被害をもたらしており、国のイメージにも否定的な影響を及ぼしている。また、日用品のみならず鉄鋼、原発、自動車部品、医薬品など模倣品の低い品質は国民の健康と安全まで脅かしているため、これに対する取締りが急がれている。しかし、最近の模倣品は全国的な流通網を介してセル単位の組織で販売されており、個人輸入および通販など様々なルートによる海外流入が拡大され、執行機関の個別捜査だけでは新しい形態のIP侵害対応および模倣品取締りに限界がある。

従って、実効性のある模倣品取締りのために模倣品の国内流入遮断措置の強化および模倣品流通の頻発地域における定期的な合同取締りなど、政府レベルの持続的な取締りの強化が必要だ。また、捜査に関する専門教育などを通じて取締り担当公務員の捜査力量を強化するほか、

⁹¹国家知識財産委員会、2015年度知識財産戦略企画団の業務計画

消費者に模倣品撲滅に関する教育および広報をして知識財産を尊重する文化を拡散させる必要がある。

一方、知識財産権特別司法警察制度が導入されて以来、違法コピーに対する取締りおよび模倣品に対する相当な摘発、関連者に対する起訴などが行われているものの、知識財産権侵害事犯に対する実際の起訴率は低い状況だ。また、取締り担当の特別司法警察が現場の指導を中心に活動し、知識財産権侵害事犯を摘発する際に直接的な捜査を手掛ける代わりに告発の措置に止まっていることが分かった。これは、知識財産権特別司法警察制度の導入の趣旨とは異なり、特別司法警察の捜査業務が従来 of 行政業務と並行して実施されたことで業務量が増加し、捜査業務の忌避現象が発生したためだと見られている⁹²。

知識財産権侵害に対する取締りの実効性を高めるためには、かつて提示された特別司法警察の増員および効率的な侵害対応に向けた特別司法警察官の捜査力量の先進化のみならず、知識財産権侵害事犯に対する民間調査制度の導入も積極的に考慮する必要がある。

ロ. 中小・ベンチャー企業の技術流出防止活動の強化

韓国の中小・ベンチャー企業の中で技術流出による被害の経験がある企業の割合は10.2%で、これは2012年度調査の12.1%に比べて改善された数値だ。しかし、被害金額を見ると、2012年の15.7億ウォンから2013年に16.9億ウォンへ増加するなど、技術流出による被害額は増えていることが分かった。また、海外に流出された技術の場合も中小企業の被害が多い。昨年に摘発された中小企業の技術の海外流出は31件で、大企業の8件に比べ4倍も高い水準となっている⁹³。

国家情報院産業機密保護センターの最近の統計によると、2009年から2013年まで技術流出の主体は、元職員60.8%、現職員19.6%、協力会社9.6%、誘致科学者1%、投資会社0.5%、その他8.6%だった。元・現職員など内部人員による流出が80%を占めており、技術流出のほとんどが内部人員によって発生すると見ることができる⁹⁴。一方、中小・ベンチャー企業の研究開発の成果を保護するための戦略は、主に産業財産権の出願と登録だった。このように権利獲得戦略に焦点が当てられているため、企業が必要とする政策的ニーズも産業財産権の出願と登録にか

⁹²ミン・ヒョンドン、「特別司法警察の運用実態および改善課題に関する少考」、韓国民間警備学会報第10号、2007、60-61ページ。

⁹³イ・ヒョンジェ議員、中小企業庁の国政監査に関する報道資料（'14. 10. 10.）

⁹⁴国家情報院産業機密保護センターの技術流出統計 (<http://service4.nis.go.kr/page?cmd=preservation&menu=AAA00#.VN1T0I2weU1>)

かるコスト削減に関するものだ。その他にも韓国の中小・ベンチャー企業は、技術および営業秘密管理に関する指針の制定が非常に不十分な状況であるため、技術流出の防止に関する認識が未だ足りない状況である⁹⁵。中小企業庁では、中小企業に対する技術保護支援事業の一環として技術保護の相談、技術資料の任置、技術守護(セキュリティ管制)サービス、技術流出防止システムの構築などの事業を実施しているが、その効果は微々たるものだという指摘もある⁹⁶。

従って、企業内で関連担当者に対する産業技術流出防止の教育を強化し、各企業のセキュリティシステムを拡充しなければならない。また、中小・ベンチャー企業の研究開発の成果を保護するための政策も技術任置制度と営業秘密原本証明サービス制度の利用活性化、技術資料の要求に対する書面要請手続きの強化、技術を流出する、または奪取した者に対する法律的制裁手段の強化などに拡張して行かなければならない。このような中小・ベンチャー企業の技術保護支援制度は、中小企業の競争力を強化する政策の脈で推進される必要がある。

それと共に政府による技術保護支援が効率的に施されるためには、政策の企画と執行において関連部処と中小・ベンチャー企業など利害関係者の間でコミュニケーションと調整がシステムの構築される必要がある⁹⁷。

4. 国内政府部処および公共・民間機関間の協力体系の拡大

国内における知識財産権の保護は、特許、商標、デザインおよび著作権の分野が特許庁・文化体育観光部、技術流出および営業秘密が産業通商資源部・特許庁・中小企業庁、伝統知識と文化表現が特許庁・文化体育観光部・文化財庁など、多岐にわたる部処・機関において行われている。この中で2014年には政府部処と一部の民間企業がMOUを締結して知識財産保護活動の体系的運営および合法的な流通取引構造の造成など、知識財産の保護に向けて多様な協力事業を推進することに合意した。また、知識財産に関する政府部処と関係機関はKIPnetを介して知識財産分野の政策を議論し、活発な協力を推進するなど目に見える成果を上げた。

一方、グローバル・デジタル環境の中で知能化・多元化している知識財産権の侵害環境に対応し、部処別に分散されている知識財産権の執行体系を連携して執行成果を向上させる政府レベルの保護体系の構築に対する必要性が提起され、2014年1月「知識財産権保護政策協議会」⁹⁸

⁹⁵キム・シヨル・パク・ジュワン、「中小・ベンチャー企業の技術流出防止に向けた少考」、IP Insight 第1巻第3号、2013、23-24 ページ。

⁹⁶イ・ヒョンジェ議員、中小企業庁の国政監査に関する報道資料('14. 10. 10.)

⁹⁷パク・ジョング、「中小企業の技術保護支援政策の問題点と改善方案」、科学技術法研究第20集第1号、2014、214-216 ページ。

⁹⁸「知識財産保護政策協議会」は、産業財産権および著作権など知財権制度と取締り・捜査など執行業務を担当する部処(「所管部処」)および案件別参加部処(「協力部処」)で構成されており、国家知識財産委員会戦略企画団

が発足した。同協議会では政府部処間の国内・国外の知識財産権保護政策を共有し、協業方案を策定する一方で違法コピー・模倣品の合同取締りおよび操作の共助に向けた部処間の協力方案を話し合うなど、知識財産権の保護執行の効率性を高めるために力を入れている⁹⁹。

このような政府部処と公共・民間機関の協力体系の拡大により、今後知識財産権の総合保護計画をより体系的・段階的に樹立し、推進できる見通しだ。協力政策が効果的に推進されるよう、持続的な関心と努力が求められる。

5. 知識財産権の保護と共有・拡散の調和

発明家または著作者が発明または著作物を創作する時に多大な努力とコストが投じられる反面、それを配布(dissemination)するのは比較的少ない努力とコストがかかる構造となっている。この不均衡により模倣と盗用が容易になるため、知識財産権に対する侵害が発生すると初期の投資費用に対する適正な投資の回収が不可能となる。従って、知識財産権に対する侵害を防止するために違法行為の撲滅に向けた保護が必要だ。発明などに対する独占権を付与する知識財産権制度は、単純に発明家に開発への努力またはコスト回収へのツールになるのではなく、他人による進入を規制する形態として認識するようにして、新しい商品と技術を開発し、配布する市場の形成につながる役割をする¹⁰⁰。

一方、知識財産権に対する過度な保護は、知識財産権を獲得するためにかかる他人のコストを不要に増加させる側面もある。良いアイデアを参考して修正し、改善する自由こそ良いアイデアがその他の優れたアイデアの再生産につながる源となるが、過度な保護は他人による先行の研究結果または創作物の使用を制限し、改善された知識財産権の創出を制約する。このような知識の拡散を制限するコスト(cost of limiting diffusion)の上昇により知識財産権の経済的誘因の特恵(economic incentive benefits)と均衡を保てなければ、結局消費者の利益と技術の発展に損害をもたらしかねない¹⁰¹。また、知識財産権に対する過度な保護は、知識財産権の濫用など様々なモラルハザードの問題を起こすおそれもある。

が運営・支援して部処別に巡回しながら隔月開催することを原則としている。ただし、懸案が発生した際には随時開催としている。

⁹⁹国家知識財産委員会、知識財産権保護政策協議会の構成・運営(案)、2014。

¹⁰⁰キム・チャンファ、「自然独占理論の観点から見た知的財産権制度の理解」、情報法学第17巻第1号、2013、176-178ページ。

¹⁰¹キム・ジョンホ、「知的財産権保護の法的根拠に関する解釈論としての哲学的論拠」、「弘益法学」第13巻第3号、弘益大学校法学研究所、2012、653-655ページ。

従って、知識財産制度を発展させるためには盲目的な知識財産の保護に偏ってはならない。知識財産権に対する違法行為を撲滅するためには、知識財産ユーザーの利益も考慮し、著作権における公正利用または特許法における実験的使用などの非規制化および社会的弱者・企業の知識財産へのアクセシビリティを高める教育をはじめとする公益事業の拡充など、知識財産の合法的な利用範疇の拡大によるバランスの取れた見方が求められる。このような知識財産権の共有と拡散に向けた努力は発明家または著作者が一層改善された創作物を生み出し、消費者の保護に対する代案を提示するようになると思われる。それは現行の知識財産権の体系の下で不当な濫用を減らし、究極的には国の産業発展と共に権利者およびユーザーの利益が調和を成した保護の追求も可能になるはずだ¹⁰²。

¹⁰²キム・チャンファ、前出の論文、188-190 ページ。

第2節 | デジタル環境に対応した保護体系の強化

1. オンラインにおける知識財産権保護の強化

オンラインにおける著作権侵害は、技術の発展によってその形態が多様に進化している。その対策を多角的に講じなければならないが、現行の制度下では著作権保護の業務が著作権保護センターと韓国著作権委員会に二元化されている¹⁰³。しかし、変化を続けるデジタル環境において著作権保護を自律的に行うためには、迅速かつ体系的な対応システムが求められる。そのため、著作権保護業務を一つに統合して管理する「著作権保護院」を新設して著作権保護体系の一元化を推進する動きが出ている¹⁰⁴。

一方、模倣品は海外において直接購入または並行輸入など様々なルートによって流通されており、オンラインにおいても取引が活発に行われている。現在オンライン上の模倣品は、全国的な流通網を介してセル単位の組織によって販売されており、海外にサーバーを置く、または通信販売許可番号、金融情報などを偽造記載して販売・流通されているので、執行機関の個別的な取締りのみでは模倣品の取締りに限界がある。

従って、海外から流入される模倣品に対する国境措置および予防を強化する必要があり、個別で行う捜査・取締りの限界を克服するため、関係機関間の協力による取締りの執行力の強化

¹⁰³現在、著作権保護センターと韓国著作権委員会はそれぞれの性格の著作権保護業務を進めている。著作権保護センターではオフラインにおける違法コピー品の収去・廃棄業務を担い、権利者から委任を受けた著作物に対するモニタリングおよび違法コピー作品の伝送中断の要請を担当している。オンラインにおける違法コピーの摘発時にオンラインサービス提供者に即時削除措置を要請・確認するなど違法コピーの拡散防止など重要な役割を果たしているが、権利者の委任による著作物に限って遂行しているという限界がある。韓国著作権委員会においては著作物の違法コピーに対する審議および是正勧告、命令を遂行している。

¹⁰⁴韓国著作権団体連合会著作権保護センター、著作権保護年次報告書、2014、39 ページ。

が必要だ。それ以外にも模倣品の取締り担当公務員の専門性を向上して、知識財産を尊重する文化を拡散されるように模倣品の撲滅に関する認識教育を強化する必要がある¹⁰⁵。

2. オンラインにおける違法コピーへの対応力の強化

著作権保護センターでは、オンライン上の違法コピー品の流通サイトに対する監視を強化するため、2013年7月から250人の障害者の在宅モニタリング要員を追加支援した¹⁰⁶。現在は計350人の在宅モニタリング要員と共に違法コピー品の追跡システム(ICOP)を活用して違法コピー品の流通に対する常時監視および対応体系を運用している。また、韓国著作権委員会と共に「国民オープンモニタリング」制度¹⁰⁷を運営し、インターネットユーザが自主的に違法コピー品を通報するようにしている。

また、オンラインにおける著作権およびコンテンツの侵害をモニタリングのみで撲滅することは人手不足はもちろん、専門性の欠如の面でも限界があるため、著作権特別司法警察の役割増大が求められている。韓国著作権委員会では著作権特別司法警察と共に鑑定フォーレンジックチームを運営し、デジタル著作権侵害犯罪に対する事前調査および証拠収集、分析を通じてオンライン上の著作権犯罪の防止に取り組んでいる。今後は大検察庁フォーレンジックセンターなど関係機関との協力によりデジタル証拠の収集・分析力を強化してデジタルフォーレンジック捜査の支援対象を持続的に拡大する必要があり、オンラインにおける著作権侵害捜査を総括する機関の設立も考慮する必要がある。著作権特別司法警察も法務研修院など関係機関と協力して専門教育を強化し、提訴・告発事件の捜査を拡大してオンラインにおける著作権侵害に自主的に対処するように持続的な取り組みを続けなければならない¹⁰⁸。

一方、特許庁は2009年にオンラインにおける模倣品モニタリングシステム(IPOMS)を開発し、国内のオープンマーケットおよびポータルサイトを対象に昼夜を問わず、24時間モニタリング体系を構築して模倣品の流通情報を常時に収集して書き込みの削除、通販サイトへのアクセス

¹⁰⁵国家知識財産委員会、模倣品流通撲滅総合対策(案)、2014。

¹⁰⁶2012年約1億1,000万点のオンライン上の違法コピー品の削除(前年比37%増)により、違法コピーの流通撲滅に大いに貢献した障害者の在宅モニタリング事業は、これまで100人の要員が活動したが、最近トレントおよびストリーミングサイトなどを介したオンライン上の違法コピーの流通が増加し、モニタリング要員を追加選抜した。

¹⁰⁷国民オープンモニタリングは、内部モニタリングが困難な閉鎖型ウェブハードとコミュニティ、ブログなどにおける違法コピーの流通を監視できるため、違法コピー品の裏での拡散を防ぐことができる。また、トレント、ブラックマーケット、スマートフォン、タブレット型端末機など新しい機器の拡散に伴う著作権侵害にも迅速な対応ができると見られる。

¹⁰⁸韓国著作権団体連合会著作権保護センター、著作権保護年次報告書、2014、35-36ページ。

遮断・閉鎖など販売中止措置を取っている。最近、オンラインの商品取引市場が急増し、オンライン上の模倣品の流通方法が知能化・多元化していることを受けてオンラインにおける違法流通防止体系の高度化が求められている¹⁰⁹。そのため、オンライン上の模倣品流通情報の収集力を向上させるためのモニタリングシステム機能を改善し¹¹⁰、これを活用して特別司法警察オンライン捜査班による常習的な模倣品販売事犯の追跡捜査に必要な関連情報を提供しなければならない。

3. ソフトウェア保護水準の強化

イ. ソフトウェアの開発による産出物に対する著作権の確保

ソフトウェアをはじめとする知識情報産業は韓国の新しい成長動力に該当する産業の一つで、輸出中心の経済において国際競争力を確保できる分野だ。韓国におけるソフトウェアの違法コピー率は2008年の43%から2013年には38%に有意な減少を見せた。これは国際平均の43%よりも低く、アジア平均の62%に比べても顕著に低い数値だが、2011年のOECD加盟国平均の26%よりは遥かに高い。ソフトウェアの違法コピーを防止し、韓国のソフトウェア産業を育成する上、ソフトウェア大国への跳躍を目指す政府の努力が実を結ぶためにも様々な側面からソフトウェアを保護する政策的取り組みが必要だ。

創作者に著作権が付与される著作権法に基づいて発注者が納品されたソフトウェアの活用およびメンテナンスなどをするとときにソースコードを変更すれば著作権侵害に該当する。そのため、発注者は当該ソフトウェアの安定的な利用に向けて当該ソフトウェアの利用許諾を受けることを超えて包括的権利の移転を要求する慣行が定着した。しかし、民間部門と公共部門を問わず、ソフトウェアの開発役務の場合、ソフトウェア著作権が発注者に帰属されるため、開発者によるソフトウェア開発の意欲が低下する問題が発生している。

その改善策として国など公共部門のソフトウェア開発役務の発注によってソフトウェアを納品したとき、当該ソフトウェアの著作権は発注機関と開発社が共同で所有する方案が提示された。しかし、同対策もソフトウェアを開発した会社がフォローアップの開発に向けて当該ソフトウェアを利用する過程で生じる現実的な困難が解決されていない状況だ。従って、ソフトウェア開発による産出物に対する著作権の帰属と関連問題を根本的に改善するためには、開発社がソフトウェアの産出物に対する知識財産権を所有し、発注機関である国などは役務の目的に沿って正当な利用ができるようにするなどの補完対策が求められる。

¹⁰⁹韓国オンラインショッピング協会によると、オンライン商品取引市場の規模が2010年に27.3兆ウォン、2011年に31.8兆ウォン、2012年に36.1兆ウォンに増加している。

¹¹⁰オンライン通販サイトの模倣品販売の証拠を確保する機能の開発

一方、研究現場と産業界では、政府事業によって生み出された特許の場合も政府より特許技術を開発した企業または機関が所有するように持続的に要請してきた。米国、日本など先進国は知識財産の事業化を促すために政府が特許を所有・管理していた体制から民間が特許を所有・活用する体制に転換した¹¹¹。特許の活用を促進するためには技術を開発した企業または機関が特許を所有する必要があるためだ。従って、政府事業から生み出された特許を政府が所有・管理する体制から離れて民間が所有・活用する体制に変換するなど、特許の所有と活用に関する制度の改善が必要だという認識の下で関連議論が行われている。

第36回経済関係長官会合（‘14. 11.）において「公共特許の民間活用促進に向けた特許の所有制度の改善方案」が発表された。同改善案によって政府事業から生み出された特許を事業化するために政府が予算を投じたとしても実際技術を開発した企業または機関が特許を所有するようにする制度が政府事業の全般に拡大すると期待が寄せられている。また、政府は公共機関が保有している特許または研究開発の成果を企業が活発に商品化につなげるよう、その活用において障害となる制度を見直し、国間の国際共同研究に向けた知識財産の帰属基準を策定する計画だ¹¹²。

ロ. 紛争解決および違法コピーに対する捜査体系の効率性の強化

現在ソフトウェア著作権に係る紛争調停の対象類型は、ほとんどパッケージ・ソフトウェアに限られているが、ソフトウェア市場の相当部分を占めるITサービス分野または組み込みソフトウェアなどは、ADRによる紛争解決の実効性が低く紛争の解決に多大な時間とコストがかかる問題がある。訴訟による紛争解決もADRによる紛争解決もソフトウェア著作権に係る紛争の解決において専門力量を備えた専門家および機関が必要だ。現在運営しているソフトウェア鑑定制度をソフトウェア鑑定センターの設立または指定などにより、その規模および専門性を拡大する方案を検討する必要がある。

かつてソフトウェアの違法コピー防止に向けて取締りの概念で実施されてきたソフトウェアの違法コピー捜査は、最近提訴が前提にある捜査の観点に基づいて証拠を収集するための執行の概念に変化した。従って、どれほど多くの企業を対象に違法コピーソフトウェアの有無を摘発するのではなく、実際に違法コピーソフトウェアを使用している実態を正確に調べること

¹¹¹米国 Bayh-Dole Act (1980)、日本産業活力再生特別措置法 (1999)、産業技術力強化法 (2007) など

¹¹²特許庁報道資料（‘14. 11. 20.）

に捜査の観点が転換された。このような変化はソフトウェアの違法コピー捜査において権利保護に対する権利者の需要と捜査機関の捜査員の供給が不一致する問題、ソフトウェアの独占・寡占による直接的な不公正取引行為が増加する問題などをもたらしかねない。特別司法警察による捜査の開始のためには提訴人の相当な証拠提出が必要となるが、その証拠をどのように確保するかなどの現実的な問題が捜査の難点として作用している。

ソフトウェアの違法コピーに対する捜査の体系を効率化するためには、権利保護に対する権利者の需要と捜査機関の捜査員の供給間の適切した均衡を保つ必要があり、取引構造の限界によって違法コピーソフトウェアを利用せざるを得ない根本的・現実的な原因を除去する、または権利者自らが権利を防御する努力を重ねるなど認識の転換が欠かせない。国による刑罰権の発動が非常に強力な知識財産権の保護手段となるが、権利者自らが自身のソフトウェア著作権を保護するための努力も同時に求められる。

第3節 | 海外における知識財産権保護の強化

1. 海外における知識財産権の保護および紛争対応支援の強化

最近、企業環境のグローバル化が急激に進んでおり、その結果、全世界の有数の企業間において知識財産権紛争と特許不実施主体(NPEs)の中でも訴訟などの活動に特化した特許主張主体(Patent Assertion Entity : PAE)による特許訴訟の脅威が深刻化している。韓国企業も海外進出の活発化に伴って海外企業との知識財産権の紛争が拡大、激化するなど、海外における知識財産権の保護および紛争対応の重要性が高まっている¹¹³。これからも知識財産権の紛争の深刻化による莫大な訴訟費用および損害賠償額が発生し、紛争に巻き込まれた企業の被害規模が膨大になると見られる。具体的には輸出中断、商品の販売禁止、模倣品による企業イメージの低下などによる経済的被害が予想されるほか、韓国企業の競争力向上にも大きな負担となるため、韓国企業が海外における知識財産権の紛争にきちんと対処できるように国レベルの対応体系および戦略作りが必要だ。

イ. 海外における知識財産権保護基盤の造成

第一、海外における知識財産権の保護に向けて企業に対して主要国の知識財産権制度と特許など関連技術を紹介するプログラムを提供し、必要な情報を交換するインフラなどが必要だ。特に特許紛争の段階別に対応戦略を提供し、世界各国の法制に対する研究および教育を推進し

¹¹³韓国知識財産保護協会(2013)によると、国内企業と外国企業間の国際特許訴訟件数は、2009年に154件、2010年に186件、2011年に280件で毎年早い増加傾向を見せており、2013年の1年間韓国企業は計342件の国際知識財産権紛争を経験した。特に国内企業が外国企業から提訴された件数は2009年の112件から2013年に334件へ4年間で約3倍も増加した。

なければならない。また、世界各国の知識財産権専門家を育成し、国別特許紛争事例を収集・分析して体系的な対応システムを備える必要がある。

一方、企業が自主的に技術開発に乗り出すように支援を拡大しなければならない。グローバル知識財産権紛争を予防するためには、自主的に技術を開発して中核技術を保有する必要がある。しかし、中核技術を保有したとしても改良特許によって逆に紛争が発生するおそれもあるため、改良技術の開発などグローバル技術動向に対する分析を提供し、研究開発に対する支援も推進しなければならない。

また、海外における知識財産権の確保が活性化するように積極的な支援システムを備える必要がある。大企業と異なって中小企業は情報不足と知識財産権に対する認識不足、そして資金の不足により適時にグローバル知識財産権の確保に難航するケースが多い。従って、中小企業を中心に知識財産権の国際状況と出願方法などについて教育し、知識財産権の出願費用に対する政府支援を拡大してコスト負担による国際出願の低下が発生しないように管理する必要がある¹¹⁴。

最近、バラエティー番組、ドラマなど国内のテレビ番組のフォーマットが海外で好反応を得ている。国内の優れた制作技術、適切な現地化過程を通じてテレビ番組の輸出が成果を出すケースが着実に増えている。このように韓流に代表される韓国のコンテンツが世界中で成果を上げ、韓国企業の実質的な収益の増加につながるためには、現地における合法的な流通秩序を確立させる必要がある。そのため、コンテンツの現況と現地の市場状況、関連法制度、著作権の認識水準、購買力などを総合的に検討し、現地向けの支援事業を推進する必要がある。まだ著作権法制がしっかり整っていない国の場合、著作権環境を改善する積極的な国際協力と共に支援策も講じなければならない。

ロ. 海外における紛争対応支援の強化

知識財産権に係る紛争および訴訟は数年間行われたため、単なる紛争への対応のみでは物質的・時間的消耗を避け難い。従って、海外で発生するグローバル知識財産権紛争の進行メカニズムを把握し、関連技術をモニタリングして発生可能性がある紛争に持続的に備える必要がある。そのため、現在運営中のIP Deskと海外著作権センターの機能と力量を拡大してグローバル知識財産権紛争に持続的・体系的に対応する基盤を作らなければならない¹¹⁵。

¹¹⁴キム・セフン・キム・ジョンホ、「知識財産権の競争力強化に向けた紛争対応の国家的課題」、「紛争解決研究」第9巻第2号、紛争解決研究センター、2011、129-130ページ。

¹¹⁵企業は紛争相手の脆弱技術などに対して国内・国外の知識財産権を確保して紛争相手とクロスライセンスなどを締結して和解を誘導する方法も考えられる。

一方、米国企業および法律事務所に法律コンサルティングサービスを提供するLex Machina社は、毎年米国の特許訴訟動向を調査・分析した年次報告書を発表している。韓国でもLex Machina社の特許訴訟年次報告書と同じく国内・国外の訴訟動向に対する情報を提供して特許紛争に備えられるように支援する必要がある。今後、国内企業が国際特許紛争に対応するため、その支援策としてグローバル技術規制に対する対応および支援の拡大、市場先導型技術の掘り起こしおよび権利の強化、中小企業の知識財産権保護支援の拡大なども考慮しなければならない¹¹⁶。

2. 国際共助体系の確立

世界中で知識財産権紛争が増大しており、韓国のみならず主な先進国も利害当事者になっているため、知識財産権の保護に向けた国際共助が主なイシューとして浮上している。途上国において持続的に発生する模倣品による知識財産権の侵害はもちろん、最近議論を呼んでいるPAEによって国籍を問わず、全ての企業が知識財産権訴訟の対象となっているなどグローバル知識財産権紛争は拡大しつつある。このような知識財産権紛争の過熱が技術革新の阻害、産業成長の停滞をもたらすなど経済的損失を誘発するという国際社会の共感により、PAEの活動が最も盛んな米国では議会と政府が主導的に特許体系の補完・改善と共にパテントコントロールによる訴訟濫用の問題を解決するために特許制度の改善政策を地道に推進している¹¹⁷。

韓国も海外における韓国知識財産権の保護体系を強化するためにグローバル共助体系を確立しなければならない。まず、定期的な高官級会合を開催して韓国に友好的な知識財産保護環境を構築する方案を考える必要がある。まだ韓国とFTAを締結していない国の場合、交渉時に知識財産権紛争の解決に向けて両国政府の官僚が参加する「知識財産権委員会」の構成を推進し、同委員会を介して現地における韓国知識財産権の保護など執行に関する履行状況の点検および紛争の解決に関する議論を進める方法も考えられる¹¹⁸。その他にも、韓国との知識財産権紛争が多発している国の公務員を対象とした招へい研修事業などの交流を拡大して現地の取締り機関と人材ネットワークを強化する方法もある¹¹⁹。このようなグローバル共助体系が構築されれば、グローバル知識財産権紛争の予防にも貢献できると思われる。

¹¹⁶韓国科学技術企画評価院、「創造経済時代における科学技術の政策方向に関する研究」、2014、10 ページ。

¹¹⁷米ホワイトハウスは、無分別な特許訴訟から発明家を保護して米国の革新を持続的に促進できる立法勧告事項と行政措置を発表した（'13. 6. 4.）。

¹¹⁸韓 - EU FTA においても両国間の知識財産権に関する情報交換および協力方案を議論するための枠組み（韓 - EU IP Dialogue）を運営している。

¹¹⁹国家知識財産委員会、K-ブランド保護総合対策、2014。

第4節 | 知識財産権に関する国際協力の拡大

1. 国際機関との協力拡大および議論への参加

国際社会において国および企業間の技術紛争は、経済のグローバル化が急激に進み、日々増加している。このように知識財産権を巡る国境が事実上消えつつあり、市場が統合されていることを受けて各国では自国のみならず海外における自国民の知識財産権の保護が主なイシューとして浮上しており、WIPOを筆頭にグローバル知識財産権のイシューに対する議論が持続的に行われている。従って、グローバル懸案に対処し、ひいては関連制度の先進化を実現するために韓国政府もグローバル知識財産権のルール作りに関する議論の場に積極的に参加する必要がある。

知識財産権に関する多国間協議は、WIPOを中心に行われている。WIPOは著作権侵害および模倣品の防止に向けて「執行措置を補完するための予防的活動および成功事例の展示会 (Exhibition on Preventive Action or Successful Experiences to Complement Ongoing Enforcement Measures)」を2014年3月3日から5日まで執行諮問委員会 (Advisory Committee on Enforcement) による会議の会期中に開催した。同展示会は、単なる知識財産権の侵害に対する法律的制裁のみならず、ユーザーおよび創作者、生産者に知識財産の保護に対する責任を持たせる教育、キャンペーンなどを提示した¹²⁰。韓国も米国、英国、中国など主要国と共に同展示会に参加して著作権保護に対する認識向上キャンペーン、教育プログラムなどの多様な活動を広報した¹²¹。同展示会への参加により、著作権に対する認識向上を図る韓国の政策について各国の理解を深めることができた。これからもこのような取り組みを持続させる必要がある。

¹²⁰ほとんどの国は、発明者と消費者に模倣品防止に対する認識向上教育を施行中で、知識財産権に対する教育、認識および態度の改善を最も重要な予防活動として認識している。一部の国では児童を対象に学校で知識財産権に対する講義を行っている。

¹²¹韓国知識財産研究院、「WIPO、模倣品を防止するための予防活動および成功事例の展示会を開催」、Issue & Focus on IP 第13号、2014、21ページ。

商標については、TM5が2014年12月3日から2日間、東京において「2014年TM5年次会合」を開催した。同会合は、2012年から始まって3回目の開催を迎え、著名な地名およびブランドなどの商標が海外において全く関係のない第三者によって無断出願・登録される、いわゆる「悪意のある商標出願」に対応するために各国の制度・運営および商標の画像イメージ検索に関する課題と解決策について議論が行われた¹²²。

一方、2014年10月12日に「遺伝資源へのアクセスおよび利益配分に関する名古屋議定書(Nagoya Protocol on Access and Benefit Sharing: ABS)」が発効した。名古屋議定書は¹²³、2014年7月12日にウルグアイが国連に50番目の批准書を寄託したことをもって発効要件を満たして発効した。韓国は10月6日から17日まで江原道平昌において名古屋議定書締約国による初めての会合である「第12回生物多様性条約締約国会議」¹²⁴を開催した。同会議を通じて遺伝資源による利益を公正かつ衡平に共有するための国際的な枠組みなどを策定した¹²⁵。韓国は豪州、中国、ニュージーランドなどと共にまだ同条約に批准していないが、今後の批准に備えて名古屋議定書の発効によるABSに関する条項が行政的・政策的に実現されるように法律および制度的基盤を整備する必要がある。

その他にも知識財産権に関する国際条約の新規加盟に伴う国内の知識財産権関連法律と制度も見直さなければならない。韓国は2014年3月31日、WIPOと「産業デザインの国際登録に関するハーグ協定(Hague Agreement for the International Registration of Industrial Designs)」に加盟し、2014年7月1日から国際デザイン出願制度を施行した。ハーグ協定は¹²⁶、特許のPCT出願、商標のマドリッド出願に相応する国際産業デザイン出願に関する条約だ。米国、日本、中国などは現在協定加盟に向けた自国の立法を推進しているが、主なデザイン多出願国¹²⁷のうち韓国が先にハーグ協定に加盟し、その他主要国の協定加盟を促進すると期待されている¹²⁸。

また、WIPO主導で成案に至った「盲人、視覚障害者および読字障害者の出版物へアクセス促進のためのマラケシュ条約(The Marrakesh Treaty to Facilitate Access to Published Wor

¹²²韓国知識財産研究院、「TM5、2014年度の年次会合を開催」、Issue & Focus on IP 第49号、2014、21ページ。

¹²³名古屋議定書は、締約国が医薬品の土台となる微生物などの遺伝資源を産地から不正な方法で取得しないよう、事前承認および利益共有の契約を義務付ける国際規範である。

¹²⁴生物多様性条約締約国会議は1994年にバハマのナッソーで初めて開催された以降、2年置きで開催されている。会議は、生物多様性分野における最大規模の国際会合であって、生物多様性条約の履行を具体化しており、決定事項は国際社会および環境政策に大きな影響を与えている。

¹²⁵江原発展研究院、「第12回生物多様性条約締約国会議(CBD COP12)の成果と課題」、2014。

¹²⁶ハーグ協定は、1つの言語で作成した1つの願書をWIPOに提出すれば、デザイン登録を受けようとする複数国(複数の指定国)に出願した効果を付与する。

¹²⁷世界中のデザイン出願92万件のうち中国が66万件、韓国が6万件、米国が3万件、日本が3万件で、4カ国のデザイン出願が全体の85%を占めている。欧州は6万件で約7%を占めている。

¹²⁸韓国知識財産研究院、「WIPO、韓国のハーグ協定加盟を発表」、Issue & Focus on IP 第16号、2014、27ページ。

ks for Persons who are Blind, Visually Impaired, or otherwise Print Disabled)」は、著作権保護と利用の均衡を促し、相対的に技術と文化の恩恵を受けられない視覚障害者などのために国際規範を策定したという点で意義があり、韓国は2014年6月に同条約に署名した。これで知識財産権の強力な保護のみを強調していた過去のパラダイムから離れて保護と利用の均衡が創作者による積極的な創作を誘引するだけでなく、自主的な保護につながる新しい保護パラダイムを提示している。

知識財産権制度を活性化し、保護するための国際的な取り組みはWIPOを中心とした協力活動以外にも世界複製権機構(IFRRO)における著作権に対する議論、国連傘下の薬物犯罪事務所(UNODC)における模倣品の密売防止および知識財産権に対する認識向上キャンペーン、国際商標協会(INTA)の商標および関連の知識財産権活動に対する支援、世界保健機関(WTO)による必須医薬品に対する決議案の採択、国際インターネットアドレス管理機構(ICANN)におけるインターネットの進化に伴う活用に対する議論などがあった。このように国際社会は知識財産権に関する多国間の議論を進めているが、韓国も足並みを揃えて韓国国民の知識財産権が国際社会において活用され、保護を受けられるように国際規範作りに向けた議論に積極的に参加する必要がある。

2. 途上国に対する知識財産権活性化の支援

最近、知識財産権に対する重要性が増大しつつあるにもかかわらず、途上国では知識財産権に対する関心とノウハウが不足しているため、WIPOなど国際機関を中心に先進国と途上国の知識格差を縮めようとする議論が活発になっている。2014年9月25日、WIPOは国際医薬品購入ファシリティ(UNITAID)¹²⁹と共にHIV/AIDS分野に限定されている医薬品特許プール(Medicines Patent Pool、MPP)を医薬品へのアクセスを向上するために結核、C型肝炎およびその他疾患に拡大運用する方案について議論した。UNITAIDではHIV/AIDS分野にのみ運用される医薬品特許プールに結核などその他疾患を追加して運用できるかどうかに対する研究を進めている¹³⁰。韓国も知識財産権分野を主なODA対象分野に選定・推進しており、著作権分野は文化体育観光部がWIPOを介して知財権のODAに関する事業に取り組んでいる。

¹²⁹エイズ、結核、マラリアの3大感染症を対象に治療医薬品が至急な患者に低価格の医薬品を持続的に供給するためにWHOの支援を得て同機関を設立した。

¹³⁰韓国知識財産研究院、「WIPO、UNITAIDと医薬品特許プールの拡大に関する議論」、Issue & Focus on IP 第2014-42号、2014、22ページ。

特許庁は、現在ODA事業を介して韓国型特許行政システムを普及し、2013年10月から2015年までARIPO加盟国の特許情報化システムを構築する計画だ。また、特許情報によって公知された技術を活用して途上国が必要とする技術を効果的に開発するほか、商標権の獲得を支援して商品の付加価値を向上させるために努力している。2010年から2014年9月までアフリカのチャドをはじめ、計6カ国(チャド、ネパール、カンボジア、グアテマラ、フィリピン、パプアニューギニア)において8件の適正技術の普及事業を実施した。ブランドの場合、6カ国(チャド、中国、チリ、カンボジア、ボリビア、フィリピン)において7件の開発事業を推進した。最近ではアフリカ知的財産機関(Organisation Africaine de la Propriete Intellectuelle : OAPI)、ASEANの委託により加盟国の公務員を対象にIPシステムに関する教育コースも運営した。

IP ODA事業の成功のためには様々な努力が求められる。まず、関係部処および機関間の協力を通じてODA事業の目標達成に向けた長期計画およびビジョンを立てる必要がある。また、IP ODA予算は韓国のODA予算全体で占める割合が極めて少ないため、追加的な財源の確保に向けた努力が求められる。その他にもIP ODA事業を成功に導くために適切な評価システムの導入も検討する必要がある¹³¹。

¹³¹淑明女子大学、「途上国の知識財産分野の発展に向けた開発協力コンテンツの開発および IP-Divide の解消に関する研究」、特許庁、2013、189-193 ページ。

第5節 | 新知識財産の保護体系の強化

1. 新知識財産権の保護制度の強化

イ. 植物新品種に対する保護制度の強化

種子産業に対する国内の保護法制は大きく特許法、種子産業法、植物新品種保護法がある。韓国はかつて主要農作物種子法と種苗管理法を統合して種子管理体系を一元化し、WTO TRIPs協定の履行に関連して植物新品種の育成者の権利を保護するために1995年に種子産業法を制定して1997年度から施行している。

品種保護権の強化に向けて2012年に従来の「種子産業法」から「植物新品種保護法」が分離・制定され、2013年度から施行中だ。植物新品種の保護制度を強化するためには植物新品種保護法の施行令、施行規則など新品種保護法の下位法令の整備、品種保護に向けた特別司法警察制度の導入などが必要だ。また、品種保護制度の運営機関には国立種子院（農・園芸作物）、国立山林品種管理センター（森林作物）、水産植物品種管理センターなどがあるが、これら品種保護制度の運営機関間の緊密な業務協力による行政効率性の向上および運営体系の確立が求められる。その他にも国内における国際審査基準の活用体系を構築し、国・地域間の品種保護審査協力によって制度運営の効率化を向上するほか、国際交流の拡大による品種保護の情報収集、相互交流および国間の連携強化など、植物新品種に関する国際機関との協力および交流を強化する必要がある¹³²。

種子産業に関する主な保護法制は、特許法と植物新品種保護法だ。特許法と植物新品種保護

¹³² 農林畜産食品部、2015年度農林畜産食品部の知識財産推進計画、2014。

法は、植物新品種保護国際同盟(UPOV)またはWTO TRIPs協定に基づいて重複の保護法制として作用している。植物新品種保護法と特許法の重複によって起こり得る問題としては、出願手続きに関する問題、権利の効力範囲に関する問題、権利間利用・抵触関係の問題などを上げられるが、まだ両法制の関係設定などに関する部分が不明確であるため、まず明確な関係設定の上、法令の改正または解釈に対する根拠が必要だ¹³³。

ロ. 生物資源に対する保護制度の強化

21世紀は、「海洋の世紀」といわれるほど各国は海洋資源の開発に積極的に乗り出している。従って、このような国際的な流れに対応し、創造経済を実現するために海洋領域の生物資源を新成長動力として育成するために持続的な研究が求められる。その推進に向けて優先的に農水産生命資源の国家管理体系の確立および活用基盤の構築などが行われる必要がある。このような趣旨の下で2012年に「農水産生命資源の保存・管理および利用に関する法律」を全部改正して施行しており、同法律に基づいて生物資源の保護に関する基本計画および年次別の施行計画を立てて体系的な調査および研究を推進している。

一方、「ABSに関する名古屋議定書」の締結および国内発効が迫っているため、国内の生命資源基盤事業および品種保護権など知識財産の創出に利用される生物資源の確保が必要となった。そのために韓国では見られない形質を有している国外の有用な遺伝資源を確保し、生命資源(種子・品種)を体系的に調査・収集しなければならない。これには資源富国の現地における収集および国際機関(AVRDC)を介した遺伝資源の確保、国外における主要作物の収集、園芸作物の品種開発に向けた遺伝資源の確保、MOU締結など公式チャンネルを介した海外遺伝資源の安定的な収集ルート確保なども含まれる。このように名古屋議定書の発効に備えて農水産生命資源の管理体系を確立しなければならない、農水産生命資源の体系的な収集・保存・評価・利用活性化の拡大を推進する必要がある。その他にも国際条約に効率的に対応し、未来の需要を反映するために国レベルで生物資源を戦略的に掘り起こし、確保および保存・管理に向けた体系を強化しなければならない¹³⁴。

ハ. 伝統的文化表現・伝統知識の保護制度の強化

最近では伝統文化と現代文化の融合・複合により、伝統文化のリメイクおよび国内・国外における活性化が図られている。このように伝統文化を活用した産業界のニーズが増大している中で、伝統文化産業が成長するように体系的な政策の支援が求められている。そのため、2015年

¹³³ 忠南大産学協力団、「種子分野の特許制度と品種保護制度の調和および両制度を活用した効率的な権利確保の方法に関する研究」、特許庁、2014、198 ページ。

¹³⁴ 農林畜産食品部、2015年度農林畜産食品部の知識財産推進計画、2014。

に伝統文化資源の現代産業化に対する支援¹³⁵と伝統 - 現代文化の融合・複合商品の開発支援などの政策が施行される予定で¹³⁶、これによって伝統文化の振興を基盤とする国のブランド価値の向上および新しい付加価値の創出が期待されている。

国内・国外的に伝統的文化表現(TCE)基盤の創作活動および商業化が盛んになっているが、誤用・濫用、経済的利益の不公正な配分などの問題が発生している。そのため、2000年以来WIPO内の「遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会(IGC)」を中心に伝統的文化表現の適正な保護体系の樹立に向けた議論が進められており、韓国は定期的開催されるWIP O IGC会合に参加して主な争点に対する韓国の立場を改進している。

今後は、これまでの条約の草案に対する綿密な分析を基に国際的な議論の流れに積極的に対応して行かなければならない。ひいては伝統的文化表現の保護と利用の活性化が調和を成した国際規範作りに貢献し、国際社会の著作権秩序の中で韓国のステータスを向上するように取り組む必要がある¹³⁷。

2. 新知識財産権の創出・活用の基盤の強化

国内バイオ産業の持続的な成長により、特許生物資源を活用した研究および商品の開発が進み、特許生物資源の安定的な保存に対する必要性が浮上した。従って、特許生物資源の活用を促し、持続的かつ安定的な保存の基盤を構築する必要がある。そのために微生物に関する発明の特許出願情報が漏れなく正確な形態で提供されるように特許微生物照会システムを改善し、国家特許微生物統合保存所に移管される特許微生物のコピーの製作および統合保存を持続的に推進するほか、特許微生物寄託制度に関する告示の改正および寄託機関の業務処理方式の統一化に向けたガイドラインを作らなければならない¹³⁸。

一方、新しいタイプの商標は、1997年の「立体商標」をはじめ、2012年に「音・匂いの商標」など非視覚的な商標まで導入されたが、現在出願量はさほど多くない。新しいタイプの商標は取引業界および一般需要者に現実的に使われているが、商標として出願登録が可能だという認識が不十分だ。そのため、新しいタイプの商標の活用および積極的な権利化に向けて新しいタイプの商標制度に対する企業および国民の認識を向上し、関連制度の改善などを推進する必要がある¹³⁹。

¹³⁵新しい韓服の開発プロジェクト、韓紙素材の登録および海外プロモーション、韓服・韓紙商品の開発コンテストなど

¹³⁶伝統文化融合・複合商品の開発専門家の教育、伝統文化創造センターの運営、新しい伝統文化支援の掘り起こしおよび育成など

¹³⁷文化体育観光部、2015年度文化体育観光部の知識財産推進計画、2014.

¹³⁸特許微生物寄託機関の指定、管理、取消について特許法・特許法施行令・特許法施行規則の改正(2014年)事項を告示に反映する必要がある。

¹³⁹特許庁、2015年特許庁の知識財産推進計画、2014.

3. 未来有望技術および新知識財産の掘り起こし・活用に向けた基盤の構築

知識情報社会に差しかかり、新しい技術の有無が国または企業の競争力のみならず死活にまで影響を及ぼすほど重要となっている。そのため、特許庁は、2012年から「国家特許戦略の青写真構築事業」を推進し、2014年まで12の産業分野において計130件の未来有望技術を選定した。これは、特許庁が保有している2億5千万件の特許ビッグデータを基に産業分野別に100万件を上回る大規模の特許情報を分析して掘り起こしたものだ¹⁴⁰。

<表 5-5-1>2014年5大産業分野および分野別10大未来有望技術

産業分野	10大未来有望技術	
農林水産食品	▲ICT融合作物生育モニタリングおよび環境制御 ▲農生命遺伝体の活用 ▲分子表紙技術 ▲高付加農産物加工技術 ▲環境配慮型の農林畜産廃棄物の資源化および汚染除去技術 ▲天然化粧品技術の開発および製造 ▲伝統PROBIOTICS食品の素材化 ▲食品由来の脱毛改善物質の抽出作用機序の解明 ▲土着海洋資源の活用有用物質の生産 ▲土着微生物資源の活用有用物質の生産	
部品	▲自律走行支援技術 ▲衝突防止システム ▲電気自動車の電力充電技術 ▲フレキシブル電源供給技術 ▲モノのインターネットの具現に向けた巨大連結性のプラットフォーム ▲3Dプリンティングレーザー加工制御技術 ▲環境汚染源の感知のための複合センサー ▲次世代ディスプレイ向け光学部品 ▲PMS技術 ▲ナトリウム2次電池技術	
新再生可能エネルギー	▲(太陽光)シリコン太陽電池の超高効率化および低価格化の技術 ▲(太陽光)建物および生活型の太陽光応用システム技術 ▲(太陽光)次世代薄膜太陽電池の高効率化および大面積への応用技術 ▲(風力)浮流式海上風力システム ▲(風力)ICT基盤LCOE低減技術(盛業技術と監視および出力制御システム) ▲(燃料電池)膜・電極の接合体製造技術 ▲(燃料電池)SOFC高温密封素材の技術 ▲(バイオ)木本系バイオマス前処理技術 ▲(廃棄物)高効率廃棄物の合成ガスの精製技術 ▲(太陽熱)負荷連携方の熱エネルギー融合・複合技術	
海上 航空 輸送	海上	▲LNG運搬船 ▲氷海上船 ▲船舶エネルギー削減技術 ▲水中環境の保護技術 ▲船舶の安定性能技術 ▲FPSO(浮流式原油生産の貯蔵・E荷役設備) ▲FPSO&FSRU(浮流式液化天然ガスの貯蔵・E再ガス化設備) ▲Riser & Pipeハンドリングシステム ▲Mud flow sys/Cement Dry Bulk Sys. ▲プラント設備の自動位置制御(Dynamic Positioning)
	航空	▲衛星組み立て設備および試験技術 ▲人工衛星本体の推進系技術 ▲発射体の推力ベクター制御技術 ▲地上センターの衛星管制および運営技術 ▲衛星資料の情報化技術 ▲航空機のガスタービンの燃焼機設計と制御技術 ▲航空機の診断/修理/寿命管理および性能評価 ▲回転翼航空機の動力伝達系統技術 ▲無人機の衝突探知および回避管制/統制システム ▲無人機EO/IR&SAR
LED・光	▲GaN、Si基板およびエビ技術 ▲非可視光(UV、IR)およびナノLED技術 ▲フレキシブル光素子技術 ▲LEDシステム照明 ▲LED環境安全技術 ▲シリコン・フォトニクス ▲高出力LDおよび高繊維レーザー技術レーザー、光イメージング技術 ▲メディバイオ光計測技術 ▲Coherent光通信向け部品および近距離通信連結技術	

※出処：特許庁

¹⁴⁰未来有望技術は、①まず、産業分野別にR&D部処の企画専門家、研究者、特許専門家などのメンバーで戦略委員会を構成し、②数百万件の特許データを分析するために客観的・体系的な「特許基盤の戦略技術体系」を導き出した後、③計1,600件の中核技術に対して浮上性・オリジナル性・有望性など様々な特許指標を分析し、有望技術群候補(513件)を選別し、④分野別専門家の検証を経て最終確定した(特許庁報道資料、'14.12.6.)

韓国企業は、技術の進歩と消費水準の先進化と共に急激に変貌する市場において激しい競争を強いられている。このような競争環境の中で生き残るためには、持続的に新しい技術を開発して市場に公開する必要がある。技術開発と共に重要なのは、市場が求める技術をできるだけ早く披露し、市場を先取りすることだ。しかし、技術進化のスピードに比べて新技術に対する研究開発はより多くの時間と費用がかかる。つまり、未来の有望技術のトレンドに対する情報を入手することが何より重要だ。従って、未来有望技術の掘り起こしは、企業が研究開発に取り組む過程で未来を見通し、備える主な焦点(focal point)として有効な投資と良質の特許を創出するための基盤を提供すると見られる。

その他にも最近、モノのインターネット、知能型半導体、スマートカー、3Dプリンティング、クラウドコンピューティング、ビッグデータなどからも分かるように、未来技術に対して提起される 이슈は、融合技術と多重の使用環境だ。こうした理由で未来有望技術に関して新しい様相の知識財産紛争のみならずメーカーの責任、消費者の保護、産業セキュリティ、プライバシー侵害の問題など解決すべき問題が多発すると見られる。国の産業発展が持続するには、未来有望技術および新知識財産の掘り起こしと活用に向けた基盤作りが必要で、そのためには新しい技術の出現による変化に積極的に対処するように政府と民間、大学・研究機関と企業が力を合わせて政策形成の場に参加して知恵を絞る必要がある。

参考文献

第1章 はじめに

- 米商務省、「Intellectual Property and the U.S. Economy」、2012.
- 特許庁、「2013 知識財産白書」、2014.
- OECD、「The Knowledge-Based Economy」、1996.

第2章 知識財産の保護環境

- 特許庁、「2013 知識財産白書」、2014.
- 特許庁、「知識財産統計 FOCUS」通巻 1~4 号、2014.
- 世界知的所有権機関、「2014 年世界知識財産指標」、2014.

第3章 知識財産権保護政策の現況

- 国家知識財産委員会、「Economic Study on Patent Backlogs」、2010.
- 国家知識財産委員会、「2013 年国家知識財産委員会の年次報告書」、2013.
- 国家知識財産委員会、「IP・技術価値評価体制の業績点検結果」、2014.
- 韓国知識財産研究院、「2013 年知識財産執行に関する合同戦略計画」、2013.
- 韓国知識財産研究院、「特許・商標・デザインの審査処理期間の短縮による経済的効果」、2013.
- 韓国知識財産研究院、「2014 年国家知識財産権の戦略的な実施推進計画」、2014.
- 韓国知識財産研究院、「米国特許商標庁 2014-2018 の戦略計画」、2014.
- 韓国知識財産研究院、「知的財産推進計画 2014」、2014.

第4章 知識財産保護政策の成果

- 国家知識財産委員会、「2013 年国家知識財産委員会の年次報告書」、2014.
- 警察庁、「2013 年警察白書」、2013.
- 法務部、「2014 年法務年鑑」、2014.
- 食品医薬品安全処、「2014 年食品医薬品の安全白書」、2014.
- 特許庁、「2012 年知識財産白書」、2013.
- 特許庁、「2013 年知識財産白書」、2014.

- 特許庁・韓国知識財産保護協会、「2014年知識財産保護に関する国民の認識度調査」、2014.
 - United States Government Accountability Office(GAO)、「Intellectual Property-Assessing factors that affect patent infringement. Litigation could help improve patent quality」、2013.

第5章 対応方向および今後の見通し

- クァク・チュンモク、「日本の職務発明制度に対する見直しの議論」、
「国別年間知識財産の政策分析」、韓国知識財産研究院、2014.
- キム・セフン・キム・ジョンホ、「知識財産権の競争力強化に向けた紛争対応
に関する国家的課題」、「紛争解決研究」第9巻第2号、紛争解決研究センター、2011.
- キム・シヨル・パク・ジュワン、「中小企業の技術流出防止のための小考」、
「IP Insight」第1巻第3号、韓国知識財産研究院、2013.
- キム・ジョンホ、「知的財産権の保護の法的根拠に関する解釈論としての哲学的
論拠」、「弘益法学」第13巻第3号、弘益大学法学研究所、2012.
- キム・チャンファ、「自然独占の理論から見た知的財産権制度の理解」、「情報法
学」第17巻第1号、韓国情報法学会、2013
- キム・ヒョクジュン、「アイデア保護に対する国民の認識調査」、「知識財産政策
(IP Policy)」通巻第16号、韓国知識財産研究院、2013
- 文化体育観光部、「著作権白書」、2013.
- ミン・ヒョンドン、「特別司法警察の運用実態および改善課題に関する小考」、
「韓国民間警備学会報」第10号、韓国民間警備学会、2007.
- パク・ジョング、「中小企業に対する技術保護支援政策の問題点と改善方案」、
「科学技術法研究」、第20集第1号、「科学技術法研究院」、2014.
- 淑明女子大学、「途上国の知識財産分野の発展に向けた開発協力コンテンツ開発
および IP-Divide 解消方案の研究」、特許庁、2013.
- イ・イルグ外、「特許審査品質の改善方案に対する研究：解放型審査プラット
フォームを中心に」、「知識財産研究」第6巻第4号、韓国知識財産研究院、2011.
- チャン・テミ、「特許権侵害に対する損害賠償制度の現況および示唆点」
「Issue & Focus on IP」、第44号、韓国知識財産研究院、2014.

- チェ・スンジェ、「特許法第 128 条に基づく損害賠償体系の適性性に対する研究」、「弁護士」第 43 巻、ソウル地方弁護士会、2013.
- 忠南大産学協力団、「種子分野の特許制度と品種保護制度の調和および両制度を活用した効率的権利の確保方案の研究」、特許庁、2014.
- 韓国科学技術企画評価院、「創造経済時代の科学技術政策方向に関する研究」、2014.
- 韓国著作権団体連合会著作権保護センター「著作権保護に関する年次報告書」、2014.
- 韓国著作権委員会、「著作権統計」、2014.
- 韓国知識財産研究院、「高品質の特許創出に向けた審査プロセスの改善に関する研究」、2013.
- 韓国知識財産研究院、「国家別年間知識財産政策分析」、2014.
- 韓国知識財産研究院、「TM5、2014 年 TM5 年次会合の改善」、「Issue & Focus on IP」第 49 号、2014.
- 韓国知識財産研究院、「WIPO、国際医薬品購入ファシリティと医薬特許プールの拡大に対する議論」、「Issue & Focus on IP」第 42 号、2014.
- 韓国知識財産研究院、「WIPO、模倣品を防止するための予防的活動および成功例の展示会の開催」、「Issue & Focus on IP」第 13 号、2014.
- 韓国知識財産研究院、「WIPO、韓国のハーグ協定加盟を発表」、「Issue & Focus on IP」第 16 号、2014.

国家知識財産委員会 知識財産戦略企画団

コ・ギソク 団長 | クォン・ギユウ 知識財産振興官 | キム・ジンヒ 専門官

韓国知識財産保護協会

チョ・グキョン 知財権保護経営企画本部長 | ファン・ギョチュオル 紛争支援チーム米国弁護士 |
ホン・ソクチュオル 公益弁理士/特許相談センター弁理士 | ソン・ボイン 公益弁理士/特許相談センター弁理士 |
チャ・サンフン 海外支援チーム代理 | パク・ソヨン 研究基盤チーム代理 | パク・ギョンミン 紛争支援チーム主任

韓国著作権委員会

チェ・ギョンス 法制研究チーム主席研究委員 |
キム・チャンドン 法制研究チーム責任研究委員 | パク・ハヌル法制研究チーム研究員

著作権保護センター

キム・ジャヒョン 調査広報チームチーム長

韓国知識財産研究院

クァク・チュンモク 法制研究チーム専門委員

国立生物資源官

イ・ビョンヒ 植物資源科研究官

チョン・ヒョジョン 外交部経済共同体課事務官

キム・ボンジン 法務部商事法務課検事

イ・スンフン 文化体育観光部著作権政策課書記官

アン・ヒョングン 農林畜産食品部科学技術政策課研究官

オ・ギョンロク 海洋水産部海洋政策課書記官

キム・ヒョンジョン 食品医薬品安全処医薬品管理科書記官

キム・ヒョンス 警察庁知能犯罪捜査科警部


チョン・ジェフン 特許庁産業財産保護政策課書記官

イ・ボムチョン 貿易委員会不公正貿易調査課事務官

2014年 知識財産侵害対応および保護執行に関する報告書

発行日 2015年2月
発行人 国家知識財産委員会委員長 イ・ワング・ユン・ジョンヨン
発行先 国家知識財産委員会
京畿道果川市官門路47(中央洞)政府果川庁舎4棟209号
電話 02-2110-2192 ファックス 02-2110-0285
ホームページ <http://www.ipkorea.go.kr>
印刷 ソウル企画印刷 02-2272-2531

発刊登録番号 12-B552783-000030-10
ISSN 2384-1338



大統領所属
国家知識財産委員会
Presidential Council on Intellectual Property



9 772384 133001
ISSN 2384-1338

45